姫島村地域防災計画

（風水害等対策編）

令和８年３月

姫島村防災会議

－目　次－

第１部　総則 1

第１章　計画の目的 3
第１節　計画の目的 5
第２節　計画の性格と内容 5
第３節　計画の理念 6
第４節　計画の位置付け 7
第５節　計画の修正 8
第６節　計画の周知 8

第２章　姫島村の地勢及び気象 11
第１節　位置及び面積 13
第２節　海岸・山地・丘陵・低地 13
第３節　土地利用等社会的条件 13
第４節　地質 13
第５節　気象 14

第３章　災害とその特性 15
第１節　豪雨災害・台風 17
第２節　その他の気象災害等 19

第４章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 21

第５章　被害の想定 29
第１節　豪雨災害・台風 31
第２節　その他の災害 31

第２部　災害予防 33

第１章　災害予防の基本方針等 35
第１節　災害予防の基本的な考え方 37
第２節　災害予防の体系 39

第２章　災害に強いむらづくり 41
第１節　被害の未然防止事業 44
第２節　災害危険区域の対策 49
第３節　防災施設の災害予防管理 51
第４節　地域の防災環境整備 53
第５節　建築物の災害予防 54
第６節　農林水産物の災害予防 56

第７節　防災調査研究の推進 58
第８節　水災防止対策の実施 59
第９節　減災対策協議会 60
第３章　災害に強い人づくり 61
第１節　自主防災組織 65
第２節　防災訓練 69
第３節　防災教育 73
第４節　消防団・ボランティアの育成・強化 79
第５節　要配慮者の安全確保 81
第６節　帰宅困難者の安全確保 91
第７節　地域ごとの避難計画の策定 92
第８節　村民運動の展開 94
第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 95
第１節　初動体制の強化 99
第２節　活動体制の確立 102
第３節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 108
第４節　救助物資の備蓄 113
第５節　地域の孤立化対策 114
第５章　その他の災害予防 115
第１節　災害対策基金の設置 117

第３部　災害応急対策 119

第１章　災害応急対策の基本方針等 121
第１節　災害応急対策の基本方針 123
第２節　村民に期待する行動 124
第３節　災害応急対策の体系 127
第２章　活動体制の確立 129
第１節　組織 131
第２節　動員配備 141
第３節　通信連絡手段の確保 146
第４節　気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等 148
第５節　災害情報・被害情報の収集・伝達 157
第６節　災害救助法の適用及び運用 160
第７節　広域的な応援要請 165
第８節　防災ヘリコプターの緊急運航の要請 169
第９節　自衛隊の災害派遣体制の確立 171
第10節　他機関に対する応援要請 177

第11節　技術者、技能者及び労働者の確保 178
第12節　ボランティアとの連携 180
第13節　帰宅困難者対策 182
第14節　応急用・復旧用物資及び資機材調達供給 183
第15節　交通確保・輸送対策 184
第16節　広報活動・災害記録活動 191
第３章　生命・財産への被害を最小限とするための活動 195
第１節　風水害に関する情報の収集・村民への伝達等 197
第２節　火災に関する情報の収集・伝達 199
第３節　水防 201
第４節　避難の指示等及び誘導 206
第５節　救出救助 217
第６節　救急医療活動 220
第７節　消防活動 223
第８節　二次災害の防止活動 225
第４章　被災者の保護・救護のための活動 229
第１節　避難所運営活動 230
第２節　避難所外被災者の支援 238
第３節　食料供給 240
第４節　給水 244
第５節　被服寝具その他生活必需品給与 246
第６節　医療活動 249
第７節　保健衛生活動 250
第８節　廃棄物処理 252
第９節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬 254
第10節　住宅の供給確保等 257
第11節　文教対策 261
第12節　社会秩序の維持・物価の安定等 266
第13節　義援物資の取扱い 267
第14節　高齢者・障がい者・要保護児童等に対する災害時福祉 268
第15節　被災動物対策 270
第16節　地域の孤立化対策 271
第５章　社会基盤の応急対策 273
第１節　電気、ガス、簡易水道、下水道、通信の応急対策 275
第２節　道路、港湾、漁港等の応急対策 276
第３節　農林水産業に関する応急対策 277

第４部　災害復旧・復興 279

第１章　災害復旧・復興の基本方針 281
第２章　公共土木施設等の災害復旧 285
第３章　被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 289
第４章　被災者支援に関する各種制度の概要 293
第１節　経済・生活面の支援 295
第２節　住まいの確保・再建のための支援 297
第３節　農漁業・中小企業・自営業への支援 298
第５章　激甚災害の指定 299
第１節　激甚災害指定の手続き 302
第２節　特別財政援助 303

第１部　総則

第１章　計画の目的

第２章　姫島村の地勢及び気象

第３章　災害とその特性

第４章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第５章　被害の想定

第１章　計画の目的

第１節　計画の目的

第２節　計画の性格と内容

第３節　計画の理念

第４節　計画の位置付け

第５節　計画の修正

第６節　計画の周知

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、姫島村（以下、「村」という。）における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって村域の保全と村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第２節　計画の性格と内容

この計画は、前線や台風等に伴う大雨や火山の噴火をはじめとする風水害等に係る防災事務又は業務の処理に関し、概ね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、村及び県並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画の示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

この計画は姫島村地域防災計画「風水害等対策編」であり、別途策定する姫島村防災計画「地震・津波対策編」「事故等災害対策編」とは、対象とする災害の種類において区別される。

（１）村の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、村、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
（２）防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
（３）情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他災害応急措置事項
（４）災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
（５）災害復旧に関する事項
（６）その他防災に関し必要な事項

第３節　計画の理念

「村民の生命、身体と財産を災害から守る」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進していく。

（１）村民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進
- 災害に強いむらづくり
- 災害に強い人づくり
- 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

（２）迅速かつ的確な災害応急対策の実施
- 活動体制の確立
- 生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- 被災者の保護及び救助のための活動の展開
- 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

（３）速やかな復旧・復興の推進

第４節　計画の位置付け

災害対策基本法

国土や国民を災害から守るため、公共機関が必要な体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図る。
震災（地震）、風水害、海上災害、雪害や人為的災害である原子力災害、事故災害（航空災害など）に適用される。

防災基本計画（災害対策基本法第34条）

・中央防災会議
（内閣府に設置、会長：内閣総理大臣）が作成。
・災害及び災害防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を勘案して、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならない。

大分県地域防災計画（災害対策基本法第40条、防災基本計画）

・大分県防災会議が防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならない。
・県民の生命、身体及び財産を災害から保護することが目的

風水害等対策計画編
○豪雨災害・台風
○その他の気象災害（雪害、風害、火山噴火災害、干害）
○火山災害

地震・津波対策計画編
○地震による災害
○津波による災害

事故等災害対策編
○道路災害　○鉄道災害
○航空機災害　○海上災害
○大規模災害　○林野火災
○放射性物質事故及び原子力災害
○危険物等災害　○その他の災害

姫島村国土地域強靭化計画

大規模自然災害に対して、村民の生命・身体・財産を守り、社会・経済への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する強靭な地域づくりを推進するために令和３年３月に策定。

地域強靭化に関する施策について、本村の他の計画の指針となる。

姫島村地域防災計画（災害対策基本法第42条、防災基本計画）

・姫島村防災会議が災害対策基本法の規定に基づいて作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならない。
・村民の生命、身体及び財産を災害から保護することが目的

地震・津波対策計画編
○地震による災害
○津波による災害

風水害等対策計画編
○豪雨災害・台風
○その他の気象災害（高潮、風害、火災、干害）

事故等災害対策編
○道路災害　○航空機災害
○海上災害　○大規模な火災
○林野火災
○放射性物質事故及び原子力災害
○危険物等災害
○その他の災害

第５節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、特別な事情のない限り、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正を加えるものとする。

第６節　計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、防災関係機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については村民に広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】災害発生時等の基本的な行動

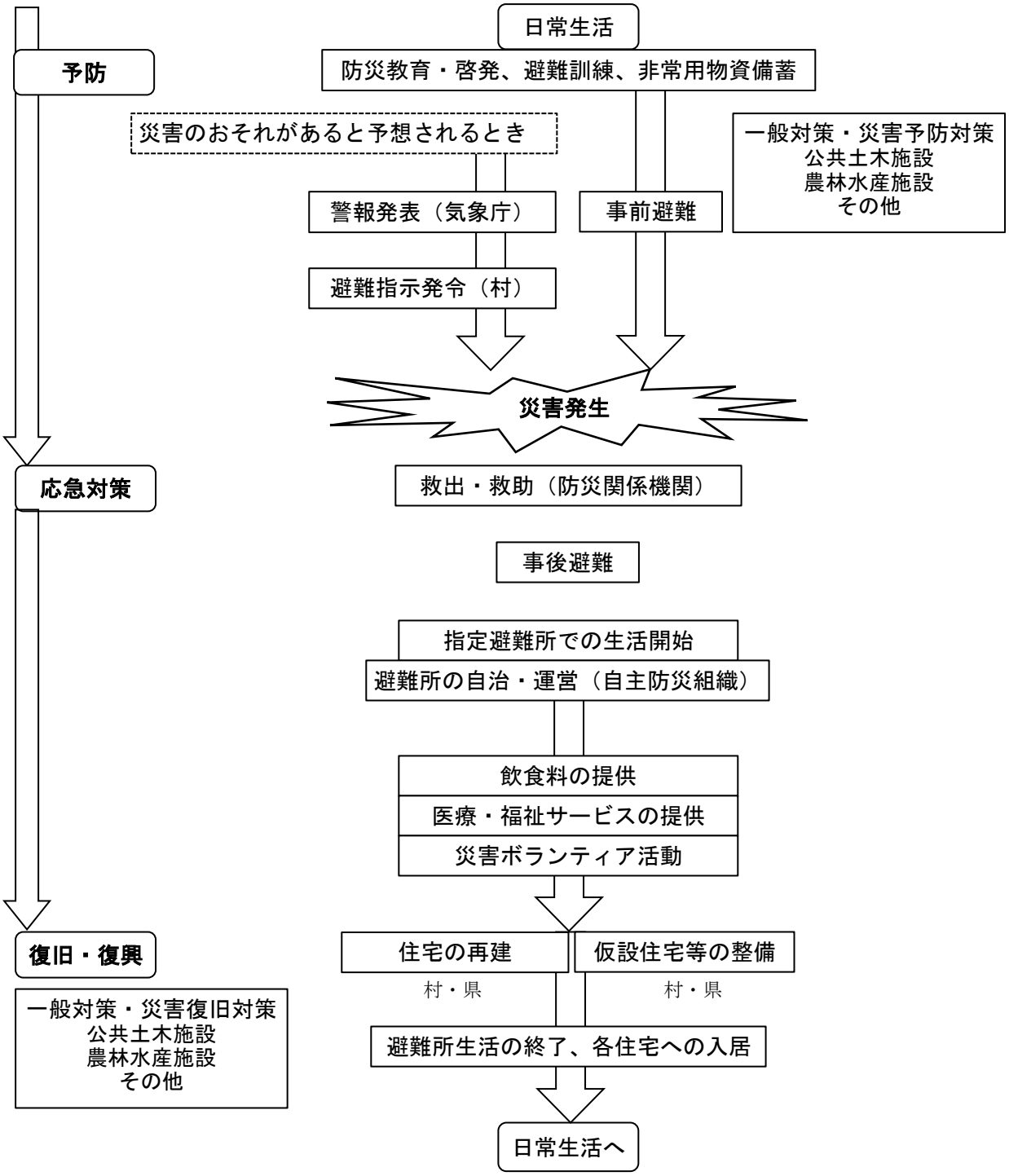

第２章　姫島村の地勢及び気象

第１節　位置及び面積

第２節　海岸・山地・丘陵・低地

第３節　土地利用等社会的条件

第４節　地質

第５節　気象

第１節　位置及び面積

本村は瀬戸内海の西端、大分県国東半島の北５㎞の周防灘海域に位置する東西6.6㎞、南北2.6㎞、周囲17㎞、総面積6.99㎢の一島一村の離島である。

東端姫島灯台は、東経131度42分36秒、北緯33度43分36秒。西端洲鼻は、東経131度38分、北緯33度38分となっている。

第２節　海岸・山地・丘陵・低地

本村の南側海岸線は、白砂青松の女性美を呈し、北側海岸線は、奇厳断崖の男性美を表わしている。島の中央南端に矢筈岳（266.6m）がそびえ、それを中心に西端に達磨山（105m）、その北東に城山（62m）、東端に灯台のある柱ケ岳（45m）があり、その中に村落が形成されている。

第３節　土地利用等社会的条件

本村の土地利用の現状は、総面積6.99㎢で四面を海に囲まれているため、土地資源は限られている。その状況は、山林36.8％、耕地はわずか5.1％である。また、農地の大部分が急傾斜地の畑であり、川らしい川がないため水田は極めて少ない。

（単位：ha）

総数	耕地		林野			宅地	その他
		うち田	山林	竹林	原野		
699	34	7	248	1	0	38	378
100%	5%	1%	35%	0%	0%	5%	54%

※その他は総数から耕地、林野、宅地を引いた値

令和６年版　大分県統計年鑑

第４節　地質

本村は東西に細長い島で第四系堆積岩類からなる基盤とこれを貫く７つの単成火山、４つの小島をつなぐトンボロ（砂州）からなる島（陸繋島）である。第四系堆積岩類は、岩相によって下位より、丸石鼻層、川尻礫層、唐戸層の３つに区分されている。７つの単成火山は、約30万年前以降に活動した達磨山、城山、浮洲、矢筈岳、大海、金、稲積の各火山であり、島内各所に溶岩ドームや火口跡などの火山地形を形成している。

第５節　気象

本村は、内海型気候区に属するが、冬季の北西季節風には、福岡県東部からこの地域にかけて雲が多く発生し、雨や雪が降りやすくなる。このように日本海型気候区の色彩が強いが、北陸地方等のような豪雪地帯と異なり、雨や雪の量は少ない。

（１）風

離島であるため、風の影響を受けやすく、夏から秋にかけては台風の通過により一時的な暴風雨による被害も発生している。また、12月～２月までの冬季には、強い北西の季節風が吹き、漁業の操業などに影響を及ぼしている。

（２）気温、雨量

気温については、年間平均気温15.0℃、年間降雨量については、平均1,300㎜前後であり、県下でも少ない方である。

■　月別平均気温

（単位：℃）

月／年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
令和２年	9.6	9.0	11.2	13.3	18.6	22.6	24.0	27.8	24.5	19.7	16.0	9.2	17.1
令和３年	6.8	8.9	11.9	14.9	18.4	22.1	26.0	26.4	25.0	21.0	15.2	9.8	17.2
令和４年	7.2	6.1	11.0	15.0	18.5	22.2	26.3	27.9	25.3	20.0	17.0	8.6	17.1
令和５年	7.5	8.3	12.0	15.1	18.6	22.0	25.9	27.6	26.4	20.3	15.6	10.2	17.5
令和６年	8.4	9.5	10.8	16.3	18.8	22.3	27.4	29.3	27.6	22.1	16.4	9.8	18.2

■　月別降水量

（単位：㎜）

月／年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
令和２年	99.0	68.0	93.0	47.0	150.0	320.0	631.0	26.0	156.0	119.0	40.0	25.0	1,774.0
令和３年	28.0	70.0	70.0	70.0	227.0	105.0	85.0	470.0	161.0	4.0	52.0	15.0	1,357.0
令和４年	34.0	18.0	101.0	109.0	68.0	187.0	200.0	98.0	247.0	29.0	43.0	54.0	1,188.0
令和５年	56.0	44.0	88.0	164.0	247.0	311.0	376.0	51.0	32.0	10.0	20.0	37.0	1,436.0
令和６年	37.0	111.0	151.0	228.0	174.0	300.0	217.0	386.0	22.0	61.0	111.0	6.0	1,804.0

第３章　災害とその特性

第１節　豪雨災害・台風

第２節　その他の気象災害等

第１節　豪雨災害・台風

１　気象災害の概要

大分県の主な気象災害は下表のとおりであるが、本村における過去の災害は、台風によるものが最も多く、その特性は周囲を海に囲まれているため、高潮による海岸線道路の破損、漁港・港湾の一部破損と強風雨による急傾斜地の崩壊である。

ついで前線による大雨や梅雨時の長雨による土砂崩れと、冠水による農作物被害がみられる。

■　気象災害発生件数（2011年～2020年）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台風					1	2	5	7	8	10			33
梅雨						8	14						22
低気圧（前線）				1			2	2	3	3			11
強風	2			2									4
干ばつ													
ひょう													
霜害													
雪害・凍害	1	1											2
落雷													
暴風雪												1	1
計	3	1		3	1	10	21	9	11	13		1	73

（大分県災害年報による）

２　大雨の特徴

大雨の原因は、前線に伴うものが多く、次いで台風に伴うものである。

特に、平成24年７月九州北部豪雨では、県の西部や中部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警戒を呼びかけられ、記録的な大雨となった。大雨は春から夏にかけての梅雨期から台風期にかけて多く発生しているが、10月～３月までの寒候期にも前線によって過去100㎜～150㎜の大雨が降ったこともある。大雨の季節的特徴を以下に示す。

■　大雨の季節的特徴

４月～５月 （春期）	主に中国大陸の南部や台湾付近で発生した低気圧が発達して、九州南岸を通過する時に大雨となることが多い。降水量は県南部と南西部及び国東半島の山間部に多く、北部や東部の沿岸部では少ない。
６月～７月 （梅雨期）	梅雨前線が九州中部から北部に停滞し、東シナ海から小低気圧が接近する時に、南西からの湿った空気が山地に沿って上昇しやすい地域は大雨となる。特に県西部地方での降水量が多い。
８月～９月 （台風期）	台風の経路によって、沿岸部が大雨になったり内陸部が大雨になる差はあるが、いずれの場合でも県南部に降水量の多い地域がある。また、本州の南岸に前線が停滞している場合は、台風がはるか南方海上を西進しても、宮崎県北部から県南部にかけては東よりの風による雨雲が流入し、地形効果も重なって局地的に大雨の降る地域がある。
10月～11月 （秋　期）	本州の南岸に前線が発生し、低気圧が前線に沿って九州の南岸を通過する場合、県南東部に雨量が多くなる。その他の地域では大雨にはならない。

３　梅雨の特徴

梅雨期には大災害には至らないが、長雨や豪雨によって局地的な水害等が発生している。本村における平年の梅雨入りは６月上旬、梅雨明けは７月中旬頃である。

梅雨が進行するにつれてしだいに雨量が多くなる。特にこの期間中、台風が接近すると南海上から湿潤な空気が流れ込み、大雨となることがある。

４　台風の特徴

大分県は全域が台風の常襲地帯に指定されており、年平均約数個の台風が本県に接近、又は通過している。

本村においては、台風が九州を縦断する場合、強い北東～東風が吹き、気圧降下による吸い上げと重なって、高潮による災害が発生するおそれがある。また、台風が豊後水道を北上する場合も、一部に高潮が発生する。

５　災害記録

最近における主な災害は資料編による。

第２節　その他の気象災害等

１　火災

火災については、産業の高度化、生活様式の多様化に伴い石油、電気器具、ガス類等の危険性の高い製品の使用に起因して、火災の頻度も増加している。

火災の発生状況を種類別にみると本村では、建物火災が数年に１件発生する程度だが、枯草を焼却中、飛火等により周囲を延焼させる程度の火災が毎年１件ぐらい発生している。

しかし、道路は狭く、住居は密集しているため、火気取扱者の不注意によっては、大火災が発生するおそれもある。

２　雪害

降雪はほとんどなく雪害の記録はない。

３　風害

冬季（12月～２月）には、強い北西の季節風が吹くが、台風による暴風以外に風害の記録はない。

４　干害

干害による被害としては一般的に農作物及び飲料水への影響が考えられるが、農産物のほとんどは家庭内で消費されるもので換金作物等は、僅少であり干害による被害はない。

飲料水の供給は、すべて簡易水道により行っている。しかし、水源を雨水にたよっているため、梅雨期や台風時の降水量によっては、飲用水に不足を生じる可能性もあるが、近年の長期にわたる雨不足にも特に影響はなかった。

第４章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　村（村長、教育委員会）

村は、第１段階の防災関係機関として概ね次の事項を担当し、災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき、必要な救助の実施にあたるものとする。

（１）姫島村防災会議に関すること。
（２）災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
（３）気象予報又は警報の村民への伝達等に関すること。
（４）災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
（５）被害状況の調査報告に関すること。
（６）消防、水防、その他の応急措置に関すること。
（７）居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示等に関すること。
（８）被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
（９）清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
(10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
(11) その他防災に関し、村の所掌すべきこと。

２　消防機関（国東市消防本部姫島出張所）

国東市消防本部は、村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、概ね次の事項を担当し、必要な救助等の実施にあたるものとする。

（１）消防、水防、その他の応急措置に関すること。
（２）気象予報又は警報の村民への伝達等に関すること。
（３）災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
（４）被害状況の調査報告に関すること。
（５）居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示等の伝達に関すること。
（６）被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
（７）所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
（８）その他防災に関し、消防機関の所掌すべきこと。

３　大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ村に対し、必要な防災上の指示等を行うものとする。

（１）県防災会議に関すること。
（２）災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。
（３）被害状況の収集調査に関すること。
（４）水防その他の応急措置に関すること。
（５）犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
（６）緊急輸送車両の確認に関すること。
（７）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。

（８）所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
（９）他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
（10）その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び村が処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

（１）福岡管区気象台（大分地方気象台）
イ　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
ロ　気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて村民への周知に関すること。
ハ　村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
ニ　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
ホ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発活動に関すること（活動にあたっては県や村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）。
ヘ　気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。

（２）第七管区海上保安本部（大分海上保安部）
イ　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
ロ　災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
ハ　海難救助及び緊急輸送等に関すること。
ニ　流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
ホ　海上交通安全（危険物の保安措置を含む。）に関すること。
ヘ　犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
ト　その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。

（３）九州運輸局（大分運輸支局）
イ　陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
ロ　被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
ハ　自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
ニ　船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
ホ　港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
ヘ　その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと。

（４）九州地方整備局（大分河川国道事務所）

イ　航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
ロ　高潮等の予防に関すること。
ハ　大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の協定に基づく応援に関すること。
ニ　その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

５　自衛隊

（１）災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
（２）災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
（３）その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

６　指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

（１）ＮＴＴ西日本株式会社（大分支店）
電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関すること。

（２）ＫＤＤＩ株式会社（九州総支社）
携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

（３）株式会社ＮＴＴドコモ九州（大分支店）
携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

（４）日本赤十字社（大分県支部）
イ　医療救護に関すること。
ロ　救援物資の備蓄と配分に関すること。
ハ　災害時の血液製剤の供給に関すること。
ニ　義援金の受付と配分に関すること。
ホ　その他災害救護に必要な業務に関すること。

（５）日本放送協会（大分放送局）
イ　気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
ロ　社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

（６）日本通運株式会社（大分支店）
災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

（７）九州電力株式会社（大分支店）
イ　電力施設の整備と防災管理に関すること。
ロ　災害時における電力供給確保に関すること。
ハ　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

（８）日本郵便株式会社（大分中央郵便局）

イ　災害時における郵政事業運営の確保に関すること。

ロ　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

（イ）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。

（ロ）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。

（ハ）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。

（ニ）被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。

（ホ）ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。

ハ　その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。

（９）ソフトバンク株式会社

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(10) 楽天モバイル株式会社（九州営業部）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

７　指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

（１）株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社

気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

（２）公益社団法人大分県トラック協会

イ　災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

ロ　災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に関すること。

（３）一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社

イ　災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。

ロ　災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。

（４）一般社団法人大分県医師会

災害時における助産、医療救護に関すること。

（５）一般社団法人大分県ＬＰガス協会

イ　ガス施設の整備と防災管理に関すること。

ロ　災害時におけるガス供給確保に関すること。

ハ　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

（６）一般社団法人大分県歯科医師会

災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。

（７）有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局

気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。

（８）公益社団法人大分県看護協会

イ　災害時における災害看護に関すること。

ロ　災害後の要配慮者の支援に関すること。

（９）一般社団法人大分県地域婦人団体連合会

災害時における女性の福祉の増進に関すること。

(10) 公益社団法人大分県薬剤師会

災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。

(11) 一般社団法人大分県建設業協会

イ　災害時における道路啓開に関すること。

ロ　公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

(12) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

イ　災害ボランティアに関すること。

ロ　避難行動要支援者への支援に関すること。

ハ　生活福祉資金の貸付に関すること。

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び村が処理すべき防災業務について、自発的に協力するものとする。

（１）県社会福祉協議会、村社会福祉協議会

イ　災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。

ロ　ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保に関すること。

（２）大分県農業協同組合（姫島支店）、大分県漁業協同組合（姫島支店）

イ　村が行う農林、水産関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。

ロ　農作物、水産物等についての指導に関すること。

ハ　り災農漁家に対する融資又はそのあっせんに関すること。

ニ　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。

ホ　肥料、種苗、漁具の確保対策に関すること。

（３）姫島村商工会

イ　村が行う商工関係者被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資あっせん等の協力に関すること。

ロ　災害時における物価安定についての協力に関すること。

ハ　救助用物資、衛生医療品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせんに関すること。

（４）姫島村区長会、姫島村婦人会等、社会教育団体

村が実施する応急対策についての協力に関すること。

（５）社会福祉施設の管理者

イ　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

ロ　災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

（６）学校施設の管理者

イ　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

ロ　災害時における応急教育対策計画の樹立と実施に関すること。

（７）公共施設等の施設管理者

イ　避難訓練の実施に関すること。

ロ　災害時における応急対策に関すること。

（８）危険関係施設の管理者

イ　災害時における危険物の保安措置に関すること。

ロ　危険物関係施設に係る防災訓練の実施に関すること。

９　村民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

第５章　被害の想定

第１節　豪雨災害・台風

第２節　その他の災害

第１節　豪雨災害・台風

近年大分県に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況は、下記のとおりである。

① 昭和55年（1980年）７月の梅雨前線による九州及び山口県の大雨
② 昭和57年（1982年）の７月豪雨
③ 平成２年（1990年）６月29日～７月２日の梅雨前線豪雨
④ 平成３年（1991年）９月27日の台風第19号（日田の最大瞬間風速44.4m/s）
⑤ 平成５年（1993年）台風第13号（大分の日降水量414mm、最大１時間降水量81.5mm）
⑥ 平成９年（1997年）台風19号（宇目の降水量415mm）
⑦ 平成11年（1999年）台風18号（日田の最大瞬間風速45.0m/s）
⑧ 平成17年（2005年）７月の梅雨前線による大雨（椿ヶ鼻の総降水量500mm）
⑨ 平成17年（2005年）台風第14号（湯布院の総降水量726mm）
⑩ 平成24年（2012年）６月30日～７月４日の梅雨前線による大雨（耶馬溪の最大１時間降水量91.0mm）
⑪ 平成24年（2012年）７月11日～７月14日の豪雨（「平成24年７月九州北部豪」期間降水量（４日間）：日田市462.0mm、竹田市402.0mm）
⑫ 平成29年（2017年）７月九州北部豪雨（期間降水量:日田市402.5mm）
⑬ 平成29年（2017年）台風第18号（期間降水量:臼杵市465.5mm、佐伯市447.0mm）
⑭ 平成30年（2018年）台風第24号（期間降水量:佐伯市402.0mm）
⑮ 令和元年（2019年）台風第８号（期間降水量:佐伯市287.5mm）
⑯ 令和２年（2020年）７月豪雨（期間降水量:日田市1714.5mm）
⑰ 令和４年（2022年）台風第14号（期間降水量：臼杵市481 mm）

姫島村において、これら既往の風水害と同程度の災害に加え、近年多発する局地的な集中豪雨による大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置付ける。

なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報や気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までにいわゆる「警戒段階」があり、この時期において、必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動を実施できる。

第２節　その他の災害

姫島村における、その他の各種災害については、第３章で記した村の災害特性を踏まえ、既往の最大規模の災害による被害を本計画の想定災害と位置付けるものとする。

第２部　災害予防

第１章　災害予防の基本方針等

第２章　災害に強いむらづくり

第３章　災害に強い人づくり

第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第５章　その他の災害予防

第１章　災害予防の基本方針等

第１節　災害予防の基本的な考え方

第２節　災害予防の体系

第１節　災害予防の基本的な考え方

姫島村において風水害から村民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いむらづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の３つに区分することができる。このうち「災害に強いむらづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。

１　災害に強いむらづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。そのため、本項で言う「災害に強いむらづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

（１）災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業の実施）
（２）防災むらづくり（防災施設の予防管理、地域の防災環境の整備）
（３）建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
（４）農林水産物の災害予防対策
（５）防災研究（災害危険箇所等の調査）

２　災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や村民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

（１）自主防災組織
（２）防災訓練
（３）防災教育
（４）消防団・ボランティアの育成・強化
（５）高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む。）
（６）帰宅困難者の安全確保
（７）地域ごとの避難計画の策定
（８）村民運動の展開

３　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するために必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は、以下のとおりである。

（１）初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
（２）活動体制の確立（職員の防災能力の向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、

交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）

（３）個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）

（４）救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第２節　災害予防の体系

第２章～第５章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。

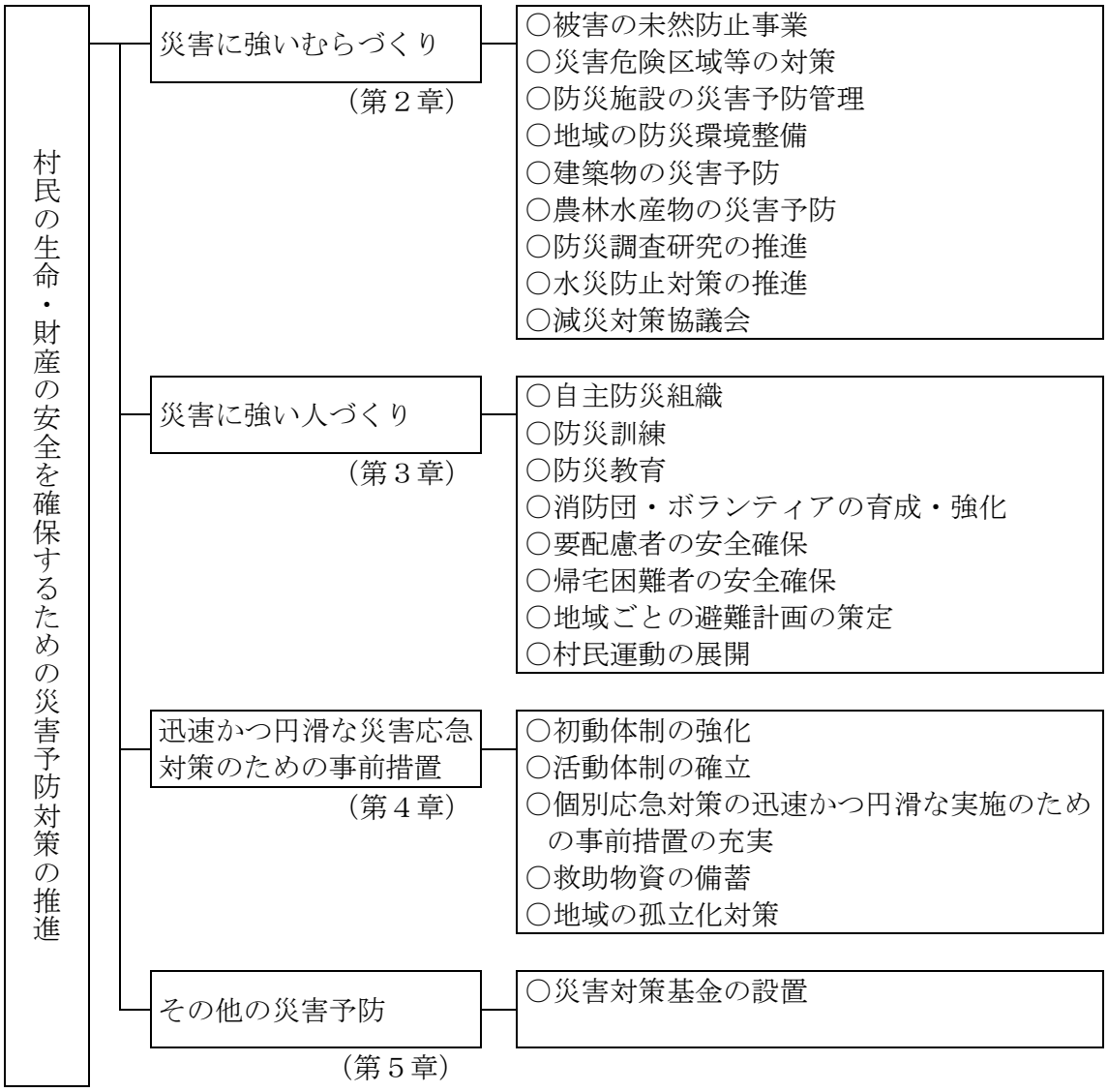

第２章　災害に強いむらづくり

第１節　被害の未然防止事業

第２節　災害危険区域の対策

第３節　防災施設の災害予防管理

第４節　地域の防災環境整備

第５節　建築物の災害予防

第６節　農林水産物の災害予防

第７節　防災調査研究の推進

第８節　水災防止対策の実施

第９節　減災対策協議会

【災害に強いむらづくりの基本的な考え方】

「災害に強いむらづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、港湾事業、海岸・漁港事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の村土保全事業及び道路災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進と併せ、全体として、災害に強いむらづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いむらづくりを、以下に体系図として示す。

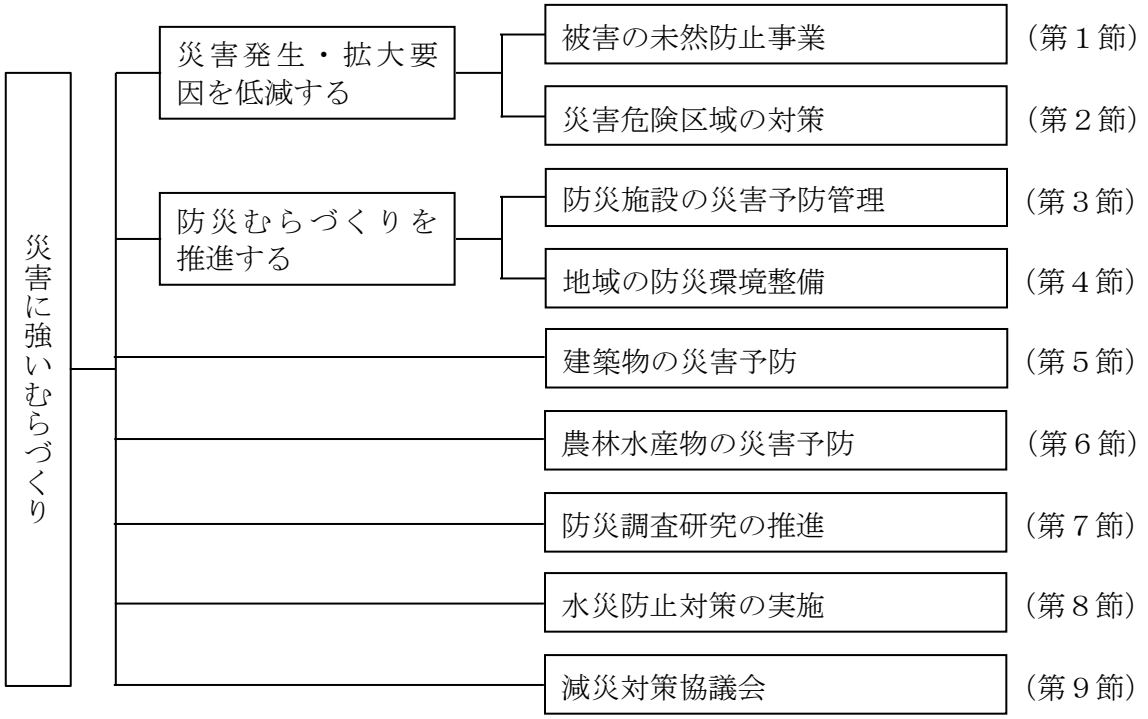

第１節　被害の未然防止事業

災害から村土の保全と村民の生命、身体、財産を保護するため防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施するものとする。

被害を未然に防止するための防災事業は、概ね以下のように区分される。

イ　港湾事業、漁港海岸事業、道路事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策

ロ　土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施

ハ　海岸、港湾、漁港等の整備

ニ　村長が指定する緊急避難場所（避難地）・避難路の整備

１　治山事業

（１）治山事業の現況

本村には山地災害危険地区の山腹崩壊危険箇所があり、これらの危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業が実施されている。

（２）治山事業の基本方針

治山事業は森林の持つ公共的機能を最大限に発揮させ、健全で活力ある森林の造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい村土」づくりを目指して行われるもので、国や県の事業を積極的にとり入れ、危険箇所の解消を図る。

（３）治山事業の実施

必要に応じて、治山事業の実施を国や県に要望し、災害防止に努める。

２　土砂災害防止事業

（１）土砂災害防止事業の基本方針

大雨等を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

従来より、土砂災害警戒区域等や急傾斜地崩壊危険区域を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害に伴う災害防止に努める。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。さらに、盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の盛土等の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

（２）土砂災害防止事業の実施

イ　重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策を重点的に実施する。

ロ　土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて、砂防事業、地すべ

り対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

ハ　治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施し、森林整備などの対策を推進することにより、災害に備える。

ニ　村による急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を行う。

ホ　土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。

３　砂防関係事業

（１）砂防関係事業の現況

本村は、がけ崩れや地すべりなどの土砂災害の恐れのある箇所があり、梅雨前線や台風などの出水期を中心に土砂災害が発生しており、これらの危険箇所における災害防止のため、急傾斜地崩壊対策事業等を計画的に実施している。

（２）砂防関係事業の基本方針

土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から村民の生命や財産を守るため、「砂防えん堤」などのハード対策と「警戒避難体制の強化や土地利用規制」などのソフト対策の両輪で総合的な土砂災害対策を推進する。

ハード対策では、重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策等を重点的に実施する。

ソフト対策では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害に関する防災情報の提供や、防災教育等の啓発活動を実施する。

（３）砂防関係事業の実施

イ　砂防事業

土石流による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、砂防えん堤などの砂防設備を整備する。

ロ　地すべり対策事業

地すべりによる被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、地質構造の調査や地下水位の測定などを行い、水抜きボーリング工や集水井工、杭工などの地すべり防止施設を整備する。

ハ　急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れによる被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、擁壁工や法面工などの急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

４　海岸保全事業

（１）海岸保全事業の現況

主に台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の整備を漸次進捗してきた。

（２）海岸保全事業の基本方針

高潮、波浪等に対して、海岸地帯にある家屋、各種施設及び設備並びに村民を保護することは産業開発の基本となすものである。長期的な視野にたって、海岸堤防の整備を行うものとする。

（３）海岸保全事業の実施

海岸保全事業は、姫島村海岸保全施設長寿命化計画を策定し、その計画に基づき整備改良を実施する。

５　港湾・漁港整備事業

（１）漁港の現況

本村は、四面を海に囲まれ、漁場にも恵まれているため沿岸漁業が盛んである。

本村の漁港（東浦漁港、西浦漁港、北浦漁港）は３港すべて第一種漁港であり、改修・局改事業等により近代的な漁港を整備している。

（２）港湾・漁港整備事業の基本方針

港湾・漁港の整備は、本村の基幹産業である水産業の発展を促し、村民生活の安定向上にかかせないものである。また、本村は離島という条件のなか漁港及びその周辺の用地、施設は災害時における輸送等の拠点として大きな役割を果たしている。従って防災上の整備も考慮に入れ国や県の事業方針に基づき、積極的に漁港整備を進めて行くとともに官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、ハード・ソフト一体での高潮対策等を推進する。

（３）港湾・漁港整備事業の実施

漁港の整備事業は、姫島村漁港機能保全計画を策定し、その計画に基づき整備改良を実施する。

６　道路整備事業

（１）道路の現況

村内の道路は、令和７年４月１日現在、県道6,585.4m、村道31,757.8mとなっており、島を東西に縦貫する県道稲積姫島港線（県道686号）及び県道西浦姫島港線（県道606号）及び県道北浦姫島港線（県道683号）を軸に道路網が整備されている。

（２）道路整備事業の基本方針

道路は、村民の生活と産業の基礎施設として、国土の均衡ある発展を図る上でも、最も重要な社会資本であるとともに、災害時においては人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を果すものである。従って国・県の方針に基づき積極的な整備を推進するほか、災害時においても安全性、信頼性の高い道路構造の改善及び維持管理の強化を図る。

（３）道路整備事業の実施

イ　県所管道路整備事業

県は、「大分県地域強靭化計画」や「おおいたの道構想2015」に定めた整備目標の達成等に向け、管理する道路の整備を計画的に推進するものとする。

ロ　村道整備事業

村道の整備については、村民の生産活動及び日常生活の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な幹線道路から遂次整備を推進する。

ハ　その他の道路の整備事業

農道、林道等の産業開発道路についても、それぞれの事業主体において、積極的に防災的な整備改良を実施する。

７　農地防災事業

（１）農地防災事業の現況

本村の農業は、農地の大部分が急傾斜地の畑であり、作物は麦、甘しょ、野菜等が自給用に栽培されているものの、農地は荒廃化が進んでいる。水田については、わずかな農家が自給用に作付けしている程度である。

（２）農地防災事業の基本方針

風水害等によって、土砂崩壊から農地、農業用施設等を防護するため、整備を要する農業用ため池等については、改修等により水門・排水路等の施設整備の促進を図り、災害の未然防止に努める。

（３）農地防災事業の実施

必要に応じて、農地防災事業の実施を国や県に要望し、災害防止に努める。

イ　ため池等整備事業

ロ　用排水施設等整備事業

ハ　農地保全整備事業

ニ　地域防災機能増進事業

ホ　農業用河川工作物等応急対策工事

ヘ　地すべり対策事業

ト　防災重点農業用ため池緊急整備事業

８　総合的な土砂災害対策

（１）土砂災害対策事業の推進

土砂災害のおそれのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。

イ　砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。

ロ　土砂災害警戒区域等の周知等

（イ）県は急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、村長の意見を聴いた上で土砂災害警戒区域等の指定を行う。

（ロ）村は、土砂災害防止法第７条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを村民に周知する。

ハ　土砂災害警戒情報等の活用

（イ）大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、村民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報を関係市町村に提供する。

（ロ）村は、これらの土砂災害に関する情報を村民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。

（ハ）村及び県は、関係機関と密接な連絡、調整を図った上、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

ニ　住宅の移転の促進

県は、人命を土砂災害から保護するために住宅の移転が必要と考えられる場合は、各種制度を活用できるよう、関係部局で緊密な連絡、調整を行う。

ホ　情報の収集、伝達、防災意識の普及

村は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、村民に周知する。

（２）関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、県及び村は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。

第２節　災害危険区域の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

１　災害危険区域の調査

村、県及び防災関係機関は、災害の発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、高潮、地すべり、その他異常気象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

（１）砂防指定地

砂防法第２条の規定により国土交通大臣の指定した土地で、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

（２）急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域で、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

（３）災害危険区域

建築基準法第39条第１項に規定する災害危険区域で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

（４）地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

（５）土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

（６）保安林及び保安施設地区

森林法第41条に基づく指定区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

（７）山地災害危険地区

山地からの山腹崩壊、地すべり及び土石流等により災害が発生するおそれがあり、林野庁が定める調査要領に基づき判定したもので、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

（８）海岸危険区域

海岸法に基づき、海岸保全区域として指定された区域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

（９）災害危険性が高い盛土

村及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関す

る調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。またこれらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

(10) その他災害危険予想箇所

山地災害危険地区、落石等危険箇所、津波災害警戒区域等、その他災害危険予想箇所は、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。

２　災害危険区域等の対策

（１）災害危険区域の指定及び周知公表

村及び県は、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果をカルテ化し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表することを基本とする。

（２）事業の進捗の定期的点検

村及び県は、各災害危険区域ごとの砂防工事等の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

（３）警戒避難体制の整備等

村及び県が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。特に、村は、危険箇所・区域ごとに村民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

第３節　防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

１　水害予防管理対策

（１）道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

イ　毎年８月１日～８月31日の間に「道路を守る月間」運動を展開し、月間中に道路愛護日を定めて次の措置を行うものとする。

ロ　道路、トンネル等の側溝の整備、清掃を計画的に行う。

ハ　道路内に設けられた暗梁、水抜等の呑口、吐口等の埋没土砂の除去を計画的に行う。

ニ　軽易な補修、補強については必要に応じて対応する。

（２）農業用施設の維持管理

農道、ため池、水路等の維持管理は、受益者及び村において行い、管理の徹底を図る。

イ　農道の維持補修

農道の路面陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、危険箇所については、早急に補修を行い、大雨等に対する弱点部を補強する。

ロ　ため池の維持補修

漏水しているため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流によりあらかじめ水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

ハ　水路等の維持補修

水路は水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

（３）農地保全施設の維持管理

水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、受益者及び村において行い、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、管理主体が維持管理計画を定めるにあたって防災上の事項について考慮し、管理の徹底を図る。

（４）通信保護施設・電力保護施設の維持管理

通信保護施設・電力保護施設の管理については、それぞれの管理者において必要な補修要員及び資機材を確保して、その障害の除去に努めるものとする。

２　高潮災害予防管理対策

（１）港湾施設の維持管理

「大分県港湾施設管理条例」により、港湾施設等について使用の許可、使用の禁止、使用許可の取消し又は制限等を行う。また、「港湾区域等における行為の規制に関する規則」により規制を行い、もって港湾施設の維持管理を行う。

（２）漁港・漁港海岸保全施設の維持管理

「姫島村漁港管理条例」に基づき、漁港及び漁港施設の維持管理を行う。また、海岸堤防等の破損箇所は発見次第直ちに補修し、樋門の門扉の管理補修を定期的に行うとともに災害に備え土のう等を準備する。なお、高潮、強風による波浪の危険があれば土のうで補強し、堤防の決壊、越波による裏盛土の流出防止に努める。

第４節　地域の防災環境整備

地域の防災環境の整備に関する事業は、この節の定めるところによって実施する。

村は、災害リスクを十分考慮の上、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針等を位置付けた防災むらづくりを推進する。

１　盛土等の災害予防対策

盛土等に伴う、災害の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び村は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の適用を検討し、規制区域内における災害予防を促進する。

また、必要に応じ勧告、改善命令等を行うこととし、それに係る宅地防災工事に必要な資金について、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資をあっせんする。

２　既成市街地の防災対策

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要に応じた市街地構造の改善を図るため、次の事項を推進する。

（１）避難路の確保・整備

市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。

また、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

（２）防災拠点の確保・整備

公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備する。

（３）防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山間部などの渓流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

３　所有者不明土地法に基づく措置の活用

村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第５節　建築物の災害予防

一般建築物のほか、公共施設等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

１　一般建築物の災害予防対策

一般建築物の災害としては火災の頻度が最も高く、木造住宅が密集している本村においては、大災害につながる可能性がある。よって、その予防対策として毎年、消防団による村内全戸を対象とした防火査察を行い、火災発生が予想される危険箇所の指摘及び排除を指導している。

また、家屋が密集している本村においては初期消火が最も災害の軽減につながる事となるので、消火器設置の推進及び使用方法の啓発、その機能を保持するために、定期的な薬剤入れ替えの指導も併せて行い災害予防に努めている。

２　特殊建築物の防災環境の整備促進

学校、病院等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力の上、その防災環境を整備するものとする。

（１）建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法（昭和25年法律第201号）の運用とさらに消防査察の実施を通じ、県と連携し、次の事項を積極的に指導するものとする。

なお、公用建築物については、建築基準法の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

イ　敷地等の衛生及び安全性の保持

ロ　構造の安全性の確認

ハ　建築設備、附帯設備の完備

（２）建築物の消防用施設の完備

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、国東市消防署姫島出張所と連携し、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

イ　消防の用に供する設備の設置

ロ　消防用水の確保と安全

ハ　消火活動上必要な設備の設置

ニ　その他災害予防上必要な設備の設置

（３）消防査察による指導

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、国東市消防署姫島出張所と連携し、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

イ　火災発生危険の排除

ロ　火災拡大危険の排除
ハ　自衛消防組織の確立
ニ　消火設備の適正配置とその保全

（４）防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じ、国東市消防署姫島出張所と連携し、内部管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、概ね次のとおりとする。

イ　防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
ロ　出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備
ハ　利用者の避難誘導体制の確立
ニ　定員の管理の厳守
ホ　利用者に対する建築物の内容、火気の取扱い、危険物の所在、避難口、消火設備等の配置位置の掲示又は周知
ヘ　電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備
ト　従業者等に対する防災教育及び訓練
チ　消防機関との連絡

３　文化財の災害予防対策

（１）文化財防災施設の設置促進

イ　建造物

有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物等に対し、次の事項の促進を指導する。

（イ）ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工
（ロ）火災報知機の完備
（ハ）消火器の完備
（ニ）防火用水そうの整備
（ホ）避雷針の完備
（ヘ）電気的安全度の検査の実施

ロ　彫刻、工芸品及び石造美術等

（イ）収蔵庫の建設
（ロ）岩盤補強、履屋建設

（２）文化財防災施設の維持管理

イ　防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を垣常的に実施する。
ロ　消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。

第６節　農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤等を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

１　農産物の災害予防対策

（１）農産物の被害防止対策の推進

農産物は、気象現象の影響を受けやすいため、被害を生じるおそれのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、村は、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壌保全・その他の営農指導に努める。

（２）防災事業等の実施

村は、農地防災事業及び農地保全事業を計画的に推進することを基本として、風水害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策を推進する。

ため池、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

（３）防災営農指導体制の確立

村及び県は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や地震に伴う災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

２　林産物の災害予防対策

（１）病害虫等の防除対策

立木の大部分は自然に生育し、その期間も長いことから、常に病害虫などの危険にさらされている。中でも、マツクイムシ被害は県内では昭和40年代に拡大し、局部的に今も続いている。森林病害虫については、早期発見と早期駆除に努める。

（２）その他の対策

気象災害に対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期するものとする。

３　水産物の災害予防対策

（１）水産物の防災対策

水産物は、高潮や津波のほか水温や比重の急激な変化によっても多大な被害をこうむる。従って、気象状況の変化を的確に把握し、適切な処置をとるものとする。

（２）水産関係施設の維持管理

養殖施設の監視を常時行い、破損部分等については適宜補強し、災害時の流失、破損等を防止する。特に施設の間隔は余裕をもってあけ、波浪による接触を防止するよう留意する。

また、漁船、漁具等の安全地帯への避難については平常より指定場所を検討し、警報等発表時には適切な処置が講ぜられるように準備する。

第７節　防災調査研究の推進

村及び防災関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

１　防災調査研究の目的・内容

村内の風水害等の災害危険区域の実態を、より総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の災害事例等を参考に、急傾斜地崩壊、地すべり、土石流等によって災害の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、村民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

２　防災研究の実施体制

（１）防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

（２）防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第８節　水災防止対策の実施

国土交通省、県及び村は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、水位周知海岸の指定や浸水想定区域の指定、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、村民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、村民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。

１　水位周知海岸の指定

県は大分県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を「水位周知海岸」に指定する。

２　高潮浸水想定区域の指定

県は、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

３　浸水想定区域における避難確保のための措置

村は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、気象予報等の伝達方法、避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項、その他、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で高潮時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、村は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮時の伝達方法を定めるものとする。

４　ハザードマップの作成・普及

村長は、地域防災計画において定められた気象予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について村民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

第９節　減災対策協議会

大規模な浸水被害に備え、河川の推計・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関（国、県、関係市町村、大分地方気象台等）は、相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再確認し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水に備える「水防再意識社会」の再構築に取組むものとする。

村は、「東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会」の構成市町村となっている。

■　東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会　構成員

別府市	市長
杵築市	市長
国東市	市長
日出町	町長
姫島村	**村長**
気象庁 大分地方気象台	台長
大分県 土木建築部 河川課	課長
大分県 土木建築部 砂防課	課長
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課	課長
大分県 東部振興局	局長
大分県 国東土木事務所	所長
大分県 別府土木事務所	所長
国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所	所長（オブザーバー）

第３章　災害に強い人づくり

第１節　自主防災組織

第２節　防災訓練

第３節　防災教育

第４節　消防団・ボランティアの育成・強化

第５節　要配慮者の安全確保

第６節　帰宅困難者の安全確保

第７節　地域ごとの避難計画の策定

第８節　村民運動の展開

【災害に強い人づくりのための計画の基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、村及び防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに村民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、村・消防機関及び防災関係職員及び村民が主体となって取組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、村民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等すべての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及・啓発、消防団・自主防災組織・ボランティアの育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの計画の体系図を以下に図示する。

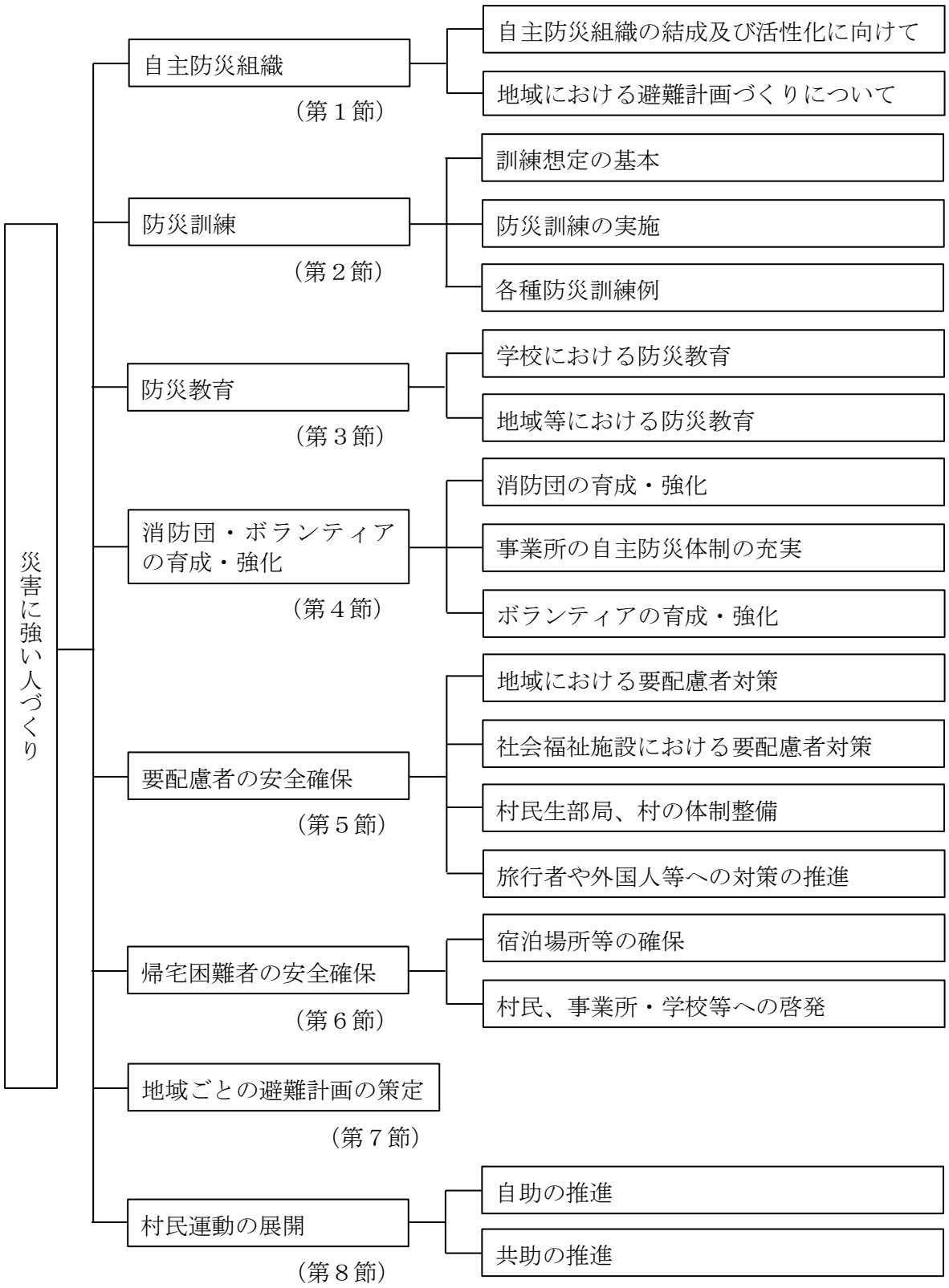
災害に強い人づくり
自主防災組織
（第１節）
自主防災組織の結成及び活性化に向けて
地域における避難計画づくりについて
防災訓練
（第２節）
訓練想定の基本
防災訓練の実施
各種防災訓練例
防災教育
（第３節）
学校における防災教育
地域等における防災教育
消防団・ボランティアの育成・強化
（第４節）
消防団の育成・強化
事業所の自主防災体制の充実
ボランティアの育成・強化
要配慮者の安全確保
（第５節）
地域における要配慮者対策
社会福祉施設における要配慮者対策
村民生部局、村の体制整備
旅行者や外国人等への対策の推進
帰宅困難者の安全確保
（第６節）
宿泊場所等の確保
村民、事業所・学校等への啓発
地域ごとの避難計画の策定
（第７節）
村民運動の展開
（第８節）
自助の推進
共助の推進

第１節　自主防災組織

１　自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第５条に規定された隣保協同の精神に基づく村民よる自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

２　村内の自主防災組織等の現状と課題

村内における自主防災組織等の数は令和７年４月１日時点で６組織で、自主防災組織における防災訓練の実施率は、令和６年度実績で100％となっている。今後は、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。

３　自主防災組織の果たす役割と活動

（１）行政と村民との架け橋

避難に必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と村民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域村民が平時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

（２）地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災むらあるき」や防災訓練を行うなど、村民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組を進めるとともに、日頃から高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、村民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、防災士等の多様な主体との連携を通じて災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。そのため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。

（３）自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

（４）防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は村の指定避難所となっているため、災害時に村民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも

重要である。

（５）防災教育

自主防災組織は村の防災部局や国東市消防署姫島出張所などと協力しながら、村民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

（６）避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、村民生部局や村社会福祉協議会の協力のもとに村民の理解を得るとともに、行政区、社会福祉施設、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における行政区や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。行政区や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

（７）率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが村民の避難のきっかけになる。また、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、村民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

４　村の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を県と連携して推進する。

（１）自主防災組織の整備の推進

本村にはもともと無常講等の組織があり、その隣保互助の精神はそのまま自主防災組織の精神に基づくものであり、被害の未然防止、軽減を図る上で、より有効な防災対策となる。それらの機能に加えて、防災に対する知識及び意識の高揚を図るため、地区の行事等を利用して災害に対する知識及び処置の徹底に努め、併せて地域防災の担い手となるリーダーとして防災士を育成する。

（２）自主防災組織における資機材等の整備

活動をより効果的なものとするため、想定される地震被害に対応した装備や防災資機材等の整備を支援する。

（３）自主防災組織に対する村の措置

村は、自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行うものとする。

また、防災関係機関（国東市消防署姫島出張所）は、村の自主防災組織の育成に関し、指導を行うとともに地震災害に対する防災訓練などを通じて、災害の未

然防止、拡大防止策が講じられるよう指導協力するものとする。

５　地域における避難計画づくりについて

村民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。

計画づくりにあたっては、地域情報に精通した村民のきめ細かな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるので、村民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。

なお、ワークショップの実施に際して、村民が自らの問題として積極的に防災活動に取組むよう運営するとともに、村や学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずることも留意する。

６　緊急避難場所及び避難所

村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から，指定避難所の場所、収容人数等について、村民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について村民へ情報発信に努める。

７　地区防災計画

（１）村内の一定の地区内の村民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区に

おける防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。

（２）村は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定の地区内の村民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、村防災会議において、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２節　防災訓練

村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、村民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、村民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

（１）防災関係機関相互、さらには村民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がける。

（２）高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

（３）感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

（４）図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努める。

（５）地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努める。

（６）訓練実施後に結果を検証の上、防災計画の実効性を確保する。

１　訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する総合防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災関係機関が個々に実施する単独訓練とする。

２　県の総合防災訓練への参加

村は、風水害等の防災体制の万全を期するため、県の実施する総合防災訓練に積極的に参加するものとする。

３　図上訓練の実施

村は、概ね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、総合防災訓練を補完するとともに、より実際的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施するものとする。

（１）実施場所

村内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。

（２）実施時期

訓練は台風期の前、火災多発期の前又は総合防災訓練において実働訓練と併せて実施するなど、最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

（３）参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、防災関係機関の各分野の責任者とする。

（４）実施要領

訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施するものとする。

（５）その他

その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

４　単独訓練の実施

村及び防災関係機関は概ね次の事項を基準に、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、毎年積極的に単独訓練を実施するものとする。

（１）実施時期

訓練は個々の防災関係機関ごとに、実働、図上又は机上のいずれか、又はこれらを併用して実施するものとする。

（２）実施項目

イ　災害対策関係職員の非常招集
ロ　災害対策本部等の設置
ハ　災害情報の収集伝達
ニ　非常無線通信措置
ホ　職員の災害現場への緊急出動
ヘ　緊急避難措置
ト　水防活動
チ　消防活動
リ　捜索救出活動
ヌ　医療救護活動
ル　救助活動
ヲ　応急復旧活動
ワ　庁舎等防護活動
カ　その他

（３）その他

その他訓練の想定等必要な事項は、個々の防災関係機関が別に定めるものとする。

５　各種防災訓練例

訓練名		内容
図上訓練	地区実態把握のための訓練	地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数（回覧板を回す 10～20 戸程度を１班とする。）の班ごとに、 ○　地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材（スコップ、土のう、リアカー等）の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○　避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討 等を行う図上訓練。
	通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が住居区ごとに班（１班 20 名程度）を編成し（同じ通学路を使う者を集めて班編成）、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所（大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、台風による倒木が考えられる場所等）や、これらの災害（土砂崩れ、倒木）が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難（待機）場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練（検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要。）。
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレーヤー）に付与し、これを受けたプレーヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレーヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレーイング方式での訓練。
	離島等孤立可能性地域の想定訓練	浸水やがけ崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、あらかじめ備えておくべきこと等をシミュレートする訓練（図上演習）。 具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、ＤＭＡＴへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。 なお、図上想定を行うにあたっては、村民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など）等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。
実働訓練	資機材取扱訓練	道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署（団）の指導のもと、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土のう（袋詰め、土のう積み）、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱要領を会得する訓練。
	集団避難訓練	上記の「地区実態把握のための訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。 実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。

訓練名		内容
実働訓練	福祉施設相互の避難（受入れ）訓練	災害時等における相互受入協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難（受入れ）訓練。 実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車椅子から落ちそうになる場面や、入所者の異常行動（興奮する、不安がる、車椅子のブレーキを外そうとする等）等を体感できることもあり、事後の対応を検討する上で有効。
	ヘリコプター運用による救出訓練	土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立村民救出訓練、救援物資搬送訓練。

第３節　防災教育

１　目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の人々が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常化バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難にあたっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて村土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

２　学校等における防災教育

（１）基本方針

イ　東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

ロ　ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ハ　災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、村の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

（２）各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ　幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

ロ　小学生

（イ）低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

（ロ）中学年

災害に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

（ハ）高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ　中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

ニ　高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりへの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

ホ　障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

（３）防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

イ　村における風水害の歴史
ロ　災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
ハ　火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
ニ　避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
ホ　災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
ヘ　地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
ト　災害時における心のケア

（４）教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

（５）地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、村民と協働して実施するなど、日頃から村、国東市消防署姫島出張所、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

（６）教職員に対する防災教育

すべての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

３　地域等における防災教育

（１）基本方針

イ　災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、

乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ　地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ハ　防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により、災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

（２）村民に対する防災教育

村は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、村民に対する防災教育を実施する。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・村ホームページ・ケーブルテレビ姫島・ＳＮＳの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、村民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①避難時に使用する道路状況を確認すること、②安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、③避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、④警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ　災害に関する知識

ロ　災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ハ　正確な情報入手の方法

ニ　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される５段階の警戒レベルに関する知識

ホ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ヘ　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ト　平素村民が実施しうる応急手当、最低３日間、推奨一週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

チ　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

（３）家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていく

ことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、こどもが学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

（４）自主防災組織に対する防災教育

村は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取組む。

（５）防災上重要な施設における防災教育

村は、防災関係機関と連携して、危険物を取扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

（６）各種団体等に対する防災教育

村及び国東市消防署姫島出張所は、防災関係機関と連携して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

さらに、村は、日本赤十字社大分県支部や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び村民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

イ　避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」

ロ　心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」

ハ　災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持出品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

（７）防災対策要員（村職員等）に対する防災教育

村職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、災害が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

イ　災害に関する知識

ロ　災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ハ　職員等が果たすべき役割

ニ　防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ホ　今後防災対策として取組む必要のある課題

（８）災害教訓の伝承

村民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、

伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。また、村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、村民にも分かりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

村は県と連携し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、村民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第４節　消防団・ボランティアの育成・強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化については、この節の定めるところによって推進する。

１　消防団の育成・強化

（１）消防団の育成・強化の必要性

消防団は常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として重要な役割を果たしており、また、本村の活力・生産力の中心的な世代が多く最も重要な組織の一つである。しかし、近年では漁業後継者等の不足、高齢化、サラリーマン化等により団員数の維持確保が難しい状況にあるため、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

（２）消防団の育成・強化策の推進

村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

イ　消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置付けられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、村民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを推進する。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する。

ロ　消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする村民に対する消防防災思想の普及・啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ハ　消防団組織・制度の多様化

村民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

２　事業所の自主防災体制の充実

（１）多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進すること

とし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

イ　防災訓練、消火設備等の維持管理

ロ　消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ハ　防災要員の配備

ニ　情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

（２）災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促す。

３　ボランティアの育成・強化

災害発生時には、被災地や被災者一人ひとりの状況に応じた支援活動が重要であり、村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア･ＮＰＯ等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、村及び防災関係機関は、ボランティア･ＮＰＯ等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）大分県社会福祉協議会　大分県ボランティア・市民活動センターや災害中間支援組織、被災者援護協力団体などと連携し、平時からボランティア･ＮＰＯ等と顔が見える協働関係を構築することで、災害時にボランティア･ＮＰＯ等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークや災害中間支援組織が実施する情報共有会議等に参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、リーダーとして運営実務を担うことができるスタッフ等の育成を目的とした研修を実施する。

なお、県から事務の委任を受けた場合、村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第５節　要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難をきたす人も「要配慮者」に含まれる。

（１）災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

イ　四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人

ロ　状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）

ハ　要介護の高齢者

ニ　日本語の理解が不十分な外国人など

（２）上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

イ　人工透析を行っている人

ロ　インスリンの自己注射をしている人

ハ　特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）

ニ　集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）

ホ　妊産婦や乳幼児　　など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところにより実施するものとする。

１　地域における要配慮者対策

（１）避難行動要支援者名簿の作成・個別避難計画の作成及び活用等

イ　基本方針

（イ）村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25．８月（Ｒ３．５月改訂）内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

（ロ）村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

（ハ）村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、村民等の避難支援等に携わる関

係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

（ニ）村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（ホ）村は、避難支援等に関わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

（ヘ）村は、避難支援等関係者に平時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

（ト）村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

（チ）県は、村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。

（リ）県は、村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。

（ヌ）村及び県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

ロ　避難行動要支援者名簿の概要

（イ）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、下記の要件に該当する者とする。

ａ．要介護認定３～５を受けている者

ｂ．身体障害者手帳１・２級を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）

ｃ．療育手帳Ａを所持する知的障がい者

ｄ．精神障害者保健福祉手帳１級を所持する精神障がい者
ｅ．上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

ロ　避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の支援対策を推進するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の具体的な支援等については、別に定めるものとする。

（イ）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

村内に居住し生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

ａ．要介護認定３～５を受けている者
ｂ．身体障害者手帳１・２級を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
ｃ．療育手帳Ａを所持する知的障がい者
ｄ．精神障害者保健福祉手帳１級を所持する精神障がい者
ｅ．上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

（ロ）避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に必要な個人情報は次のとおりとし、名簿を作成するにあたり、次に掲げる入手方法を通じて、避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。また、名簿に掲載される者に対し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

ａ．名簿記載事項

・氏名
・生年月日
・年齢
・性別
・電話番号及び携帯番号
・住所
・同居者の有無
・避難支援等を必要とする事由

ｂ．入手方法

避難行動要支援者の情報は、村の関係部局で把握している住民基本台帳、要介護認定情報、障害者手帳交付台帳、療育手帳交付台帳、精神障害者保健福祉手帳交付台帳等から台帳を作成し、訪問・聞き取り調査により情報収集を行う。

（ハ）名簿の更新

名簿については、村民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳交付等の事

務を通じて得た情報をもとに、定期的に更新し、最新の状態に保つものとする。

（ニ）名簿情報の提供

ａ．避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次の避難支援等関係者となる者に対して、事前に名簿情報を提供することができる。

【避難支援等関係者】

・国東市消防本部姫島出張所
・国東警察署姫島警察官駐在所
・行政区区長
・自主防災組織
・民生委員・児童委員
・村社会福祉協議会
・その他避難支援等の実施に携わる関係者

ｂ．避難支援等関係者への災害発生時等における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、村長の決定により、上記の避難支援等関係者に加え、自衛隊等の避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供することができる。

ハ　個別避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、「避難行動要支援者名簿の手引き」等を活用し、福祉事業者、行政区委員、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

（イ）個別避難計画の作成

個別避難計画は、村が主体となり、避難行動要支援者本人及びその家族と作成するよう努めるものとする。本人に関する情報の外部提供に対して同意があった場合については、避難支援等関係者と連携を取りながら、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者、避難場所、避難時の留意事項等について具体的に話し合うことにより作成するよう努めるものとする。

（ロ）個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画作成に必要な個人情報は次のとおりとする。

また、個別避難計画を作成する避難行動要支援者本人に対し、平常時から避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

ａ．個別避難計画記載事項

・氏名
・生年月日
・年齢
・性別
・避難時に配慮しなくてはならない事項

・同居者の有無
・緊急時の連絡先（氏名、続柄、連絡先）
・避難支援者情報（氏名、連絡先）
・避難場所
・注意すべき事項

ｂ．入手方法

避難行動要支援者の情報は、村の関係部局で把握している住民基本台帳、要介護認定情報、障害者手帳交付台帳、療育手帳交付台帳、精神障害者保健福祉手帳交付台帳等から台帳を作成し、訪問・聞き取り調査により情報収集を行う。

（ハ）個別避難計画の更新

個別避難計画は、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、その保護には十分に留意し、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を随時行うこととする。具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申し出があった場合には、その都度速やかに更新する。また、避難支援等関係者の協力を得て更新を行う。

（ニ）個別避難計画情報の提供

ａ．避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報について、本人の同意が得られた場合には、次の者に対して、事前に個別避難計画情報を提供することができる。

【避難支援等関係者】
・国東市消防本部姫島出張所
・国東警察署姫島警察官駐在所
・行政区区長
・自主防災組織
・民生委員・児童委員
・村社会福祉協議会
・居宅介護支援事業者・相談支援事業者等の福祉事業者
・その他避難支援等の実施に携わる関係者

ｂ．避難支援等関係者等への災害発生時等における個別避難計画情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、村長の決定により、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに個別避難計画情報を提供することができる。

（ホ）個別避難計画の作成の進め方

個別避難計画の作成にあたっては、一律に作成を進めるものとする。

ニ　名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（イ）当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

（ロ）災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

（ハ）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行い個人情報が流出することのないよう指導するものとする。

（ニ）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

（ホ）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

ホ　避難情報の伝達

避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。そのため、避難支援等関係者が名簿及び個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

（イ）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

（ロ）同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

（ハ）高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。

（ニ）姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、広報車、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページや、ＳＮＳ等）を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

ヘ　避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援については、地域活動として可能な範囲で行うもので法的な責任や義務を負うものではない。そのため、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を十分に確保した上で、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を実施する。

ト　安否確認体制の整備

避難行動要支援者の安全確保を行うため安否確認体制を行政区、民生委員・児童委員、自主防災組織、防災士、消防団、居宅介護支援事業者・相談支援事業者等の福祉事業者等と協力して整備・支援する。その際、安否確認体制は、避難行動要支援者の把握と連動し、速やかに各地区の村民において行えるよう整備、支援する。

（２）避難誘導体制の整備

村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

（３）福祉避難所の指定

村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、旅館等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を村民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

また、村や県をまたぐ広域避難も想定し、福祉避難所や一般避難所福祉避難スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から県との共有を図る。

さらに、村は県と連携し、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

【福祉避難所について】

イ　福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

ロ　福祉避難所への入所対象者の把握

村は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平時に把

握しておく。

ハ　福祉避難所として利用可能な施設の把握

村は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

（４）防災設備・物資・資機材等の整備

村は、最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水等について、村民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

また、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

（５）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識の普及を推進する。

また、村は県と連携し、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及・啓発に努める。

２　社会福祉施設における要配慮者対策

（１）組織体制の整備

イ　村は要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

ロ　村は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ハ　社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、村、自主防災組織、近隣の村民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

（２）防災設備等の整備

イ　村は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

ロ　社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

（３）要配慮者を考慮した防災基盤の整備

村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

３　要配慮者対策における民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

（１）災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。

（２）大分県及び市町村相互間の災害時応援協定により、速やかに応援を要請する。

（３）県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請する。

（４）災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。

４　傷病者対策における村の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。村は、これらの者に対する安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

５　旅行者の安全確保

（１）基本方針

村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

（２）実施内容

村及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

イ　村は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

ロ　村及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ハ　旅館等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなど宿泊客の安全を確保することに止まらず、被災者への救援活動の拠点になれるよう平素より食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入体制の整備に努めるものとする。

６　外国人の安全確保

（１）基本方針

村は、国際化の進展に伴い、村内に居住、又は来訪する外国人が増加し多様化していることを踏まえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限に止め、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

（２）実施内容

村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

イ　村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

ロ　村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。

ハ　村は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。

ニ　村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

７　要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援

村は、水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設であって地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する避難行動確保計画の作成を支援する。

第６節　帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下、「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために、以下の事前措置を講ずる必要がある。

１　宿泊場所の確保

村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

２　村民、事業所・学校等への啓発

（１）村民への啓発

村は、村民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所に留まること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（２）事業所・学校等への要請

村は、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、スーパー、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結するよう努める。

第７節　地域ごとの避難計画の策定

村民は「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、村の協力を得ながら、村民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定にあたっては、村民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

地域ごとの避難計画を策定するにあたっては、きめ細かな地域情報に精通した村民の意見を取り入れ、地域の実情に合わせた計画を作り上げていくことが必要であることから、村民参加型のワークショップ形式で避難計画を策定する方法を積極的に導入するものとする。

１　ワークショップの目的

災害が発生した時に、村民等が安全に避難できるための避難計画を作成する。そのためには、それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域の村民自らが計画づくりに参加する必要がある。

また、村民が避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、地域の自主防災リーダーとして自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つである。

２　ワークショップのメンバー

地域の村民、民生委員・児童委員、村防災担当職員・福祉担当職員、村社会福祉協議会職員、必要に応じて県防災担当職員・福祉担当職員、学識経験者とする。

なお、地域の村民等の代表を選出するにあたっては、村民のみならず、地域の民間企業、港湾・漁業関係者、ボランティア等の参加も得られるように、公募等により幅広いメンバーを募ることも考慮する。

３　ワークショップの役割

村民等は、主体的にワークショップを開催し、地域ごとの避難計画を作成する。村は、村民等に対して、ワークショップの開催を促すとともに、ワークショップの運営に参加する。県は、ワークショップの運営を支援する。

（１）村

イ　ワークショップへの参画・支援

（イ）ワークショップ参加の村民への呼びかけ

（ロ）ワークショップで必要な資料・用品の準備

ロ　ワークショップにおいて村民等から提案のあった防災対策への支援

（２）村民等

イ　ワークショップの運営

ロ　村民等に対してワークショップへの参加の呼びかけ

ハ　地域ごとの避難計画の策定

ニ　地域ごとの避難計画を地域の村民等に周知

（３）県

イ　村に対する地域ごとの避難計画策定の支援

ロ　ワークショップの運営支援

（イ）講師等の派遣、防災についての資料の提供

（ロ）村防災担当職員に対する研修会の開催

（ハ）ワークショップ運営にあたってアドバイスできる人材の育成

ハ　ワークショップにおいて村民等から提案のあった防災対策への支援

第８節　村民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は村民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

１　自助の推進

（１）村民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

また、村及び県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（２）村民は、自らが生活する地域において、村、県及びその他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。

（３）建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。

（４）村民は、災害の発生に備え、最低３日分、推奨１週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

２　共助の推進

（１）村民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

（２）自主防災組織は、村、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。

（３）事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第１節　初動体制の強化

第２節　活動体制の確立

第３節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

第４節　救助物資の備蓄

第５節　地域の孤立化対策

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」、「救助物資の備蓄」を柱とする各種の事前措置を推進する。

１　村

（１）姫島村防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。

（２）災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、村の地域特性に合わせて事前に整備しておく。また、第２部第４章第２節「活動体制の確立」の事前措置に準じた措置を講じる。

２　防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの計画の体系を以下に図示する。

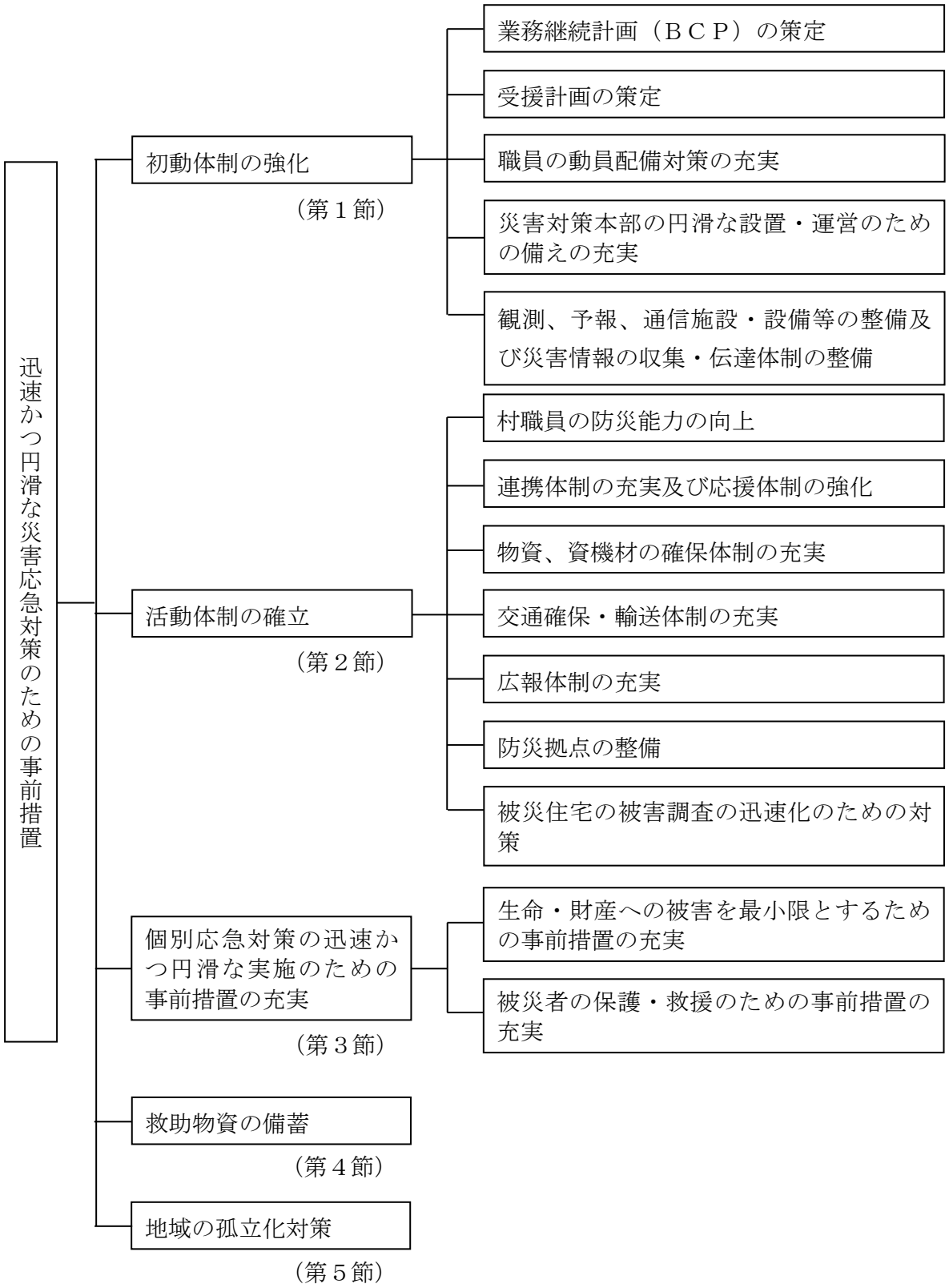
迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
初動体制の強化
（第１節）
業務継続計画（ＢＣＰ）の策定
受援計画の策定
職員の動員配備対策の充実
災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実
観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の整備
活動体制の確立
（第２節）
村職員の防災能力の向上
連携体制の充実及び応援体制の強化
物資、資機材の確保体制の充実
交通確保・輸送体制の充実
広報体制の充実
防災拠点の整備
被災住宅の被害調査の迅速化のための対策
個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
（第３節）
生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
被災者の保護・救援のための事前措置の充実
救助物資の備蓄
（第４節）
地域の孤立化対策
（第５節）

第１節　初動体制の強化

村は、第３部「災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、村の体制を早急に確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

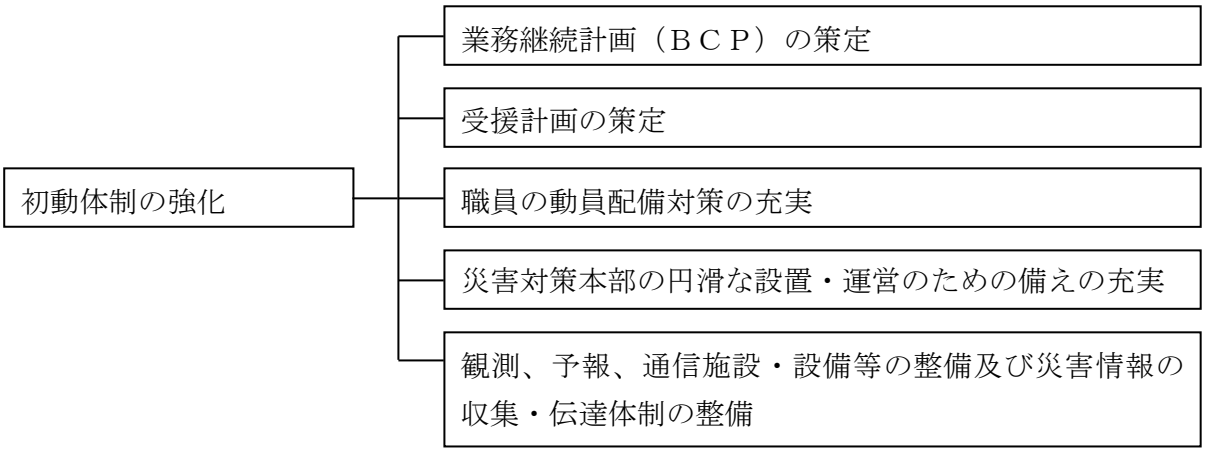

１　業務継続計画（ＢＣＰ（Business Continuity Planの略））の策定

村は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定している。

この業務継続計画は、災害時における役場の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

２　受援計画の策定

村は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる

空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

３　職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ、多く確保することは、初動期の活動を行うためには、絶対条件の一つである。そこで、村職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

（１）職員参集・安否確認システムの導入

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して、安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムの導入を検討する。

（２）姫島村初動マニュアルの作成配付

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる姫島村初動マニュアルを全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

（３）職員の県民安全、安心メールへの登録促進の取組

職員の参集手段として、職員の県民安全、安心メールへの登録促進を図る。

（４）職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発生時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

イ　災害用伝言ダイヤル（ＮＴＴの「１７１」・「災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）」など）の利用

ロ　携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる。）

ハ　「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね３日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

４　災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑な災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

（１）災害対策本部設置基準の作成及び周知

各災害に対する災害対策本部設置の基準を作成するとともに、村職員に対しその内容を周知する。

（２）災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも３日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

５　観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の整備

（１）観測、予報、通信施設・設備等の整備

必要とされる災害に関する情報を素早く把握する能力を高めるため、雨量・潮位・風速等の観測網等の整備充実を図るものとする。

（２）災害情報の収集・伝達体制の整備

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

イ　情報通信機器等の充実

（イ）防災行政無線及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実

（ロ）村防災行政無線のデジタル化の推進等による最新機器への更新

（ハ）危険箇所等への固定カメラの増設など画像情報の収集・連絡システムの充実

（ニ）災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）等に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ関連システムの構築等に努める。

ロ　通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平時から構築する。

（イ）Ｌアラート、村ホームページ、ケーブルテレビ姫島による迅速な災害情報の発信を行う。

（ロ）県民安全・安心メールの登録を促進する。

（ハ）おおいた防災アプリの利用を促進する。

（ニ）携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

（ホ）ＬＩＮＥ等ＳＮＳの利用を促進する。

（ヘ）民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。

（ト）アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。

（チ）災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

（※）Ｌアラート

報道機関やポータルサイト（Yahoo等）、携帯事業者（緊急速報メール）等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、村民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

ハ　ＩＰ電話に係る停電対策

ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第２節　活動体制の確立

多岐にわたる村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

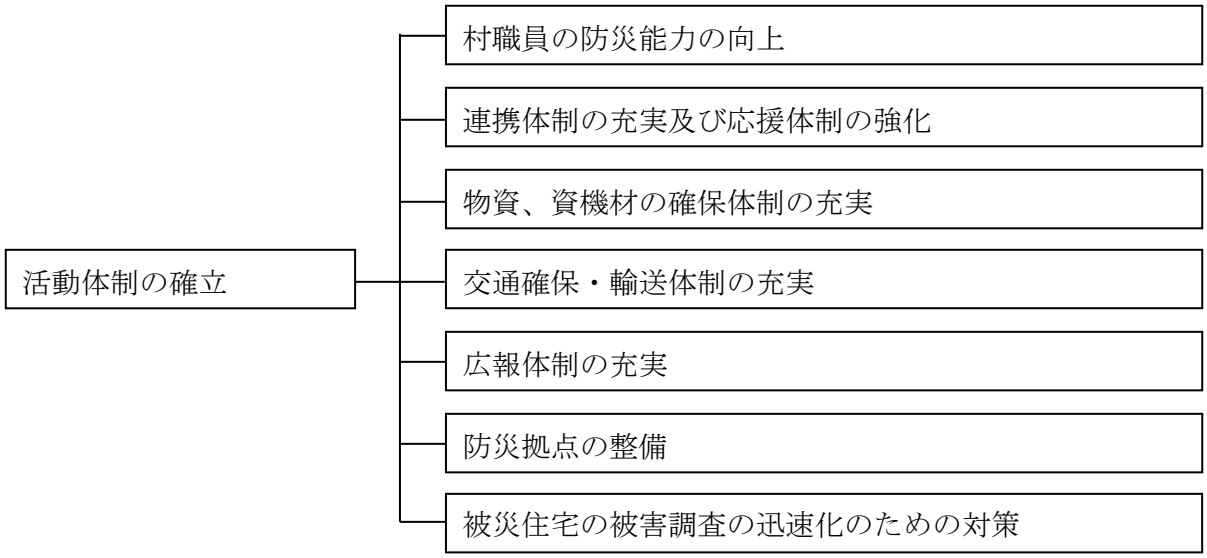

１　村職員の防災能力の向上

村職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

（１）職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

（２）職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、あらかじめ定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練の実施に努める。

（３）地域防災計画の周知

地域防災計画の内容を周知し、平時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

（４）図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む。）するため、図上訓練の実施に努める。

（５）防災対策要員の育成

防災対策要員は村の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進

する。

イ　国・県等の実施する防災研修会等に積極的に職員を参加させる。

ロ　被災した自治体への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ハ　災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。

２　連携体制の充実及び応援体制の強化

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的として、県が振興局管内ごとに設置した「防災対策推進ブロック協議会」に参加し、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図る。

また、他市町村との相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

（１）地域における連携体制の充実

県が取組む以下の対策に積極的に参画する。

イ　村災害対策本部と県地区災害対策本部との連携

ロ　防災対策に関する専門研修等の実施

ハ　図上訓練等の実施により連携体制の強化

ニ　その他

（２）県内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

イ　県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で、当該団体等が災害時等に担うべき役割、当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で、応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手順等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

ロ　災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的な訓練実施に努める。

ハ　建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組むものとする。

ニ　県に対して、協定を締結すべき相手方などについて、必要に応じて適切な助言を求めるものとする。

（３）ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

イ　医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録

並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

ロ　村社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

ハ　村は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平時に県振興局や村社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「村災害ボランティアネットワーク会議」に積極的に参加する。

（４）他市町村との相互応援協定締結の推進

現在、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内のすべての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。今後は、他県の隣接市町村等と相互応援協定の締結を促進するものとする。

（５）広域応援体制の強化

被害が甚大で村及び県において対応が困難な場合、村外及び県外からの応援を求める必要がある。

村は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

（６）応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

村外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

（７）ヘリコプター応援要請のための体制・ルールづくり

大規模災害時には、生存率が急激に低下する72時間以内の救出救助が大事になり、道路の被災状況が明らかでない中では、ヘリコプターを用いた空からの活動が有効となる。

村は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努める。また、訓練等を通じて、応援要請手順の習熟に努めるものとする。

（８）重要施設の非常用電源の確保

医療機関等重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

３　物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材

（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針のもとに、迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

（１）救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、村民等が身近で確保できるよう、村は行政区の単位での確保を柱とした整備を推進する。

イ　消防団及び自主防災組織の救出救助用資機材の整備促進

ロ　資機材を保有する建設業者等との協定等締結の推進

ハ　家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

（２）消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、村民等が身近で確保できるよう、村は行政区の単位での確保を柱とした整備を推進する。

イ　消防団及び自主防災組織の消火用資機材の整備促進

ロ　家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

（３）医薬品・医療資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急度的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、一定程度は姫島村国保診療所において調達・補給を行い、普段から在庫の調査・調整を行うとともに、県等の支援を受けながら不足分については、出入りの業者と緊急供給の方法を協議し確立しておくものとする。

（４）食料・水・被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品の確保体制の充実

県等からの食料・水・被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品（以下、「生活用品」という。）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は、家庭や地域等で確保できるような対策を講じるものとする。

イ　家庭、社会福祉施設、医療機関、旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発

ロ　村における食料・水・生活用品の備蓄促進

ハ　村内業者（商工会、農協、漁協等）との災害時の食料等緊急供給の方法の協議

ニ　学校プールや災害時協力井戸などの事前把握

４　交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

（１）地域内輸送拠点の選定

村において、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、隣接市の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市に要請し連携して行う。

（２）交通規制計画の作成等

緊急通行上重要な道路が交通渋滞で機能麻痺しないよう、交通規制計画を作成する。

（３）道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

また、道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、道路情報板の整備を図る。

（４）重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合、直ちに啓開できる体制を県及び関係団体の協力も得ながら整える。

（５）臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内１箇所以上臨時ヘリポート等を確保する。

（６）緊急通行車両及び規制除外車両（以下、「緊急通行車両等」という。）の事前の申請手続き

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両等の確保がなされる必要がある。この場合、村有車両については、災害発生前に申出を行い標章・証明書の交付を受けることができるようになっている。また、民間の保有する大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、事前に規制除外車両の届出を行い審査を受けておくことで、災害発生時に標章・証明書の交付を迅速に受けることができるようになっている。そこで、本計画第３部の災害応急対策に基づいて使用する可能性の高い確実な車両（村有車両、協定等に基づく防災関係機関、民間の保有する車両）をリストアップし、事前申請手続きの活用を図ることとする。

５　広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を村内外に的確に発信することは災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

（１）プレスルームの整備

報道機関を通じて、村からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

（２）災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に村からの情報が報道機関を通じて的確に村民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

（３）インターネット、ケーブルテレビを活用した情報発信

災害等緊急時に、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（村ホームページ、ＳＮＳ等）を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

（４）手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、村内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

６　防災拠点の整備

防災拠点は、避難所や災害応急対策活動等の拠点となる。各地区に地区公民館を中心とした防災拠点整備を推進していくものとする。

７　被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、村は、県が主催する住家被害調査研修会に参加し、村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」の活用を図る。また、市町村間や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を図る。

第３節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。よって、各々について以下の対策を講じていくこととする。

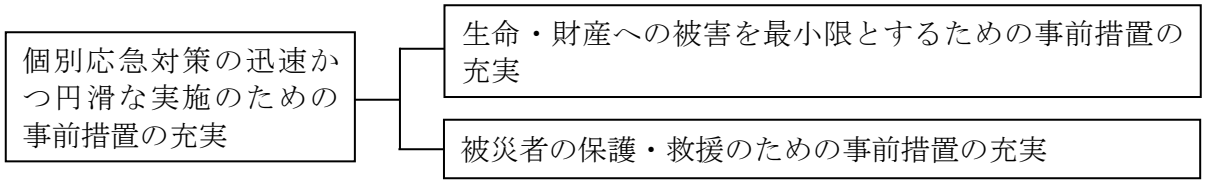

１　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

村民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

（１）風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を村民に迅速に知らせる必要がある。このため、村は情報伝達体制の充実を図るとともに、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、村は村民等及び村内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、広報車、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）の活用、スーパー、郵便局等の地域スポットの活用、Ｌアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

さらに、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を検討するものとする。

（２）避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、村としては以下の対策を推進していくこととする。

イ　社会福祉施設、学校、その他公共施設の避難体制の再点検

ロ　社会福祉法人、旅館経営者、スーパー経営者等に対する避難体制の再点検の指導

ハ　災害想定区域図及び浸水想定区域図等を掲載したハザードマップの配布
ニ　避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成
ホ　要配慮者のための支援マニュアルの作成

（３）要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実が図られるようにする。

イ　浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導角燻煙を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告する。

ロ　地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②浸水の防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下、「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について村長に報告する。

（４）救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

イ　村、消防機関、警察、消防団との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施
ロ　自主防災組織の救出救助資機材（避難所情報サインを含む。）の充実

（５）救急医療対策の充実

大きな災害により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、医療関係者に加えて、保健・福祉関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

イ　医療機関の施設・設備の整備拡充
ロ　多数傷病者の受入れを想定した実働訓練の実施
ハ　保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（大分ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）、医療支援チーム、保健師等チーム等）の派遣要請方法の整理

ニ　初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄

ホ　「広域災害・救急医療情報システム」（ＥＭＩＳ）、「災害時保健医療福祉活動支援システム」（Ｄ２４Ｈ）の活用方法の整理

（６）消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

イ　消防ポンプの定期的な入替え、耐震性貯水槽・消防水利の増設の推進

ロ　消防団員の確保を図るため、村民・事業所への協力依頼

ハ　自主防災組織用の初期消火用資機材等の整備

ニ　被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備

（７）消防団員防災業務従事者の安全確保対策

村民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人と命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、浸水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備に努める。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、村民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

２　被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

（１）学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

イ　無線設備の整備

ロ　教職員の役割の事前規定

ハ　調理場の調理機能の強化

ニ　保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化

ホ　シャワー室、和室の整備

ヘ　学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

ト　給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進

チ　トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

（２）災害福祉広域支援体制の整備

要配慮者が村内で保健福祉サービスを受けることができない場合に、村外の社

会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入候補施設を事前にリストアップしておく。

また、村内の社会福祉施設等が災害時に、村外の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

（３）村における生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

（４）家庭、社会福祉施設、医療機関、旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね３日間）、食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

（５）応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け、不動産関係団体と協定を締結し、災害時の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を提供できるよう、プレハブ住宅関係団体や木造住宅団体など、多様な住宅供給団体と協定を締結する。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県と連携し、災害発生時に迅速な供給が可能となるよう、平時から体制を整備しておくものとする。

（６）物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、スーパー及びガソリンスタンド等の営業状況の把握に努める。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

イ　災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

ロ　災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

（７）文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

イ　学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所等）及び学校職員の行動方針等の検討

ロ　村外通勤教員の連絡体制の検討

ハ　時間外災害発生時の幼児・児童・生徒の被災状況の把握方法の検討

ニ　時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

ホ　文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

（８）被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する可能性のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備を図る。

村外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

（９）障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

(10) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の３に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の被災者台帳システムにより、職員の応援要請を行う等、統一した運用を図る。

第４節　救助物資の備蓄

村は、東日本大震災を踏まえ、村内の最大避難者数を302人と想定し、村外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限度必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、平時から、訓練等を通じて、施設ごとの物資の備蓄状況や運送手段等の確認・更新を定期的に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

村及び県が、備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。

また、孤立が想定される地域について、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄するとともに、毎年１回、物資の備蓄状況を公表することとする。

第５節　地域の孤立化対策

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを推進することにより、村民の安全確保を図る。

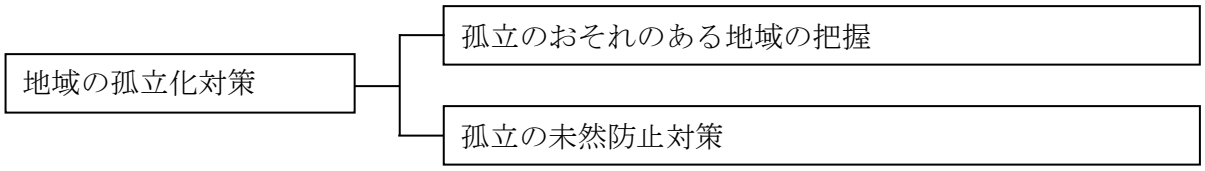

１　孤立のおそれのある地域の把握

村は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。

把握にあたっては、過去の災害での事例を参考にするとともに、消防機関等防災関係機関から意見を聴取する。

２　孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取組み、孤立対策に必要な施策を推進する。

また、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

（１）孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（区長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。

（２）地域内に学校や駐在所等の公共的機関、九州電力(株)、ＮＴＴ西日本(株)等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

（３）アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

（４）孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地等）を選定・確保する。

（５）孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

第５章　その他の災害予防

第１節　災害対策基金の設置

第１節　災害対策基金の設置

災害が発生した場合は、被害を最小限に止めると同時に速やかに復旧することにより、民生の安定、福祉を図らねばならないので、村は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源にあてるための、災害対策基金等の設置について検討する。

第３部　災害応急対策

第１章　災害応急対策の基本方針等

第２章　活動体制の確立

第３章　生命・財産への被害を最小限とするための活動

第４章　被災者の保護・救護のための活動

第５章　社会基盤の応急対策

第１章　災害応急対策の基本方針等

第１節　災害応急対策の基本方針

第２節　村民に期待する行動

第３節　災害応急対策の体系

第１節　災害応急対策の基本方針

１　迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による村民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、村は、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取組んでいく。

２　県との連携、応援要請の実施

災害応急対策の実施については、村民に最も身近な行政主体として第一順位としては村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取組むものである。しかしながら、村の対応能力を超えるような災害が発生した場合又は村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合は、村が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、村単独では十分な応急対策ができない場合、県に対し必要に応じて、防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等の応援要請を速やかに実施するものとする。

３　要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

村は、高齢化の進展により、援護を要する高齢者が増加しつつあること、また、観光客等にも留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、村、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

４　ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の村民の生活安定のためには、村民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め村民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。

村では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、貼り紙、チラシ、立て看板、広報ひめしま、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）等の多様な方法を用いて広報することとする。

第２節　村民に期待する行動

災害から村民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に村民どうしの助け合いによって「自分たちの地域を自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、村民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。村及びその他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等の災害による被害を最小限に止めるために、村民に対して次のような行動を期待するものである。

１　家庭

（１）的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山・がけ崩れのおそれ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（２）的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

（３）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（４）的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防機関、警察署（駐在所）等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

（５）的確な情報収集

ラジオ、テレビ、防災行政無線、姫島村情報センターからの情報等によって正しい情報の把握に努める（むやみに役場、消防機関、警察署（駐在所）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動の妨げとなることがある。）。

また、区長、駐在員、消防団員等を通じた情報の把握に努める。

２　地域（班、行政区、駐在区、自主防災組織）

（１）的確な避難

避難する場合、隣近所で声をかけ合って、安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、村職員等に協力する。また、夜間や

停電の場合に備え、速やかに避難所を開設できるように、行政区や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（２）的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して、消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防機関、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（３）的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して、二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防機関、消防団、警察署（駐在所）、自衛隊等の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

（４）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、医療機関へ搬送する。

（５）近隣の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

（６）的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、役場、消防機関、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

３　企業・事業所

（１）的確な避難

災害発生時、従業員や来客を安全な場所へ避難させる。

（２）的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。なお、自衛消防組織を持つ事業所にあっては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防機関、消防団の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

（３）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、医療機関へ搬送する。

（４）地域（隣近所、行政区）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

４　災害対応社員等の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

イ　災害用伝言ダイヤル（ＮＴＴの「１７１」・「災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）」など）の利用

ロ　携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる。）

ハ　「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第３節　災害応急対策の体系

災害応急対策計画の体系は、次のとおりである。

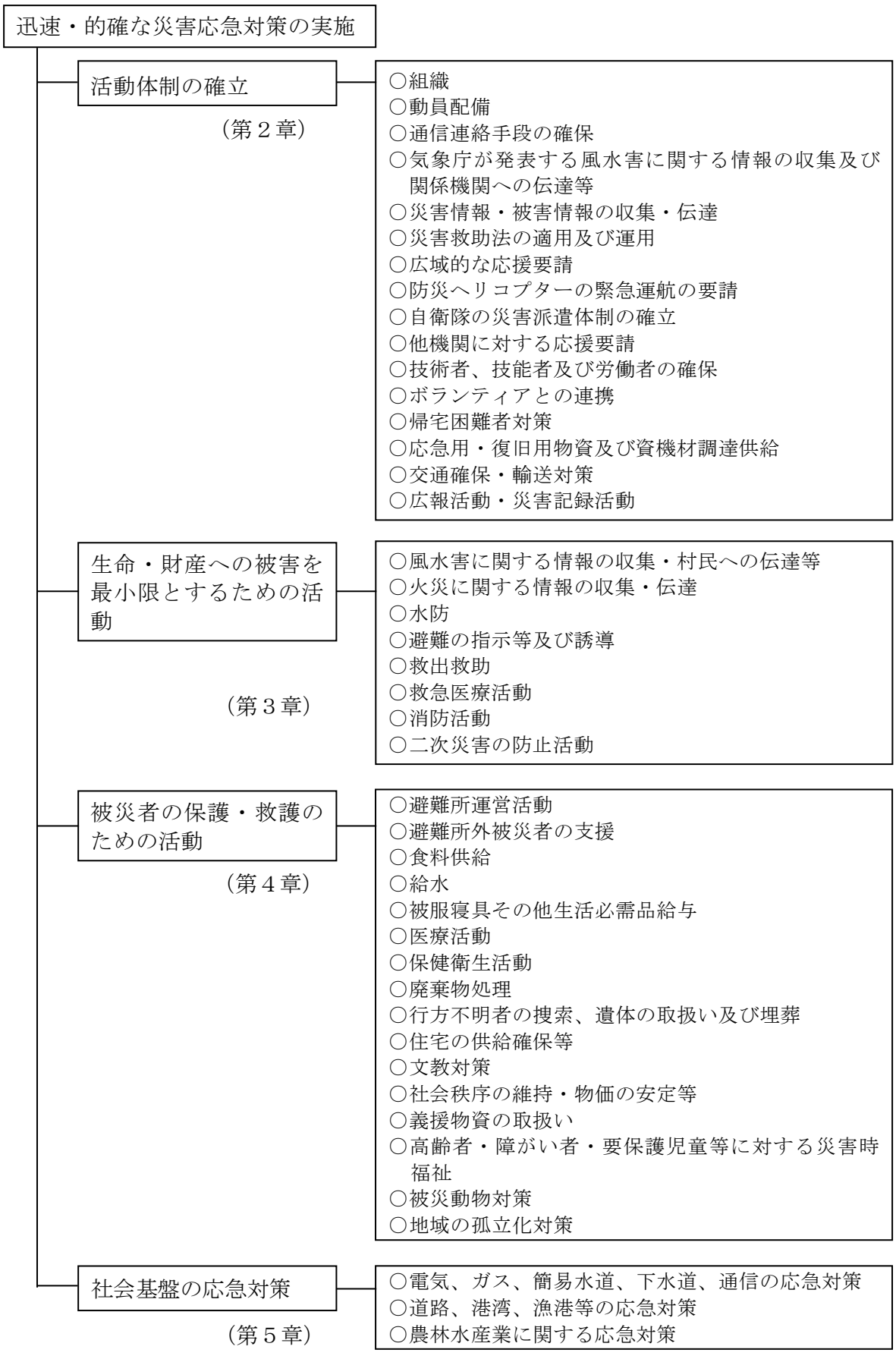

第２章　活動体制の確立

第１節　組織

第２節　動員配備

第３節　通信連絡手段の確保

第４節　気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等

第５節　災害情報・被害情報の収集・伝達

第６節　災害救助法の適用及び運用

第７節　広域的な応援要請

第８節　防災ヘリコプターの緊急運航の要請

第９節　自衛隊の災害派遣体制の確立

第10節　他機関に対する応援要請

第11節　技術者、技能者及び労働者の確保

第12節　ボランティアとの連携

第13節　帰宅困難者対策

第14節　応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

第15節　交通確保・輸送対策

第16節　広報活動・災害記録活動

第１節　組織

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

１　活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は拡大を防止するために必要な処置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

本計画に定めるほか、個別具体的な事項は「姫島村防災会議条例（昭和38年条例第14号）」、「姫島村災害対策本部条例（昭和38年条例第13号）」及び「姫島村業務継続計画」等により確立する。

２　災害発生時における組織体制

村長は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

■　活動組織系統図

姫島村の系統的な防災活動組織は、概ね次のとおりである。

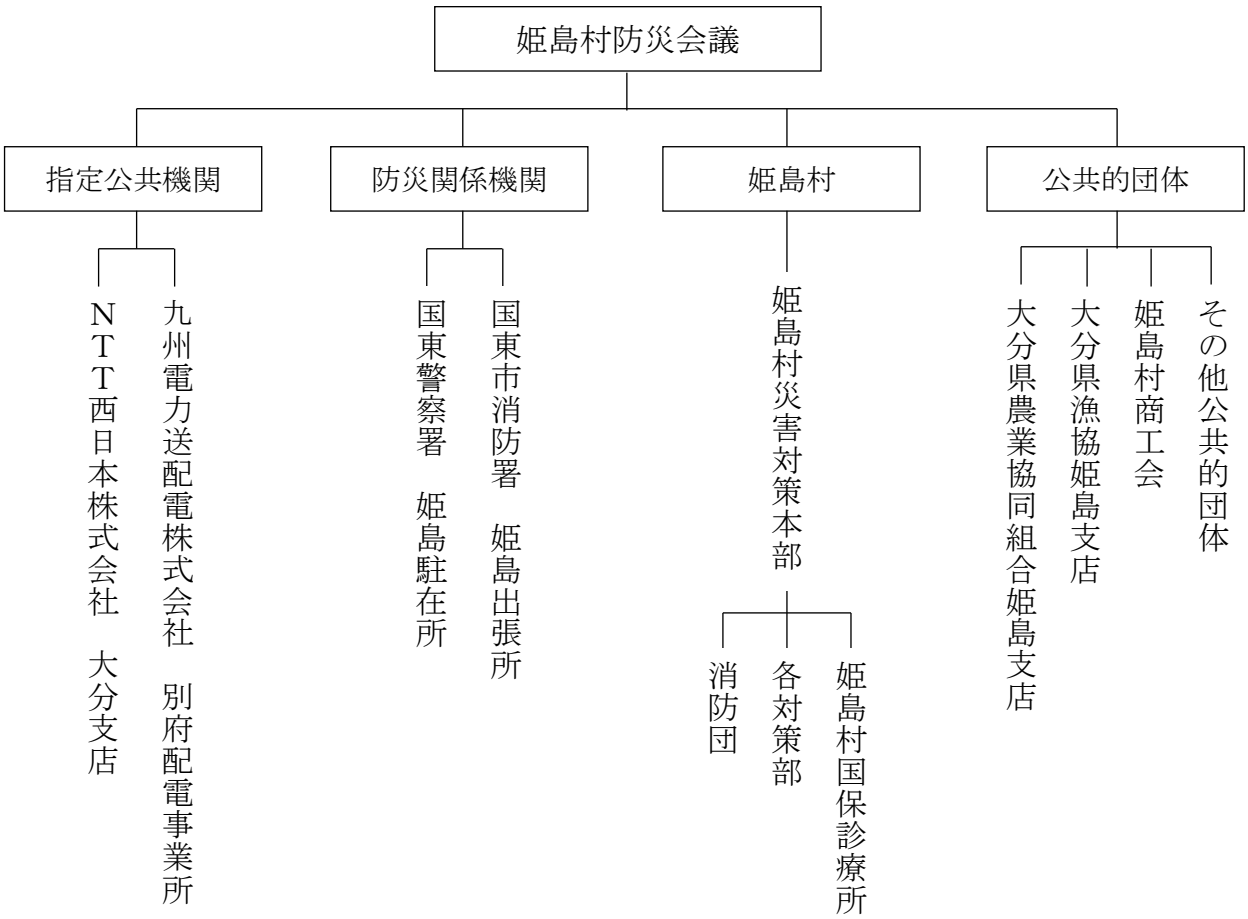

３　災害対策本部設置前の体制

（１）災害対策連絡室（準備体制）

区分	内　容
設置基準	イ　大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）。 ロ　その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。 ハ　その他、特に必要と認めるとき。
設置場所	村役場総務課内
組織・職制	イ　室長：総務課長 ロ　室員：動員配備で定める職員（災害時職員初動マニュアルに定める。）
処理すべき主な事務	イ　災害情報の収集、伝達及び村内巡視 ロ　県及び関係機関等に対する災害対策上の通報 ハ　その他緊急な応急措置に関すること
解散基準	イ　警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき。 ロ　災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。 ハ　被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき。
その他	災害対策連絡室員は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

（２）災害警戒本部（警戒体制）

区分	内　容
設置基準	イ　大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ロ　その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。 ハ　その他、特に必要と認めるとき。
設置場所	村役場会議室内
組織・職制	イ　本部長：副村長、教育長 ロ　副本部長：総務課長、建設課長 ハ　本部員：動員配備で定める職員（災害時職員初動マニュアルに定める。）
処理すべき主な事務	イ　災害情報の収集、伝達及び村内巡視 ロ　県及び関係機関等に対する災害対策上の通報 ハ　関係課の初動措置等の総合調整
解散基準	イ　警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき。 ロ　災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき。 ハ　被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき。
その他	災害警戒本部員は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

４　災害対策本部を設置した場合の体制

（１）災害対策本部（非常体制）

区分	内　容
設置基準	イ　大分地方気象台が特別警報を発表したとき。 ロ　大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ハ　その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。 ニ　その他、特に必要と認めるとき。
設置場所	村役場会議室内（使用不可の場合は、使用可能な村有施設）
組織・職制	イ　本部長：村長 ロ　副本部長：副村長、教育長 ハ　本部員：動員配備で定める職員（災害時職員初動マニュアルに定める。）
処理すべき主な事務	イ　災害対策本部会議（以下、「本部会議」という。）の開催 ロ　県及び関係機関等に対する災害対策上の通報 ハ　災害対策の総合調整
解散基準	イ　被害状況等により本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき。 ロ　発生が予想された災害にかかる危険が解除されたと認められるとき。
その他	災害対策本部員は、各部局の体制及び要員等について定めるものとする。

■　災害対策本部組織図

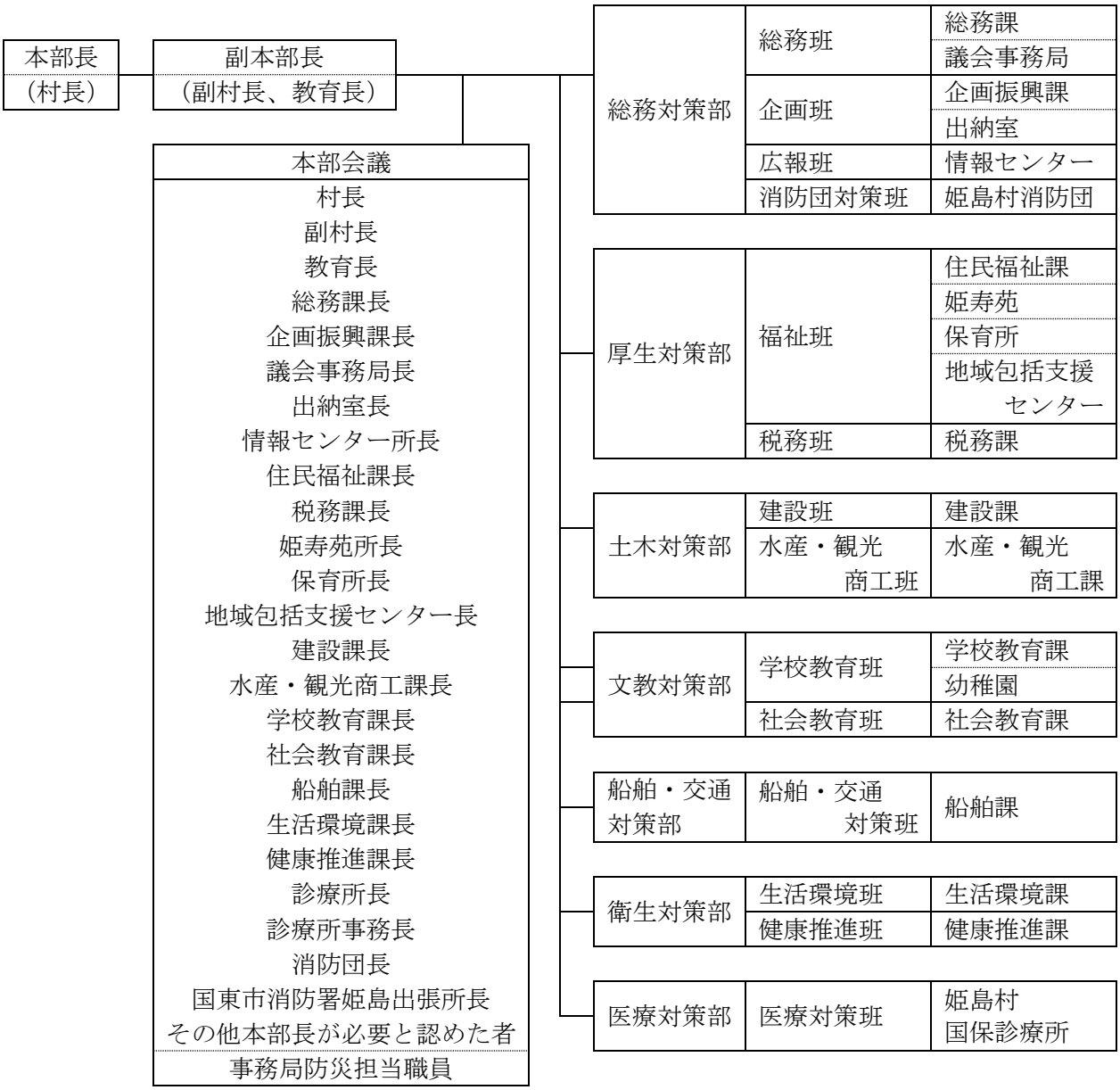

※本部会議の議事進行は総務対策部長が行う。

（２）本部長が不在等の場合の責任体制

本部長（村長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。

第１順位	第２順位	第３順位
副村長	教育長	総務課長

（３）本部会議の協議事項

イ　災害応急対策の基本方針の決定
ロ　避難情報等の発令、伝達
ハ　被災状況の収集、伝達
ニ　被災者の救助・救護・保護
ホ　被災者に対する飲料水及び食料・生活必需品の供給・輸送
ヘ　食料・生活必需品の調達
ト　防疫その他の保健衛生
チ　県災害対策本部への報告
リ　自衛隊の災害派遣要請検討
ヌ　災害救助法の適用検討
ル　その他必要な災害応急対策の実施
ヲ　県東部振興局との災害応急対策についての連携
ワ　県・災害応援協定締結市町村への要請
カ　災害対策に要する経費
ヨ　施設、設備の応急復旧
タ　災害本部体制の廃止

（４）災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、次の防災関係機関に通知するものとする。

イ　東部振興局（県地区災害対策本部）
ロ　国東警察署姫島駐在所
ハ　国東市消防署姫島出張所
ニ　その他必要と認められる機関

（５）災害時における各対策部の分掌事務

各対策部分掌事務は、概ね次に掲げるとおりとする。

イ　各部共通事項

対策部名（部長）	分掌事務
各部共通事項	1　各部の動員配備に関すること。 2　災害対策本部及び各部間、所管する関係機関の連絡調整に関すること。 3　指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること。 4　使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。 5　所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所、指定福祉避難所を優先的に調査報告すること。）。 6　所管施設の利用者の安全確保、避難救助に関すること。 7　所属職員、家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること。 8　所管する施設が避難所として開設された場合の協力に関すること。 9　被害認定調査、り災証明書、被災者台帳作成への協力に関すること。 10　物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 11　他部、他班の応援に関すること。

ロ　総務対策部

対策部名	班名	分掌事務
総務対策部 部　長： 総務課長	総務班： 総務課 議会事務局 班　長： 総務課長 副班長： 議会事務局長	1　災害対策本部事務、本部会議の総合調整に関すること。 2　県、関係機関との連絡調整、応援要請に関すること。 3　避難指示等の発令、警戒区域の設定に関すること。 4　被害状況の総合取りまとめ、及び報告に関すること。 5　自衛隊の派遣要請に関すること。 6　り災証明に関すること。 7　災害情報の収集、伝達に関すること。 8　消防団との連絡に関すること。 9　気象情報等の受理及び報告に関すること。 10　災害応急業務の事前命令に関すること。 11　消防資機材の確保及び輸送に関すること。 12　職員の動員配備、調整に関すること。 13　各対策部との連絡調整に関すること。 14　自主防災組織との連絡、情報伝達・収集に関すること。 15　広域避難、広域一時退避の連絡調整に関すること。 16　公用負担に関すること。 17　議会との連絡調整に関すること。
	企画班： 企画振興課 出納室 班　長： 企画振興課長 副班長： 出納室長	1　災害応急対策費の予算措置に関すること。 2　村有財産の災害対策及び被害調査に関すること。 3　災害対策本部用車両等の調達・配車・管理に関すること。 4　受援に関すること。 5　義援物資等の必要量の把握、配分計画に関すること 6　基幹情報システム等の機能維持及び復旧対策に関すること。 7　農作物の災害対策及び被害状況の調査に関すること。
	広報班： 情報センター 班　長： 情報センター長	1　防災行政無線、通信機器に関すること。 2　広報、報道関係に関すること。 3　災害記録に関すること。
	消防団対策班: 姫島村消防団 班　長： 消防団長 副班長： 消防団副団長	1　災害の警戒防御に関すること。 2　消防、水防に関すること。 3　避難誘導に関すること。 4　村民への避難情報等の伝達に関すること。 5　人命救助及び緊急に関すること。 6　行方不明者の捜索に関すること。 7　警戒区域の設定に関すること。 8　傷病者の移送に関すること。 9　関係機関との連絡調整に関すること。 10　消防団員の動員に関すること。

ハ　厚生対策部

対策部名	班名	分掌事務
厚生対策部 部　長： 住民福祉課長	福祉班： 住民福祉課 姫寿苑 保育所 地域包括支援センター 班　長： 住民福祉課長 副班長： 姫寿苑所長 保育所長 地域包括支援センター長	１　主要食料の確保及び配給並びに非常炊出しに関すること。 ２　身元不明者の対応に関すること。 ３　要配慮者の被災状況の把握及び対策に関すること。 ４　被災者に対する生活保護の適用に関すること。 ５　被災者に対する身体障害者福祉法、老人福祉法の適用に関すること。 ６　指定避難所の開設（設営を除く。）及び管理に関すること。 ７　避難者の収容、保護に関すること。 ８　被災者支援についての問い合わせ、各種相談に関すること。 ９　被災者の安否問い合わせへの対応に関すること。 10　被災者台帳の作成に関すること。 11　社会福祉協議会との連携協力に関すること。 12　社会福祉団体、社会福祉施設との連絡調整に関すること。 13　災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 14　ボランティアの受入れに関すること。 15　災害弔慰金の支給等に関すること。 16　被災者生活再建支援金の支給に関すること。 17　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・管理に関すること。 18　保育施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 19　園児の安全及び被害状況の調査に関すること。 20　被災地における園児の就園確保に関すること。 21　応急保育に関すること。 22　被災保育施設及び被災園児の保健衛生に関すること。 23　災害時における給食対策に関すること。 24　姫寿苑に関すること。 25　日赤、共同募金会等との連絡に関すること。 26　義援（見舞）金品等の受領、保管及び配分に関すること。
	税務班： 税務課 班　長： 税務課長	１　家屋等の被害状況調査に関すること。 ２　被災家庭、被災者の被害状況の調査及びり災固定資産の損害額評定に関すること。 ３　被災者の村税及び保険税の減免に関すること。

ニ　土木対策部

対策部名	班名	分掌事務
土木対策部 部　長： 建設課長	建設班： 建設課 班　長： 建設課長	1　漁港、漁業用資産並びに観光施設の災害対策及び被害の状況の調査に関すること。 2　津波等水防対策に関すること。 3　土木災害全般の被害状況の取りまとめに関すること。 4　被災地の障害物の除去に関すること。 5　建設業者への連絡に関すること。 6　災害対策のための労働者に関すること。 7　道路、橋りょう、河川、漁港、ため池その他の土木施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 8　地すべり対策に関すること。 9　被災地における道路交通の禁止及び制限に関すること。 10　応急対策用資機材、物資の調達並びに緊急輸送に関すること。 11　応急用仮設住宅の建設、管理及び被災住宅の応急修理に関すること。 12　避難所の設営に関すること。 13　被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関すること。 14　公営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 15　農地、農業用施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 16　公園の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	水産・観光商工班： 水産・観光･商工課 班　長： 水産・観光･商工課長	1　農業、水産業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。 2　水産物の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 3　水産業用施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 4　漂流物の処理に関すること。 5　商工業の災害対策及び被害調査に関すること。 6　商工業者に対する融資に関すること。 7　公園の被害調査及び災害応急対策に関すること。 8　健康管理センターの災害対策及び被害状況の調査に関すること。 9　観光業者との連絡に関すること。 10　観光客等の安全確保対策に関すること。 11　風評被害対策に関すること。

ホ　文教対策部

対策部名	班名	分掌事務
文教対策部 部　長： 教育長	学校教育班: 学校教育課 幼稚園 班　長： 学校教育課長	1　教育施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 2　生徒・児童・園児の安全及び被害状況の調査に関すること。 3　被災地における生徒・児童・園児の就学確保に関すること。 4　災害救助用学用品の給与に関すること。 5　応急教育に関すること。 6　被災教育施設及び被災生徒・児童・園児の保健衛生に関すること。 7　災害時における学校給食対策に関すること。
	社会教育班: 社会教育課 班　長： 社会教育課長	1　社会教育施設の利用者の避難に関すること。 2　社会教育施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3　婦人会等社会教育団体との連絡及び協力依頼に関すること。 4　文化財の被害状況調査、応急対策に関すること。 5　避難施設の運営協力に関すること。

ヘ　船舶・交通対策部

対策部名	班名	分掌事務
船舶・ 交通対策部 部　長： 船舶課長	船舶・ 交通対策班: 船舶課 班　長： 船舶課長	1　第１・２姫島丸の災害対策及び被害の状況の調査に関すること。 2　船客待合所の被害調査に関すること。 3　災害救助物資の輸送に関すること。 4　潮位の調査に関すること。 5　緊急海運施設の確保に関すること。

ト　衛生対策部

対策部名	班名	分掌事務
衛生対策部 部　長： 生活環境課長	生活環境班: 生活環境課 班　長： 生活環境課長	1　被災地の環境衛生、食品衛生管理及び防疫に関すること。 2　災害廃棄物処理に関すること。 3　被災地のごみ、し尿収集運搬に関すること。 4　環境衛生施設の災害対策及び被害の状況の調査に関すること。 5　簡易水道、下水道の被害状況、応急対策に関すること。 6　被災地に対する飲料水の供給に関すること。 7　応急給水用資機材の調達に関すること。 8　水質検査に関すること。 9　指定工事事業者の応援協力に関すること。 10　節水、給水等広報に関すること。 11　遺体の処理及び埋火葬に関すること。 12　災害時の愛がん動物（ペット）対策に関すること。 13　仮設トイレの使用・処理に関すること。

対策部名	班名	分掌事務
	健康推進班: 健康推進課 班　長： 健康推進課長	１　被災地の感染症予防に関すること。 ２　被災者の保健衛生指導、健康相談及び心のケア対策に関すること。 ３　救護所の設営に関すること。 ４　指定避難所等への巡回相談に関すること。

チ　医療対策部

対策部名	班名	分掌事務
医療対策部 部　長： 診療所長	医療対策班: 姫島村 国保診療所 班長： 診療所長 副班長： 診療所事務長 看護師長	１　医療機関施設の被害調査に関すること。 ２　負傷者の収容に関する調整及び情報提供に関すること。 ３　医師会、看護協会等関係団体との連絡調整に関すること。 ４　防疫対策の指導監督に関すること。 ５　入院患者の保健医療の確保と医療救護班の編成に関すること。 ６　医薬品及び衛生材料の調達等に係る連絡調整に関すること。

第２節　動員配備

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節の定めるところによって実施するものとする。

１　動員配備体制の確立

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員等の動員配備は、あらかじめ必要な手続き及び方法を確立しておくものとし、その実施にあたっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

２　職員等の動員順序

（１）準備体制（災害対策連絡室）

区分	内　容
動員の基準	第３部第２章第１節３「災害対策本部設置前の体制」に同じ。
要員の確保	イ　勤務中：庁内放送及び庁内電話を利用する。 ロ　勤務時間外：電話連絡又は携帯メールにより随時呼び出し、要員を確保する。
要員	災害時職員初動マニュアルに定める。

（２）警戒体制（災害警戒本部）

区分	内　容
動員の基準	第３部第２章第１節３「災害対策本部設置前の体制」に同じ。
要員の確保	イ　勤務中：庁内放送及び庁内電話を利用する。 ロ　勤務時間外：電話連絡又は携帯メールにより随時呼び出し、要員を確保する。
要員	災害時職員初動マニュアルに定める。

（３）非常体制（災害対策本部）

区分	内　容
動員の基準	第３部第２章第１節４「災害対策本部を設置した場合の体制」に同じ。
要員の確保	イ　勤務中：庁内放送及び庁内電話を利用する。 ロ　勤務時間外：電話連絡又は携帯メールにより随時呼び出し、要員を確保する。
要員	災害時職員初動マニュアルに定める。

３　動員配備方針

職員は、配備基準に該当する災害等が発生した場合、動員・配備の指令を待たず、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む。）。

なお、配備体制の変更等については、必要に応じて４に示す動員系統により動員配備に関する指示を行う。

（１）準備体制（災害対策連絡室）

イ　災害対策連絡室の要員として指名された職員
　村役場総務課に参集する。
ロ　その他の職員
　動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

（２）警戒体制（災害警戒本部）
イ　災害警戒本部の要員として指名された職員
　村役場会議室に参集する。
ロ　その他の職員
（イ）各部の要員は各所属課に参集する。
（ロ）動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

（３）非常体制（災害対策本部）
イ　災害対策本部の要員として指名された職員
　村役場会議室に参集する。
ロ　その他の職員
　全職員は、各所属課に参集する（非常時において優先すべき通常業務に従事する者を除く。）。

４　災害対策本部職員等の動員方法及び系統

電話その他迅速、的確な方法により必要な職員に連絡するとともに、次の系統に従い勤務体制に応じて配置するものとする。

（１）通常の勤務時間内

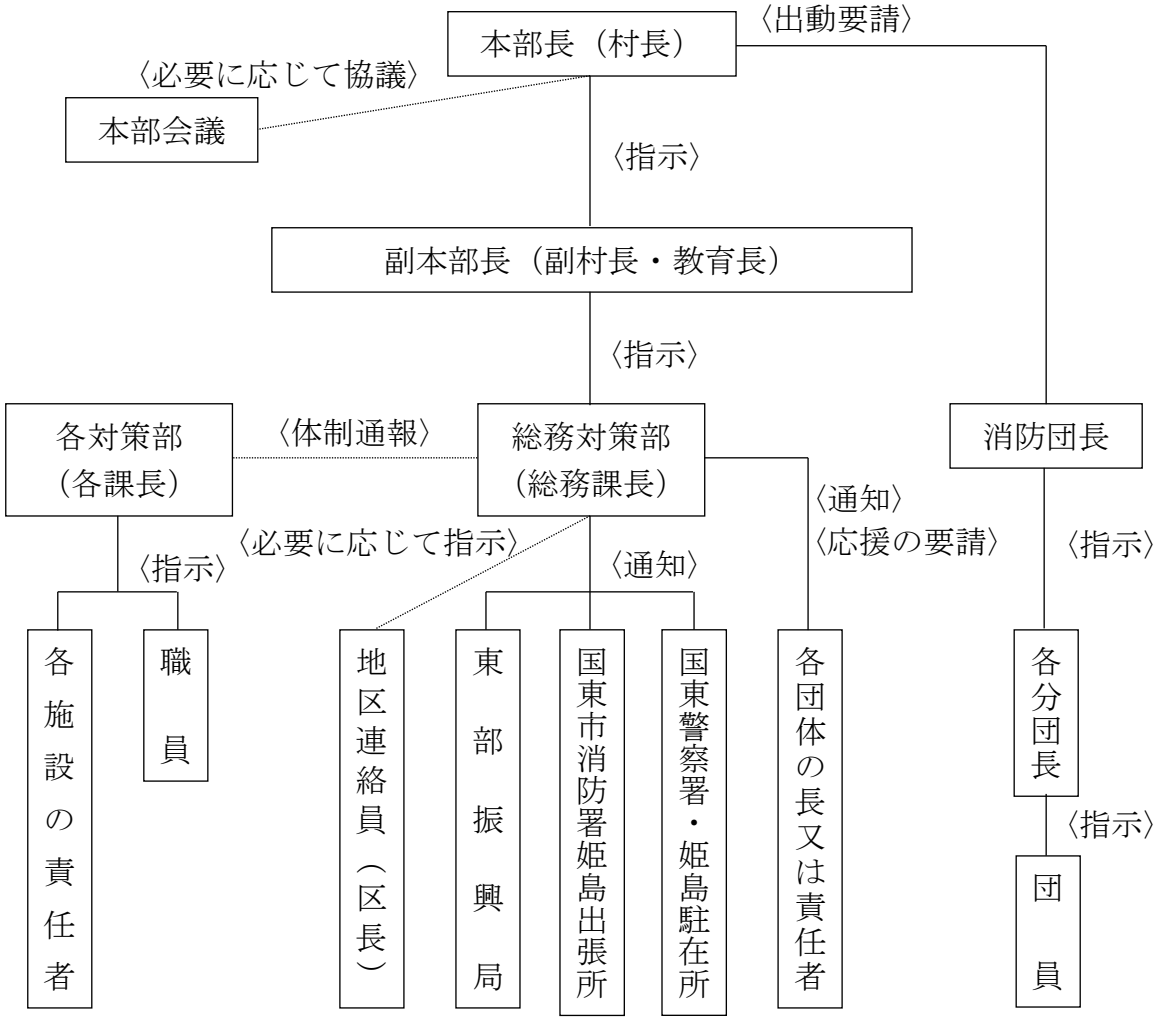

（２）勤務時間外

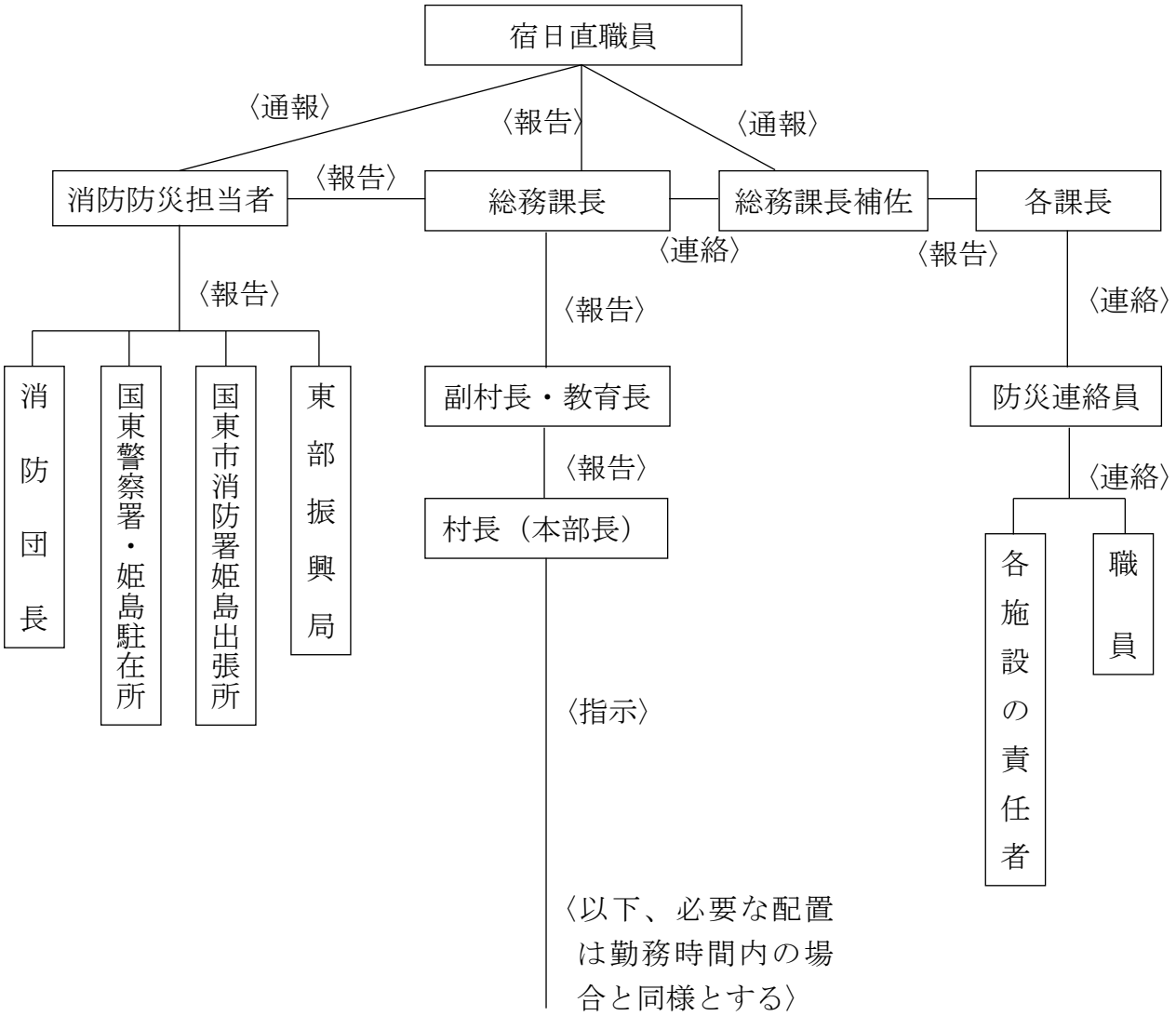

５　災害対策本部職員の勤務基準

（１）常時配置される防災連絡員

常時配置される防災連絡員は、常に気象情報等に留意し、災害が発生したとき、又は災害のおそれがあると認められるときは、速やかに登庁する等災害に関し必要な連絡を実施するものとする。

また、宿日直者及び他からの通報を受けた場合にあっても、速やかに登庁の上、その職務に従事するものとする。

（２）災害対策本部設置前の体制

イ　準備体制（災害対策連絡室）

準備体制の発令時にあっては、当該体制に応じて勤務すべき防災連絡員は、定められた職務に従事し、また、警戒体制に応じて勤務すべき防災連絡員は、自宅その他の場所に所在、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

ロ　警戒体制（災害警戒本部）

警戒体制の発令時にあっては、準備体制及び当該体制に応じて勤務すべき防災連絡員は、定められた職務に従事し、また、非常体制に応じて勤務すべき災害対策本部職員は、自宅その他の場所に所在、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

（３）災害対策本部を設置した場合の体制

イ　非常体制（災害対策本部）

非常体制の発令時にあっては、非常体制に応じて勤務すべき災害対策本部職員は、定められた職務に従事し、また、災害対策本部職員以外の職員においても、自宅その他の場所に所在、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

なお、勤務時間外においては、動員配備基準に該当すると判断した場合は、動員・配備の指令を待たずに、直ちに所属に参集し、配備体制につく。

また、勤務時間外参集にあたっては、以下の点に留意する。

（イ）災害の状況により参集できないときの対応

災害の状況により参集できない場合は、所属の上司又は総務課長に連絡し、その指示に従う。

（ロ）参集途上にあっては、災害情報の収集に留意し、被害及び異常等があれば速やかに所属の上司又は総務課長に報告するものとする。

６　職員の参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

非常配備において、災害対策本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、参集の状況に応じて要員の配備を行う。

（１）参集職員が３割以下

登庁した職員が順次緊急活動班を組織し、直ちに本部会議の決定に従い、応急対策活動にあたる。

（２）参集職員が５割程度

各対策部に必要最小限の連絡員を配置し、その他の職員は緊急活動班を組織して、本部会議の決定に従い応急対策活動にあたる。

（３）参集職員が７割以上

計画どおり各対策部は、分掌業務に従って応急対策活動を行う。なお、必要に応じて、本部会議は要員の不足している対策部の要員調整を行う。

７　参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う。

第３節　通信連絡手段の確保

災害時において、災害を防御し、又はその拡大を防止するため必要な通信連絡手段の確保については、この節の定めるところにより実施するものとする。

１　通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し必要とする通信連絡の方法を確立するため、災害対策本部及び消防団は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期するとともに、村内の防災関係機関の保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

２　村の通信連絡手段の確立措置

通信連絡手段の確保は次のとおり実施するものとする。

（１）電話及び通信用資機材等の点検・確認。

（２）総務対策部長は、庁内電話のうちから災害通信専用電話（電話87-3670）を指定し、指定された電話は、災害通信以外に使用しないものとする。

（３）県及び県内市町村との災害通信は、防災行政無線を利用するものとする。

（４）災害のため、ＮＴＴ回線電話等の利用が不可能である場合は、姫島村防災行政無線による通信連絡を図る他、連絡員を派遣して連絡手段を講じるものとする。また、必要に応じて漁業無線及び村内アマチュア無線愛好家に通信の要請を行う等の対応をとることとする。

３　防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線を利用して通信の確保を図る。

４　非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、大分地区非常通信連絡会（大分県危機管理室内）を構成する無線局に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

（１）通信の内容

イ　人命救助に関すること

ロ　被災地への救援に関すること

ハ　交通通信の確保に関すること

ニ　秩序の維持に関すること

ホ　その他緊急な事項

（２）非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする場合は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼するものとする。

様式の定めはないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用

紙」を使用する場合は次により記載する。

イ　通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。

ロ　あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。

ハ　通報内容は、簡潔で要領よく記載する（200字程度）。その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。なお、通信分の余白に必ず「非常」と明記すること。

（３）非常通信受領後の措置

非常通信の第１報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第２報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして、受領に遺漏のないようにすることが必要である。

ただし、ＦＡＸによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第４節　気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等

大分地方気象台が発表する気象業務法に基づく特別警報、警報、注意報、情報（以下、「防災気象情報」という。）の収集・伝達に関する要領等は、この節の定めるところにより実施するものとする。

１　基本方針

大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき大分地方気象台から発表される防災気象情報及び県と気象台が共同して発表する「土砂災害警戒情報」については、２に示す伝達系統により入手するほか、防災情報システム（専用線又はインターネット回線）、テレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて入手するものとする。また、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、村民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

２　防災気象情報等の種類

（１）特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

■　特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■　特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

（２）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）

■　キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

（３）その他の防災気象情報等

イ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表する。当

日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表する。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

ロ　全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って「顕著な大雨に関する気象情報」として発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。

ハ　土砂災害警戒情報

県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や村民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

村長は、土砂災害に対する村民の警戒避難体制として、避難情報等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ニ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

ホ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認するこ

とができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。

この情報の有効期間は、発表から１時間である。

ヘ　火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台が大分県知事に対して通報し、県を通じて各市町村や消防本部等に伝達される。

ト　気象支援資料

大分地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

（４）村の特別警報・警報・注意報の発表基準

イ　気象に関する予報の細分区域

本村の府県予報区は「大分県」、一次細分区域は「北部」、二次細分区域は「姫島村」となっている。

府県予報区	一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
大分県	北部	―	中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市、**姫島村**

■　**大分県の予報区域細分図**

※　一次細分区域…予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定常的に細分して行う区域

※　二次細分区域…市町村長等が行う避難指示等の防災対応の判断や、住民の自主的な避難行動をよりきめ細かく支援するため、気象に関する警報・注意報を市町村の単位で発表するものをいう

ロ　気象等に関する特別警報の発表基準

大雨や強風等の気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現象の種類	基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		波浪になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

ハ　警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表される。

■　警報・注意報の具体的な発表基準

（令和５年６月８日現在）

発表官署　大分地方気象台

姫島村	府県予報区		大分県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		－	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	21
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	115
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準＊1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上：20m/s	海上：20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上：20m/s 雪を伴う	海上：20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準＊1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	

	強風	平均風速	陸上：12m/s	海上：12m/s
	風雪	平均風速	陸上：12m/s 雪を伴う	海上：12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ３cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上：100m	海上：500m
	乾燥	最小湿度 45%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか ①気温３℃以上の好天　②低気圧等による降雨　③降雪の深さ 30cm 以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が３℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合 冬期：沿岸部で最低気温－４℃以下、内陸部で最低気温－８℃以下		
	霜	11 月 20 日までの早霜　３月 20 日以降の晩霜　最低気温３℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温－２℃～２℃、湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	110㎜	

＊1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

３　防災気象情報の伝達系統

大分地方気象台及び関係機関から警報・注意報等、防災気象情報を入手し、防災上必要と認める場合は、その情報を可能な限り迅速、かつ的確にケーブルテレビ・音声告知・自治組織・消防団・広報車等を使って村民・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設へ伝達する。

■　防災気象情報の伝達系統図

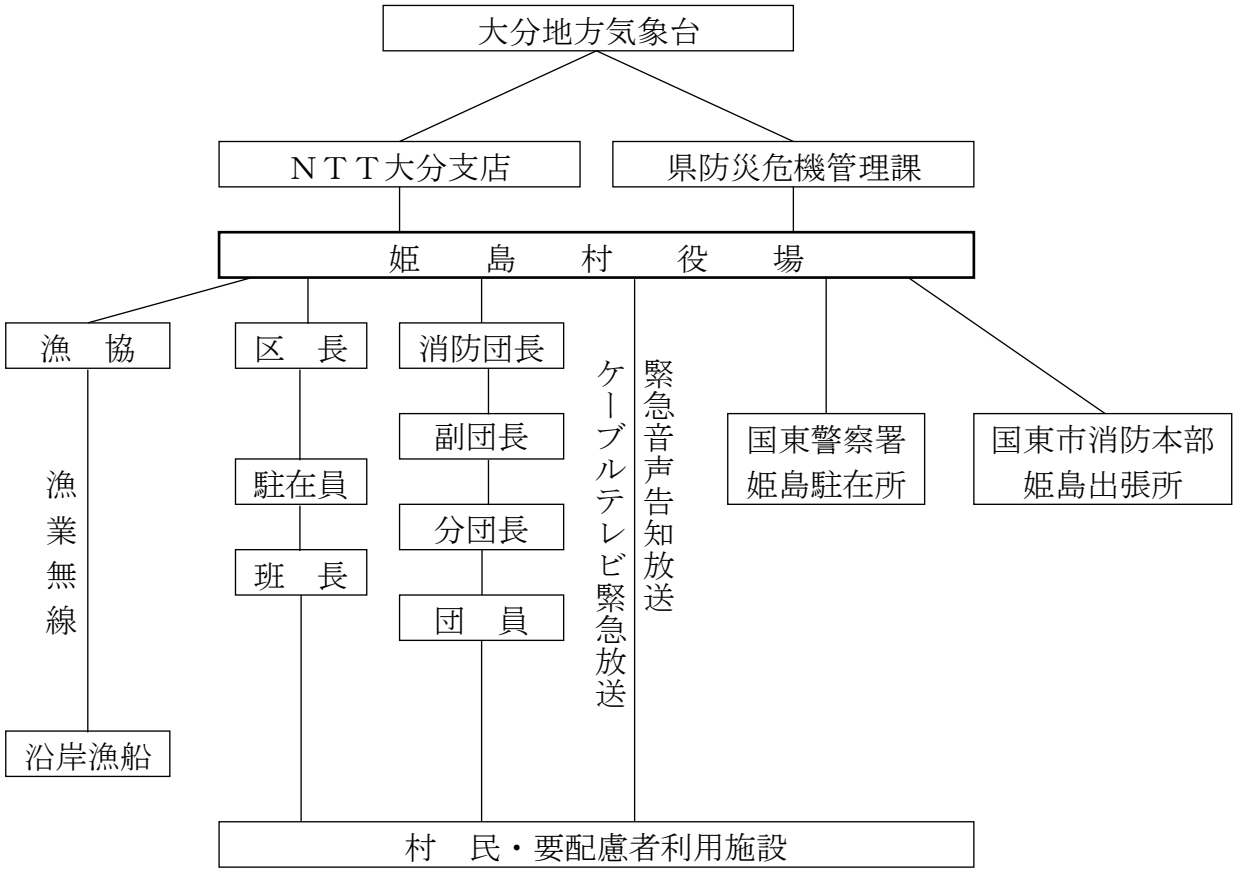

第５節　災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報の収集・伝達は、この節の定めるところにより実施する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、村、県機関は、災害対応支援システム等を活用する。

１　災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）（以下、「災害情報」という。）及び被害に関する情報（以下、「被害情報」という。）は、村内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。なお、収集した災害情報・被害情報は、総務対策部において取りまとめた後、必要に応じて県、防災関係機関及び村民等に伝達する。

２　災害情報の収集調査基準

村は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理するよう努めるものとする。

なお、災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

３　災害情報・被害情報の収集・伝達活動

（１）災害情報・被害情報の収集体制の確立

イ　各部・班からの情報収集

災害対策本部を設置した場合、災害情報・被害情報の収集体制を確立するため、各対策部・班は必要な情報を収集し、総務対策部において取りまとめる。また、総務対策部は必要に応じて被害地に連絡員を派遣し情報の収集にあたる。

ロ　被害写真、ビデオ映像の撮影

被害状況の写真、ビデオ映像は、被害状況確認の資料及び記録のため極めて重要であるので各調査担当者は被害箇所を撮影するものとする。

被害写真には、撮影年月日、時刻、箇所名、被害名等必要な事項を記入しておくものとする。

以上の調査とは別に情報センターは被害状況をビデオ撮影し、保存、管理するものとする。

ハ　県職員の受入れ

必要に応じて県地区災害対策本部（東部振興局）より職員を受入れ、村の行う情報収集及び応急対策に必要な協力を要請する。

ニ　災害対応支援システム等の活用

村は、村内の災害情報を災害対応支援システムに入力し、被災状況等の報告を行う。災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用い

て、電話やＦＡＸにより報告する。

また、必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を通じて関係省庁等とも共有する。

なお、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。

ホ　ＩＣＴの活用

各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報収集にタブレット端末を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。

ヘ　その他

大規模災害発生直後は、被災地からの情報入手が困難になることが想定されるため、ＳＮＳを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な手段により情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする情報収集手段を確保する。

（２）災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（村長の意思決定、村民への呼びかけ・周知のために必要な情報）

災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から村長の指示があるまでの間、下記の（３）、（４）に関わらず、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を各部・班が収集・伝達するものとする。これらの情報は、知事に対しての自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請に必要であり、二次災害等から村民の安全確保を行う上で不可欠な情報であるとともに、一元的に把握すべきものである。

イ　人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報

ロ　避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集

ハ　医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

ニ　道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報

ホ　港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報

ヘ　臨時ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報

ト　電気、上・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報

なお、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

チ　情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）

リ　現場の位置

ヌ　発信する情報を入手した時刻

（３）上記情報の収集・伝達方法

総合的な被害状況等及びこれに対しとられた措置の概要については、概ね次の系統により収集・伝達するものとする。

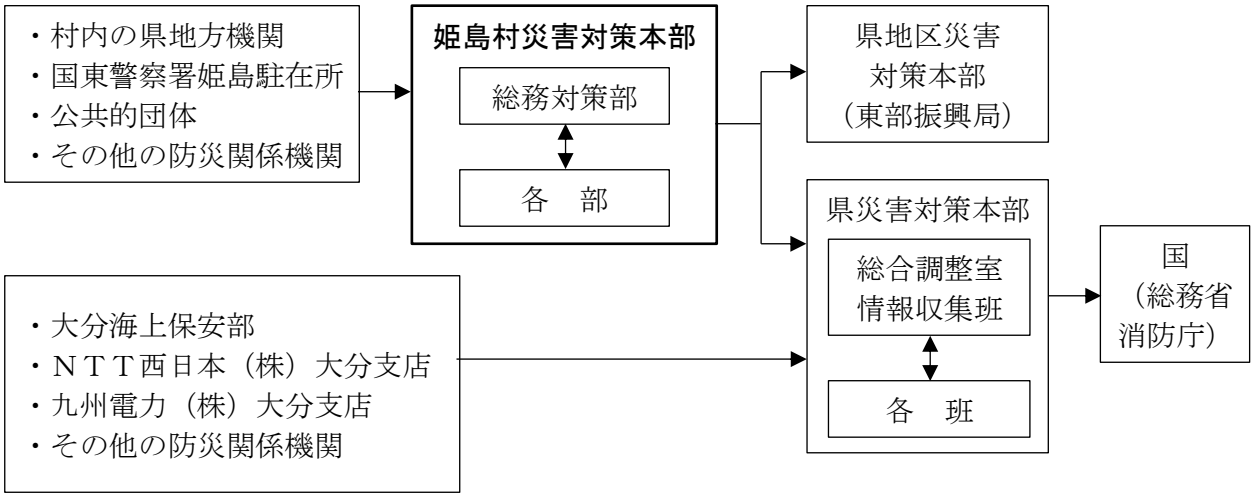

（４）総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）によるものとする。

なお、県への報告手段が途絶した場合の国（総務省消防庁）へ直接伝達する。

４　他の防災関係機関の災害情報・被害情報収集・伝達措置

（１）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、村及び県が実施する災害情報・被害情報等の収集・伝達について積極的に協力するとともに、当該機関が調査収集した災害情報等について、努めて村及び県に通報又は連絡を行うものとする。

（２）村内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出先事務所又は事業所等は、災害時に村が災害情報・被害情報の収集・伝達を行う場合には、積極的にこれに協力するものとする。

（３）村は、防災関係機関から入手した災害情報・被害情報を村民へ提供するため、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、広報車、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）での情報発信や報道機関等へ情報提供を行う。

５　村民からの通報、問い合わせへの対応

村民からの通報、問い合わせへの対応については、厚生対策部は専用電話により村民からの通報や問い合わせに応じる。重要事項については、関係する機関等へ伝達する。

第６節　災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用と、これに基づく必要な救助は、この節の定めるところにより実施するものとする。

１　災害救助法適用に関する活動

村内で、風水害等により大規模な被害が発生、又は発生するおそれがある場合、村は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

（１）被害情報の収集

災害救助法適用のための被害情報の収集・確認を行う。

（２）被害の報告

村長は、災害による被害が災害救助法適用基準以上と判断したときは、知事に対して、その状況を報告する。

２　災害救助法適用基準

（１）情報収集した被害が次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、知事は災害救助法を適用し、これに基づいた応急救助を実施する。

イ　１号適用（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

村の区域内において30世帯以上の住家が滅失したとき。

ロ　２号適用（令第１条第１項第２号）

県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ、村の区域内の15世帯以上の住家が滅失したとき。

ハ　３号前段適用（令第１条第１項第３号前段）

県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

ニ　３号後段適用（令第１条第１項第３号後段）

当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（２）４号適用（令第１条第１項第４号後段）

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

（内閣府令で定める基準）

イ　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

ロ　災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

（例）

（イ）船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合。

（ロ）交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合。

（ハ）火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合。

（ニ）群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。

（ホ）山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

（３）災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

（注）被害の認定基準

（A）被害の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施にあたり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。

（B）「住家」とは、現実にその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも１戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合して一戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。

（C）「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように１棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として取扱う。

（D）「全壊（焼）」、「流出」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊（焼）の場合も同様）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものをいう。

（E）「半壊（焼）」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものをいう。

（F）「床上浸水」とは、（D）及び（E）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

（G）「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

（H）「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。
（Ｉ）「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
（Ｊ）「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものをいう。
（K）「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、１月以上の治療を要する見込みの者をいう。
（Ｌ）「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのあるもののうち、１月未満で治療できる見込みの者をいう。

３　災害救助実施体制

応急救助の実施については、県の指導、助言により必要な事務処理並びに調整を行う。

４　応急救助の実施基準

（１）救助の程度及び期間

救助の種類	対象	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から７日以内	１．高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 ２．費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ３．輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	１．１戸あたりの平均の面積、額が基準以内であればよい。 ２．同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 ３．要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４．供与期間 最高２年以内 ５．民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。
炊出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	１．備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２．現物給付に限ること。

救助の種類	対象	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	災害発生の日から３日以内	１．期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取扱う。
福祉サービスの提供	現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする者	災害発生の日から７日以内	人件費は別途計上
住宅の応急修理 【準半壊以上（相当）】	住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	災害発生の日から10日以内に完了	
住宅の応急修理 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】	１．住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ２．大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊したもの	災害発生の日から３ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から教科書：１ヶ月以内	学用品の給与
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１．被災者及び避難者の避難に係る支援 ２．医療及び助産 ３．被災者の救出 ４．飲料水の供給 ５．死体の処理 ６．救済用物資	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

（２）応急救助の委任

イ　知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を村長に委任することができる。

ロ　情報提供

（イ）救助の実施に関する事務の一部を委任されている村においては、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計表の１部を、村災害対策本部に提出するとともに１部は自己の控として保管しておくものとする。ただし災害の態様、規模等によっては交通が途絶して集落が孤立し提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取りあえず救助種類ごとに次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計表を整理の上、一括提出しても差し支えない。

救助の種類	情報提供事項
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
被災者の救出	救出人員、行方不明者数
福祉サービスの提供	対象人員
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
死体の捜索	遺体の取扱数

（ロ）各部長は、部員から提出された救助実施記録日計表又は報告事項を取りまとめ、その結果を総務対策部へ報告する。ただし、災害発生直後にあっては、救助の実施の全貌が掌握できない場合もあるので、このような場合には判明している範囲内の救助の実施状況のみでも差し支えない。

ハ　委任を受けた応急救助費の繰替支払

村長は、知事より委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

第７節　広域的な応援要請

大規模災害が発生し、村単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定や国（総務省）の応急対策職員派遣制度等に基づき、この節の定めるところにより迅速･的確な応援要請の手続きを行う。

１　市町村における相互応援協力体制

（１）大分県及び市町村相互間の応援協力

大分県及び大分県内の市町村は、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」に基づき災害応急措置に必要な応援を行うものとされている。応援の内容は以下のとおりである。

（応援の内容）

イ　災害応急措置に必要な職員の派遣
ロ　食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
ハ　避難及び収容のための施設の提供
ニ　救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
ホ　救助及び救難活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
ヘ　ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
ト　火葬場の提供
チ　その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

２　村における広域応援要請の実施

（１）組織体制及び応援要請の手続

大規模災害が発生した場合は、災害対策本部において広域応援要請の必要性と応援要請先についての検討を行う。必要と判断された場合は、下記の点について検討を行い、併せて知事に応援要請を行う。

イ　応援期間、派遣職員の人数及び職種
ロ　応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食
ハ　受入れにあたっての交通ルート等

（２）応援要請の手続

イ　個別に要請するとき

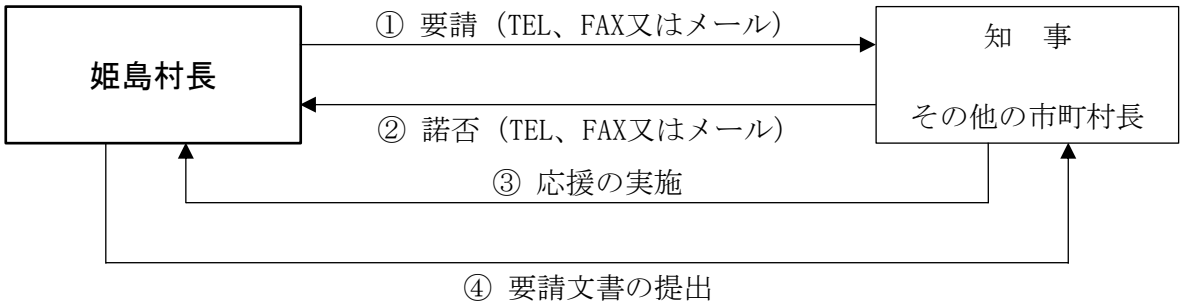

ロ　個別に応援要請する暇がないとき

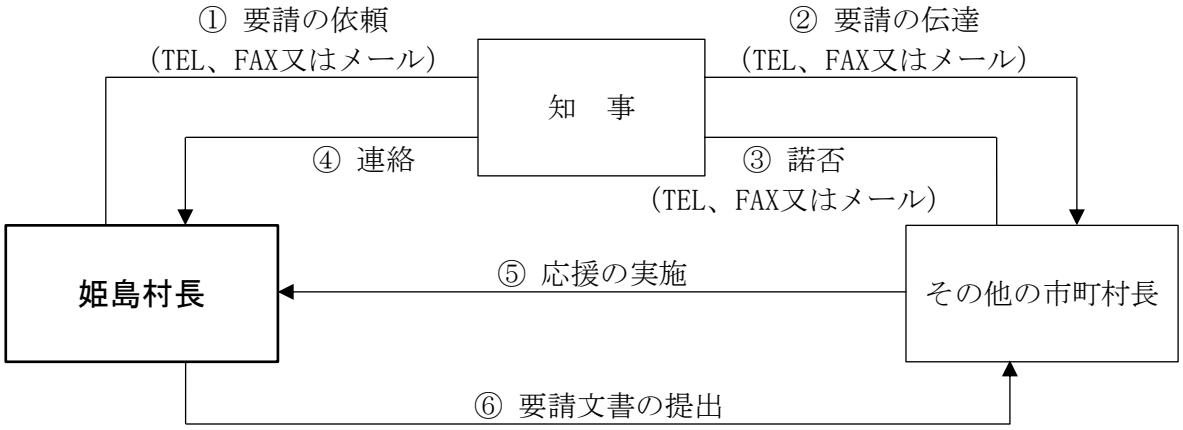

（３）村内所在機関相互の応援協力

村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、村が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

（４）市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

イ　災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。

ロ　発生した災害がさらに拡大した場合、同一ブロック内（東部振興局の所管区域内）の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

ハ　災害が大規模となりブロックを超える応援が必要と判断される場合、村は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

３　県及び市町村と指定公共機関等相互との連携

（１）指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が発生した場合、村は、自ら又は被災関係機関からの要請に基づき、速やかに、必要な応援協力に努めるものとする。

（２）指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が大規模なものとなった場合、県は、自ら又は被災を受けた機関からの要請に基づき、近隣市町村、その他防災関係機関に出動を求めるなど必要な応援協力に努めるものとする。

（３）前（１）及び（２）による県及び市町村の援助協力の範囲は、概ね次のとおりとする。

イ　被災者の避難保護措置

ロ　被災者に対する給食給水措置

ハ　傷病者に対する応急的な医療救護

ニ　応急復旧用資機材の調達供給

ホ　その他被害の拡大を防止するために必要な措置

（４）他の都道府県等への応援要請

イ　「九州・山口９県災害時応援協定」と被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請

県単位では十分に応急対策や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合は、県は九州・山口各県（要請先：九州・山口９県被災地支援対策本部）や国（総務省）に対し応援を要請する。

（イ）応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりである。

ａ．職員の派遣
ｂ．食料、飲料水及び生活必需品の提供
ｃ．避難施設及び住宅の提供
ｄ．緊急輸送路及び輸送手段の確保
ｅ．医療支援
ｆ．物資集積拠点の確保
ｇ．災害廃棄物の処理支援
ｈ．その他の応援のため必要な事項

また、この協定等に基づく応援によっても十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口９県被災地支援対策本部から関西広域連合に応援を要請する。

（ロ）応援要請の種類

上記（イ）に加えて「資機材の提供」

ロ　「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請

県は、上記イの応援によっても十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、他のブロック知事会を構成する都道府県に対して、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。

（イ）応援要請の種類

ａ．資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
ｂ．施設、提供業務の種類又はあっせんの内容
ｃ．職種及び人数
ｄ．応援区域又は場所及びそれに至る経路
ｅ．応援期間（見込みを含む。）
ｆ．前各号に定めるものの他必要な事項

（５）職員の派遣及び派遣あっせんの要請

国又は都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし、総務対策部が行う。

イ　村内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要

があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

（イ）派遣を要請する理由
（ロ）派遣を要請する職員の職種別人員数
（ハ）派遣を必要とする期間
（ニ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（ホ）その他職員の派遣について必要な事項

ロ　さらに、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣又は知事に対し次の事項を明らかにして指定行政機関（指定地方行政機関の長を含む。）の職員の派遣についてあっせんを求める。

（イ）派遣のあっせんを求める理由
（ロ）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
（ハ）派遣を必要とする期間
（ニ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（ホ）その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ハ　他の都道府県に対する職員の派遣要請は、上記（４）に基づき実施するほか、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づき、職員の派遣要請及び派遣あっせんの要請を行う。

４　応援の受入れ

（１）受入体制の確保

応援要請を行うにあたり、総務対策部は各班と協議の上、以下の点について検討、整理し、県へ通知する。

イ　道路や交通機関の被災状況、運行状況
ロ　応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

（２）経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた村の負担とする。

（３）リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入れ

震度６弱以上の地震発生時は、九州地方知事会（九州・山口９県被災地支援対策本部）等からリエゾン（災害対策現地情報連絡員）が派遣されるため、県と連携して、受入体制を確保する。

第８節　防災ヘリコプターの緊急運航の要請

災害が発生した場合、村は必要に応じて「大分県防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、県防災ヘリコプター「とよかぜ」の緊急出動を防災航空管理者に要請し、被災者の捜索、救助活動などに活用する。

１　防災ヘリの活動内容

（１）災害応急対策活動
　台風等の災害状況の把握や村民への避難誘導・警報等への伝達及び被災地への緊急物資等の搬送

（２）災害予防対策活動
　村民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等

（３）救急活動
　山村、離島などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送

（４）救助活動
　海等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助

（５）火災防御活動
　林野火災等における空中からの消火活動、情報収集

（６）ヘリＴＶ活動
　風水害等の災害発生時、ヘリコプターＴＶ装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信

２　緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の（１）～（３）の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合にできるものとする。

（１）公共性
　地域並びに村民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。

（２）緊急性
　差し迫った必要性があること。

（３）非代替性
　防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

３　緊急運航要請に係る手続

（１）防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。

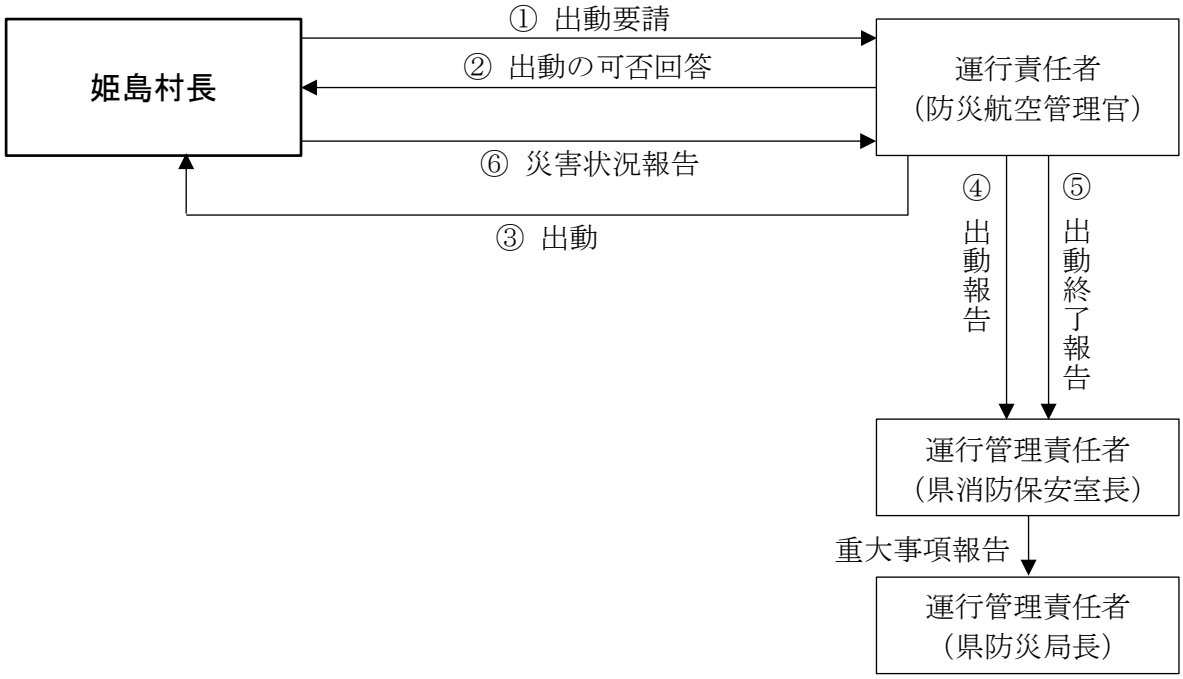

（２）緊急運航の要請は、災害等が発生した村等が防災航空管理者に対し行うものとする。

４　村内のヘリポート（場外離着陸場）

場外番号	名称	所在地	座標（WGS84）DMS	
			北緯	東経
16-1	姫島中学校グラウンド	東国東郡姫島村南 2118	33° 43’ 31”	131° 39’ 09”
16-2	姫島フェリー広場	東国東郡姫島村松原	33° 43’ 18”	131° 38’ 58”
16-3	姫島総合運動公園（多目的グラウンド）	東国東郡姫島村 2301-3	33° 43’ 19”	131° 39’ 17”
16-4	姫島総合運動公園（野球場）	東国東郡姫島村 2301-3	33° 43’ 18”	131° 39’ 19”

５　要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊：豊後大野市大野町田代2592-2

電話 0974-34-2192

FAX 0974-34-2195

緊急運搬要請専用電話 0974-34-3136

第９節　自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

１　災害派遣の要請

（１）村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。この場合において、村長は、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。

（２）村長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐とん地司令の職にある部隊の長に通知することができる。

（３）村長は、（１）（２）の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

２　派遣要請の方法

村長が、知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事宛に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請は、電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出することができる。

（１）災害の状況及び派遣を要請する事由

（２）派遣を希望する期間

（３）派遣を希望する区域及び活動内容

（４）その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋りょうの決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

３　派遣部隊の受入体制

村は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

（１）資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

（２）連絡調整員の指定

村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

（３）宿舎のあっせん

村内の公共・一般宿泊施設をあっせんするが、必要に応じ村外の宿泊施設や学校・公民館等の公共施設についても管理者等の承諾を得てあっせんするものとする。

（４）臨時ヘリポートの設定

イ　姫島運動公園多目的グラウンド又は、姫島村フェリー広場を使用するものとする。

ロ　基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

ハ　着陸地点には、基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

ニ　危険予防の措置

（イ）着陸地点及びその近傍において運航上の支障となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

（ロ）表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

（５）艦艇等が使用できる岸壁の準備

使用する港湾及び漁港は資料編による。

（６）情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

４　自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

（１）自衛隊の災害派遣系統図

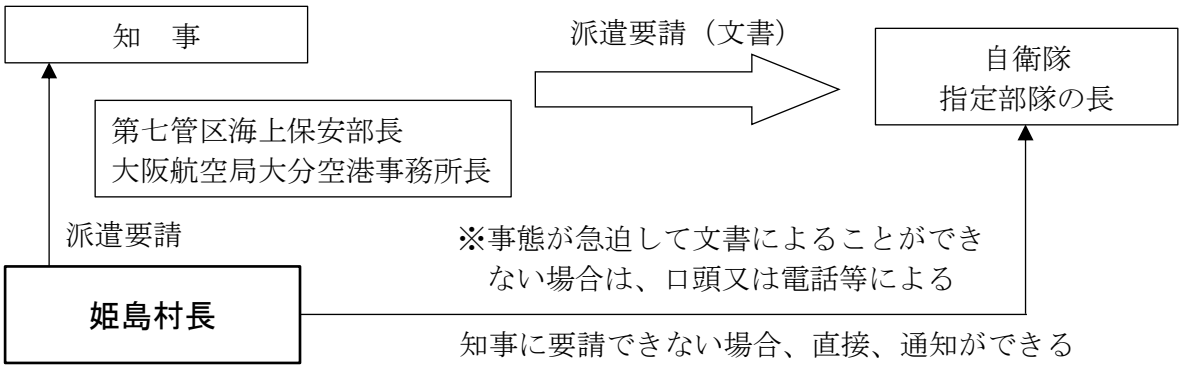

（２）要請先等

要請先等		連絡方法等	指定部隊等の長	備考
陸上自衛隊	第 41 普通科連隊 第３科 （別府駐屯地）	別府市大字鶴見 4548-143 TEL 0977-22-4311 FAX 0977-23-3433	連隊長	大分県の北部、東部（大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村）を管轄
	西部方面戦車隊 （玖珠駐屯地）	玖珠郡玖珠町帆足 2494 TEL 0973-72-1116 FAX 0973-72-1116	隊長	大分県の西部（日田市及び玖珠郡）を管轄
	第４師団 第３部防衛班 （福岡駐屯地）	福岡県春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020	師団長	九州北部４県（大分県含む。）全域
海上自衛隊	呉地方総監部 防衛部第３幕僚室	広島県呉市幸町 8-1 TEL 0823-22-5511 22-5680（直通） 22-5692（直通）	総監	大分県沿岸部全域を管轄
航空自衛隊	西部航空方面隊 司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町 3-1-1 TEL 092-581-4031 FAX 092-581-4031	司令官	大分県全域を管轄
地本	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町 2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先

（３）要請連絡先及び連絡方法

名称	住所	連絡先及び連絡方法
大分県生活環境部 防災対策室	大分市大手町 3-1-1	電話 097-506-3155、3152 FAX 097-533-0930 防災行政無線 200-264、204 FAX 200-387
第七管区 海上保安本部	福岡県北九州市門司区 西海岸 1-3-10	電話 093-321-2931
大阪航空局 大分空港事務所	国東市武蔵町糸原大海田	電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

５　自衛隊の活動内容等

（１）一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救助活動等を実施する。

（２）災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

イ　被害状況の把握
ロ　避難の援助
ハ　遭難者等の捜索救助
ニ　水防活動
ホ　消防活動の支援
ヘ　道路又は水路の啓開
ト　応急医療、救護及び防疫
チ　人員及び物資の緊急輸送
リ　炊飯及び給水
ヌ　援助物資の無償貸付又は譲与
ル　危険物の保安及び除去
ヲ　その他

（３）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令の定めるところによる。

イ　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
ロ　他人の土地等の一時使用等
ハ　現場の被災工作物等の除去等
ニ　村民等を応急措置の業務に従事させること
ホ　通行禁止区域等における緊急通行車両等の円滑な通行確保のための措置

（４）陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器材名		主　要　作　業　内　容
交通等	ドーザ	小型	１．土砂の切取り、盛土 ２．側溝掘削 ３．土砂運搬 ４．地ならし
		中型	
		大型	
	バスケットローダ		１．土砂運搬、車両等への積込み ２．軽易な地ならし、土砂の切り取り
	クレーダ		１．整地 ２．道路舗装 ３．側溝掘削 ４．除雪
	トラッククレーン（20 トン）		１．重量物の吊り上げ（クレーン） ２．土砂掘除、積込み（ショベル、その他）
	ダンプ	2 1/2ﾄﾝ、3 1/2ﾄﾝ	土砂運搬
		４トン	
	油圧シャベル		側溝掘削
	橋（人員用）		人員の通過

	橋（車両用）	鋼製道板橋（ＭＺ）	車両の通過
		浮のう橋（Ｍ４ＡＺ）	〃
		自走架柱橋	〃
		自走浮橋	〃
	ボート		人員、物量の水上輸送
給水給食	浄水セット		浄水（１ｾｯﾄの展開に約 10m^2 の地積が必要）
	野外炊事１号		給食
消毒・衛生	除染車		
	化学加熱器		
	噴霧器	背負式	
		車載式	
		動力Ｉ型	
	入浴セット		入浴
	洗濯セット		洗濯

６　陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

■　地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事態	事態の内容	希望事項
赤　旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄　旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青　旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

７　災害派遣の撤収要請

（１）派遣の目的を完了し、又はその必要がなくなった場合は、村長は知事に対して、自衛隊の撤収の要請をするものとする。

（２）撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

８　経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣を受けた側の負担とする。

細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

（１）派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金

（２）派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料

（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
（４）派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
（５）派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
（６）その他協議により決定したもの

第10節　他機関に対する応援要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、村は、必要があると認めるときは、村内外の他機関に対し応援を要請し、災害応急対策を実施するものとする。

１　村の災害・防災に関する協定等の締結状況

災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、村が他の防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。

村は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。

２　広域応援要請

村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

上段の要求ができない場合には、その旨及び村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

広域応援要請に関する事項は、第３部第２章第７節「広域的な応援要請」のとおりである。

第11節　技術者、技能者及び労働者の確保

災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等（以下、「要員」という。）の確保は、この節に定めるところによって行うものとする。

１　要員の確保体制

災害時に必要な要員の確保は、村において実施するが、その確保が困難な場合、県に対し、これらの者の確保を要請するものとする。

（１）災害応急対策に必要な要員確保及び調整は、総務対策部が行う。

（２）各対策部は、要員の確保が必要な場合、総務対策部にその旨を連絡する。

（３）消防団及び他の防災関係機関から要員確保の要請があった場合、それを受け付ける。

２　要員の確保対策

（１）民間団体（婦人会、区長会等）に対し、協力を要請する。

（２）村職員及び前記（１）に記述した民間団体の協力を要請しても、なお要員に不足を生じるときは、県に所要人員の確保を要請する。

（３）村長は、要員を確保するために特に必要がある場合は、災害対策基本法第65条の規定に基づき従事命令等を執行して、その確保を図る。

なお、同法第71条の規定により、知事から委任を受けた場合についても、従事命令を執行することができる。

３　災害救助法に基づく要員の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため、必要な知事が次の要領でこれを確保するものとする。

ただし、村長に業務が委任された場合は、村長がこれを行う。

（１）労働者雇用の範囲

種別	内　容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。

種別	内　容
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積み卸し、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 （注）他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の捜索	・行方不明者の捜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い（埋葬を除く。）	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

（注）上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

イ　「遺体埋葬のための労働者」

ロ　「炊出しのための労働者」

ハ　「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

（２）期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難い場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第12節　ボランティアとの連携

被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと連携を図るための体制等について定める。

１　基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、村外から参加するボランティア･ＮＰＯ等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

本村は離島という条件の中、村外からのボランティアに対しての海上交通の確保、村内施設が少なく活動拠点の確保等制限も多いが、その活動が円滑かつ効果的に行われるように、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

２　組織体制

災害発生時から復旧期までボランティアが円滑かつ効果的に活動できるようにするため、村社会福祉協議会が設置する現地災害ボランティアセンターに、厚生対策部より職員を派遣し、ボランティアへの情報提供等、村のボランティアに関する総合窓口としての活動を行う。

３　ボランティア活動の支援

村は、現地災害ボランティアセンターの活動を支援するとともに、県が設置するボランティア調整班と連絡調整を行い、被災状況、避難場所、必要な援助活動などの情報提供に努める。

（１）情報の提供

イ　ライフライン・公共機関の復旧、交通規制の状況及び行政政策の動向など、各種ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体に的確に提供する。

ロ　被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、総務対策部を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。

（２）活動拠点の提供

ボランティア･ＮＰＯ等が被災地若しくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。

（３）活動資材の提供

現地ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、県を通じて大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会などの協力を得ながら、被災地及び被災者の状況等を勘案して提供するよう努める。

４　現地災害ボランティアセンターの役割

（１）被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効果的に把握するとともに、村災害対対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」

がないよう確実に実施する。

（２）被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・ＮＰＯ等の専門性や特質性を考慮した上で受入れ及び配置を調整する。

イ　一般ボランティア・ＮＰＯ活動例

（イ）清掃作業及び簡易な防疫作業

（ロ）危険を伴わない範囲での片付け作業

（ハ）救援物資の搬入、仕分及び配布

（ニ）その他被災者の生活支援に関する活動

ロ　専門ボランティア・ＮＰＯ活動例

（イ）生活支援ニーズの把握

（ロ）被災者の健康管理やカウンセリング

（ハ）災害応急対策物など資材の輸送

（ニ）被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス

（ホ）外国人に対する通訳

（ヘ）歴史資料の救出や修復

（ト）その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

（３）ボランティア・ＮＰＯ等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

第13節　帰宅困難者対策

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下、「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

１　基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

２　対策の実施

（１）村民、事業所等への情報提供

村及び防災関係機関においては、村民・事業所等に対して、各種の手段により、交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

（２）代替交通手段の確保

村は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、海上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて交通事業者と調整を図るものとする。

（３）一時避難所の提供

本村は離島という条件であるため、九州本島に戻ることのできない帰宅困難者に対し、一時避難所を提供するものとする。

第14節　応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする救済用の物資及び応急対策用資機材の調達供給は、この節の定めるところによって実施する。

１　応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、村が調達供給を行うものとし、関係機関、団体等からの要請等に応じて、当該物資の生産、販売、集荷等を行う村内外業者に協力依頼する。

ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容の上、調達供給する。

２　応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保対策

応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保は各対策部がそれぞれ行うものとし、生産、出荷、販売等の業者に対して、文書又は関係職員を派遣して以下の要請を行い、応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保を図る。

（１）業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

イ　指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請

ロ　指定する品目について適正な価格による需給に関する要請

ハ　指定する品目についての数量の確保に関する要請

ニ　指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請

ホ　その他必要と認める事項についての要請

（２）物資等の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、村内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては村外業者等から調達供給するものとする。

３　応急用・復旧用物資及び資機材の調達が困難な場合の措置

大規模な災害の発生等により、応急用・復旧用物資及び資機材の調達が村内において困難な場合は、県又は指定地方行政機関に対して、必要な物資及び資機材の調達、あっせんを求め、その調達供給を行う。

第15節　交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって、迅速かつ的確に行うものとする。

１　役割分担

（１）村の役割

イ　村が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として村が行う。

ロ　村長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

（２）県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化（総合調整室）し、輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

（３）国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

２　輸送の基準

輸送は、概ね次の基準により実施するものとする。

（１）第一段階

イ　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

ロ　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ハ　災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等

ニ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

ホ　輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

（２）第二段階

イ　上記（１）の続行

ロ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ハ　被災地外へ搬送する傷病者及び被災者

ニ　輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）第三段階

イ　上記（２）の続行

ロ　災害復旧に必要な人員及び物資

ハ　生活必需品

３　村の地域内輸送拠点の設置

県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点となる施設は姫島中学校体育館とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、県を通じて当該市に要請し、連携して行う。

４　災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合で、事態が急迫し知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により村長が知事の委任を受けて輸送を実施する。

（１）輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする１両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から 14 日以内
助産に関する輸送（〃）		〃　13 日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		〃　３日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		〃　７日以内
救援用物資輸送	炊出し用食料、調味料及び燃料等の輸送	〃　７日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃　14 日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃　10 日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から１か月以内 その他は 15 日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から 10 日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く。）		〃　10 日以内

（２）輸送に要する経費の基準

地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

イ　輸送費（運賃）

ロ　借上料

ハ　燃料費

ニ　消耗品器材

ホ　修繕料

（３）村の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

５　陸上輸送体制

（１）道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

イ　交通状況の収集・把握

土木対策部は、関係機関の協力を得て、村内の交通事情を収集、把握して総務対策部に報告する。

ロ　交通規制の実施

（イ）交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者車両等	道路交通法第４条第１項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第 76 条第１項
警察署長	通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法第５条第１項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法第６条第４項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法第 46 条第１項

（ロ）緊急通行車両等以外の車両の交通規制

緊急通行車両等以外の交通規制として、県公安委員会は、県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条第１項の規定により、路線の交差点から道路の区間（災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。また、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

ハ　村民への交通規制情報の提供

総務対策部及び交通規制を実施した機関（警察、道路管理者）は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に村民に対し情報を提供する。

（２）道路（村内主要路線）の応急復旧

イ　主要路線

大規模な災害時における村内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路は次のとおりである。

（イ）主要路線

ａ．県道稲積姫島港線
ｂ．県道西浦姫島港線
ｃ．県道北浦姫島港線
ｄ．村道北浦松原線
ｅ．村道中堂線
ｆ．村道金大海線

（ロ）代替路線

ａ．村道南海岸線
ｂ．村道松原大海線
ｃ．村道大海稲積線

ロ　交通施設の被害状況の把握

（イ）土木対策部は災害が発生した場合は、速やかに村内の主要路線の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。

（ロ）村内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに県地区災害対策本部庶務班（東部振興局）及び国東警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

ハ　総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

（イ）交通施設の総合的な被災状況の把握

土木対策部は、必要に応じ上記ロや第３部第２章第５節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により報告を受けた交通施設の被災状況を総合的に取りまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

（ロ）主要路線の啓開及び応急復旧方針の策定

土木対策部は県と連携し、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案（復旧時間、大型車の通過可否、通行可能交通量等）し、優先して啓開及び復旧する主要路線を選定する。

ニ　交通施設の応急復旧

（イ）道路啓開及び復旧の体制の把握

土木対策部は、必要に応じて大分県建設業協会国東支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、支部又は会員に直接聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制（人員や重機等の量）を把握する。

（ロ）道路啓開の実施

各道路管理者は、上記で道路啓開を優先するとされた主要路線をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

（ハ）応急対策の実施

ａ．短期的対策

各道路管理者は、道路啓開後、輸送用トラック等の通行を可能とするため、路面の段差補修など応急対策を実施する。

ｂ．中期的対策

各道路管理者は、所管する道路の中で、流出した橋りょうがある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得てできるだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

（ニ）自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、県を通じて出動要請を依頼する。

（３）輸送手段等の確保

イ　車両の確保・配車

車両（村有車両、村有車両以外）の確保は、総務対策部が担当し、各部・班からの要請に応じて配車を行うものとする。

災害応急対策に備えて、村所有車両については緊急通行車両の事前の申出、民間所有車両については規制除外車両の事前の届出を県公安委員会に行うものとする。

（イ）村有車両

ａ．車両の確保

総務対策部は、役場内の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し、配車するものとする。

ｂ．輸送方法

迅速かつ効率的に輸送するものとする。

ロ　燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、庁内で最低限必要な分量を備蓄するとともに、村内販売業者等との「災害時における石油類の供給等に関す

る協定」等の締結を検討する。

ハ　自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障をきたす場合は、県を通じて自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

６　海上輸送体制

（１）海上交通規制及び海上輸送路の確保

イ　被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部（港長）に要請を行い、航路又は区域を指定し、船舶の航泊を禁止し又は制限する。

ロ　交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関に協力を求めるものとする。

ハ　海上輸送路の確保

（イ）管理者は、海上保安庁、村、自衛隊等の協力を得て可航水域、港湾等の施設の被害へ復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、県に報告する。

（ロ）土木対策部は、港湾施設等の被害状況の情報に基づき、海上保安部等と連携を図り、海上輸送ルートを定める。

（ハ）管理者は、自衛隊等、大分海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

（２）港湾、漁港の応急復旧

港湾の応急復旧については、各港の港湾ＢＣＰに従い、航路啓開や応急復旧の体制確保に努める。

イ　緊急輸送港啓開の実施

管理者は、九州地方整備局及び海上保安庁等関係機関の支援を受け、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者及び船舶運航者等の協力を得て啓開作業を実施する。

ロ　復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

ハ　係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

（３）輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、防災関係機関等及び民間の協力を得て次の船舶等により行う。

イ　村営フェリー及び漁船等の借上げ

ロ　自衛隊の艦艇及び航空機

ハ　海上保安庁の船艇及び航空機
ニ　大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船
ホ　その他防災関係機関及び民間船舶

（４）緊急輸送船舶基地の確保

大規模な災害時における村内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する港湾、漁港は次のとおりである。

イ　主要港湾及び漁港
（イ）姫島港
（ロ）国東市国東港（伊美地区）
（ハ）西浦漁港
（ニ）北浦漁港
（ホ）東浦漁港（大海・金・稲積　３港）

ロ　代替港湾及び漁港
（イ）国東市国見町竹田津漁港
（ロ）国東市国東町田深港

７　航空輸送体制

地上輸送がすべて不可能で、緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ県の防災ヘリコプター若しくは自衛隊にヘリコプター等の出動を要請するものとする。

８　輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、防災関係機関は相互に協力するものとし、必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。なお、防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両等以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

第16節　広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節の定めるところにより実施する。

１　広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、村民生活の安定のためには、村民のニーズに対応した情報を、村民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。村では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるボランティア団体等とも連携を図りながら、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、広報車、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）、ワンセグ放送、情報提供装置等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見いだしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

２　広報活動・災害記録活動の措置

（１）活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、迅速・的確に広報活動・災害記録活動を行うため、総務対策部（広報班・姫島村情報センター）において一元的かつ、効果的な広報活動を行う。

イ　報道機関への協力要請

総務対策部は、報道機関に対して協力の要請を行う。

ロ　プレスルームの開設

総務対策部は、プレスルームを開設し、情報を一元的に発信する。

ハ　庁内の複写機、印刷機器、印刷業者の稼働状況の確認

総務対策部は、庁内の複写機、印刷機器及び印刷業者の稼働状況の確認を行い、印刷物による広報活動を迅速に行える体制を整える。

ニ　多言語情報センターの活用

村は、県が設置する多言語情報センターを活用し、多言語による災害情報の発信、外国人からの問い合わせに対する対応を行う。

（２）広報手段・方針の検討及び周知

総務対策部は災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速・的確な広報の方針及び手段を検討し関係者へ伝達する。

（３）広報する情報の集約及び広報

イ　総務対策部は、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、情報を収集する。

ロ　総務対策部は、集約した情報を、（２）に基づき広報する。

なお、被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要性がある場合等においては、（２）の検討において各部が独自に対応することも考慮する。

（４）広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。

広報手段	広報先
記者会見・発表、口頭、文書、インターネット（村ホームページ、ＳＮＳ等）	報道機関
電話、庁内放送、各種広報紙、ビデオ、文書、インターネット（村ホームページ、ＳＮＳ等）	庁内連絡地方機関
姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、広報車、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）	村民・被災者
姫島村情報センターによるケーブルテレビ網、屋外拡声放送設備、広報車、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、テレビ、ワンセグ放送、各種広報紙、ビデオ、文書、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）	公共的団体等

（５）情報、資料の収集及び広報資料の作成

総務対策部は、広報内容に食違いが生じないよう関係対策部及び防災関係機関等と緊密な情報及び資料の交換を図り、災害広報資料を作成するものとする。

収集事項	収集内容	収集方法
気象情報	１　情報の出所 ２　情報発表の日時 ３　情報の内容 ４　村民の心構え及び対策	気象予警報等の通報伝達に併行して行う
災害情報及びその資料	１　情報の出所 ２　情報発表の日時場所 ３　被害の対策、範囲、程度 ４　被害発生の経過	災害情報収集に併行して行う
避難等の措置の状況	１　情報の出所 ２　避難措置の実施者 ３　避難した地域、世帯、人員 ４　避難先、避難日時 ５　理由及び経過	同上
消防団、自衛隊等の出動状況	１　情報の出所 ２　出動機関又は出動要請者 ３　出動日時、出動対象、目的 ４　出動人員、指揮者、携行機械器具 ５　経過	同上

収集事項	収集内容	収集方法
応急対策の情報及びその資料	1　情報の出所 2　応急対策実施日時、場所 3　応急対策の内容 4　実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の状況	1　情報の出所 2　措置の実施者 3　措置の内容、対象、実施期間 4　実施理由、経過、効果	同上

イ　広報資料の作成

災害広報資料は、概ね次により作成する。

（イ）日時、場所、主体、対象、理由、状態

（ロ）記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。

（ハ）その他

広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ロ　報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、概ね次に掲げる事項とする。

（イ）災害の発生場所及び発生原因

（ロ）災害の種別及び発生日時

（ハ）被害の状況

（ニ）安否情報

（ホ）応急対策の状況

（ヘ）村民に対する避難指示等及び避難場所等の状況

（ト）村民並びに被害者に対する協力及び注意事項

ハ　職員に対する広報措置

広報担当者は、実施した広報のうち必要と認められるものについては、職員情報共有システム等を用いて、一般職員にも周知する。

（６）各関係機関に対する連絡

総務対策部は、特に必要がある場合は、村内の各団体及び重要な施設の管理者等に対し、災害情報を提供する。

（７）村民に対する周知

村民に対する災害情報や応急措置等についての周知は、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、広報車、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）等により迅速・的確に行う。また、避難指示等については、職員や消防団員の個別訪問等により、徹底した広報活動を行うものとする。

（８）要配慮者に対する周知

要配慮者に対する災害情報や応急措置等についての周知は、一般の村民への周知方法に加え、施設管理者への周知、外国語広報等多様な方法により迅速・的確な周知を図る。

また、避難指示等については、ボランティア等と連携・協力し徹底した広報活動を行うものとする。

（９）災害記録活動

各部・班は、現場において可能な限り、災害に関する記録の収集に努める。総務対策部はそれらを収集し、記録として残すものとする。

(10) 安否情報の対応

村は、被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第３章　生命・財産への被害を最小限とするための活動

第１節　風水害に関する情報の収集・村民への伝達等

第２節　火災に関する情報の収集・伝達

第３節　水防

第４節　避難の指示等及び誘導

第５節　救出救助

第６節　救急医療活動

第７節　消防活動

第８節　二次災害の防止活動

第１節　風水害に関する情報の収集・村民への伝達等

本節は、風水害による、生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を村民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

１　被害の未然防止、拡大防止のための村民への呼びかけ

（１）基本方針

村内で風水害が発生するおそれのある場合、村民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、村民に注意を喚起することとする。

（２）村の措置

村は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合（第３部第２章第４節「気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達」参照）、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、また、その後の気象情報等により、村内で風水害の発生するおそれがあると判断した時は、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、広報車、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）等を用いて、村民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるように配慮する。また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

特に、避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第４信号（第３部第３章第３節11「水防信号」参照）のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

〔伝達の例〕

こちらは、姫島村です。
大雨・洪水警報が発表されました。
河川が氾濫したり、山やがけが崩れたりするおそれがあります。
停電したり、断水したりするおそれがあります。
○○地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。
断水に備えて、飲料水をためてください。
テレビやラジオの情報に注意してください。
危険が迫っていますが、落ち着いて行動してください。

２　災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

（１）基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見をした者は、速やかに村長（消防機関を含む。）、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官はその旨速やかに村長に報告する（災害対策基本法第54条）。

（２）村の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた村長は、速やかにその概況を把握確認の上、被害を受けるおそれのある地域の村民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。

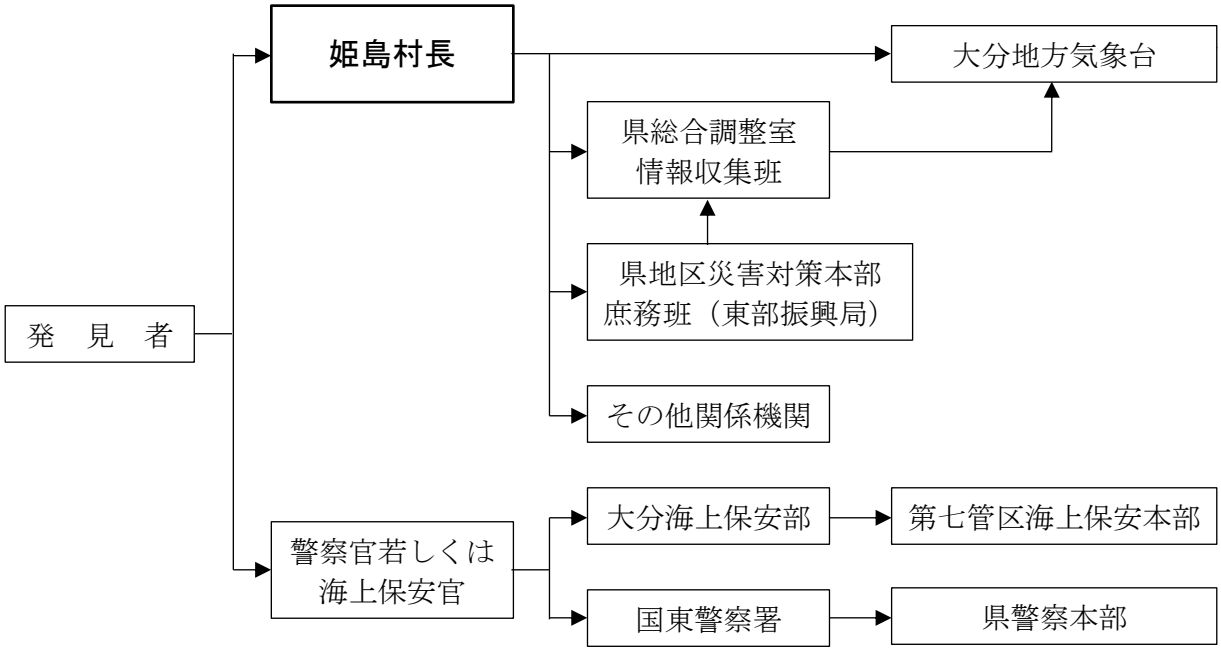

（３）関係機関への通報

村長は、異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに、必要に応じて次の機関に通報するものとする。

イ　大分地方気象台（097-532-2247）

ロ　大分県（危機管理室 097-506-3152、東部振興局 0978-72-1212）

ハ　大分海上保安部（097-521-0112）

ニ　国東警察署姫島駐在所（0978-87-2059）

ホ　国東市消防署姫島出張所（0978-87-2233）

ヘ　その他関係機関

第２節　火災に関する情報の収集・伝達

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節の定めるところにより実施する。

（１）消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

（２）被害の未然防止、拡大防止を村民に呼びかける情報の収集・伝達

１　火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

（１）基本方針

火災による村民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方気象台、県、村は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

イ　火災気象通報

消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを村長に通報する。

ロ　火災警報

消防法に基づいて村長が知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

（２）火災気象通報及び火災警報の伝達系統

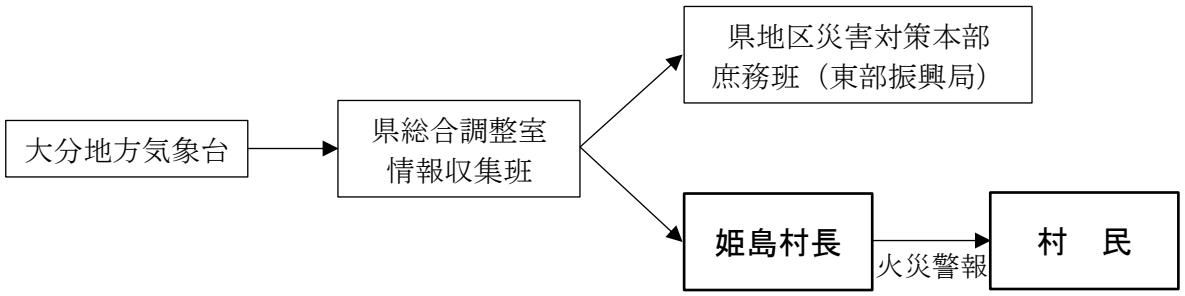

（３）火災警報の周知方法

イ　広報車による巡回広報

ロ　職員、消防団による呼びかけ

ハ　姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備による放送

ニ　県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）による広報

２　被害の未然防止・拡大防止のための村民への呼びかけ

（１）基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認める

とき、村民に対して火の元の確認など被害の未然防止・拡大防止を促す呼びかけを行い、村民に注意を喚起することとする。

（２）村の措置

村長は、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、屋外拡声放送設備、広報車、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）等を利用し村民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

〔呼びかけの例〕

こちらは姫島村です。
只今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。
お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。
以上、姫島村でした。

第３節　水防

１　目的

堤防護岸は、洪水・高潮に備えて巡視を行い、決壊口、その他危険箇所の早期発見に努める。また、水門、樋門は特に門扉を巡視点検し、不良箇所は早急に維持補修を行う等、高潮による水害を警戒防御し、それによる被害を軽減して民生の安定を図ることを目的とする。

２　水防活動の責任体制

県及び大分地方気象台から洪水・高潮の予報通知を受け、又は洪水・高潮等水災のおそれがあると認めたとき、村長は直ちに土木対策部をもって警戒防御にあたらせるものとする。

３　危険箇所の巡視

土木対策部長は、必要に応じて部員に危険箇所の巡視を命じるとともに、災害が予想される箇所については、応急措置を行い、被害の軽減に努める。

４　潮位の観測及び報告

気象状況の通知を受け高潮のおそれがあるときの潮位の観測は、船舶交通対策部、土木対策部及び消防団等が行い、満潮時前の潮位（約１時間前から）は特に注意して観測する。また異常を発見した場合は、直ちに災害対策本部に報告しなければならない。

５　水防警報

（１）安全確保の原則

水防警報は、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短かすぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

（２）村長は、津波及び高潮により被害の生じるおそれのあることを自ら知り得たとき、又は、県水防支部長から水防警報の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に周知させる。また、消防機関等を準備又は出動させ、村民に連絡広報を行う。

（３）水防警報は次のとおりとする。

イ　高潮の場合

（イ）第一段階：待機

大分地方気象台の雨又は高潮等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。

（ロ）第二段階：準備

水位が上昇し、氾濫注意水位を突破すると思われるとき。

（ハ）第三段階：出動

氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。

（ニ）第四段階：解除

氾濫注意水位以下に下がり再び増水するおそれがないと思われるとき。

■　警報の種類

種類	内容
第１段階（待機）	・消防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの ・又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの
第２段階（準備）	・水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出動できるように準備をする旨警告するもの
第３段階（出動）	・消防団員が出動する必要のある旨を警告するもの
第４段階（解除）	・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

ロ　津波の場合

（イ）第一段階：出動

気象庁から津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある。）状態のとき。

（ロ）第二段階：解除

気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。

水防活動の必要があると認められなくなったとき。

■　警報の種類

種類	内容
第１段階（出動）	・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
第２段階（解除）	・水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

６　水位周知海岸

高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸として、村全域の海岸が水位周知海岸に指定されている。

７　水位到達情報の通知

村長は、海面の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位に達したときは、その旨を関係水防管理者に通知するとともに、県水防支部長（国東土木事務所長）に報告する

ものとする。

８　出動開始及び堤防等の異常に関する報告

村長は次に該当する場合は、県水防支部長（国東土木事務所長）に通知しなければならない。

（１）消防機関

消防団等が出動したとき。

（２）堤防等に異常を発見したとき、又は応急処置をしたとき。

９　避難のための立退き

（１）村長は、高潮の氾濫により、著しく危険な事態が切迫していると認められ避難の必要があると認めるときは、必要と認められる区域の居住者に対して立退きの指示をすることができる。

（２）指示をした場合は、直ちに指示事項を県水防支部長（国東土木事務所長）に報告するものとする。

10　決壊の通知

堤防等が決壊し、又は決壊のおそれがあると認めた場合には村長は、直ちにその旨を氾濫が予想される隣接水防管理者、県水防支部長（国東土木事務所長）及び関係機関に通知するものとする。

11　水防信号

法第20条の規定による水防信号は次の表に定める区分及び方法に従って発する。

第１信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したときを知らせるとき	「約５秒吹鳴　約15秒休み　を繰り返し」 5秒 ― 15秒休み　5秒 ― 15秒休み　5秒 ― 15秒休み
第２信号	消防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるとき	「約５秒吹鳴　約６秒休み　を繰り返し」 5秒 ― 6秒休み　5秒 ― 6秒休み　5秒 ― 6秒休み　5秒 ― 6秒休み　5秒 ― 6秒休み　5秒 ― 6秒休み
第３信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるとき	「約10秒吹鳴　約５秒休み　繰り返し」 10秒 ― 5秒休み　10秒 ― 5秒休み　10秒 ― 5秒休み　10秒 ― 5秒休み
第４信号	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを知らせるとき	「約１分吹鳴　約５秒休み　繰り返し」 １分 ― 5秒休み　１分 ― 5秒休み

※　信号は適宜の時間継続すること。

危険が去ったときは口頭伝達により周知される。

12　公用負担

（１）水防法第28条の規定により、村長及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。

イ　必要な土地の一時使用

ロ　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ハ　車両その他の運搬用機器の使用

ニ　排水用機器の使用

ホ　工作物その他の障害物の処分

（２）前項の場合、村長は損失を受けた者に対し補償しなければならない。

13　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

14　水防活動に従事する者の安全確保

水防法第７条の２項の規定により村長及び消防機関の長は津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

（１）水防活動時にはライフジャケットを着用する。

（２）水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

（３）水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

（４）指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

（５）水防活動は原則として複数人で行う。

（６）水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

（７）指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

（８）指揮者は、消防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。

（９）指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

(10) 津波浸水想定の区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入

手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

(11) 水防活動の事例等の資料を消防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

15　水防活動の報告

村長は水防活動を終結したときは、遅滞なく県水防支部長（国東土木事務所長）に報告するものとする。

16　浸水想定区域等の周知

水防法第15条の規定により、村民に浸水想定区域、津波災害警戒区域、避難路及び避難所等を周知するため、ハザードマップ等を活用し、周知を図るものとする。

第４節　避難の指示等及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところにより実施する。

なお、本節では、避難の指示等及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第３部第４章第１節「避難所運営活動」に定める。

１　避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、気象台や消防機関等の関係機関から情報を収集し、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、村長は避難措置実施の第一次責任者として警察官・海上保安官・知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講じるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

２　避難指示等の基準

避難措置を行う場合、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に避難指示等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に村民に情報伝達を行うものとする。

（１）避難措置の区分

イ　早期注意情報（警戒レベル１）

災害への心構えを高めることを求める。〈気象庁発表〉

ロ　洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル２）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。〈気象庁発表〉

ハ　高齢者等避難（警戒レベル３）

暴風雨、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、村民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。〈村長発令〉

ニ　避難指示（警戒レベル４）

暴風雨、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の村民等を安全な場所に避難させる。

暴風雨、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の村民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。〈村長発令〉

ホ　緊急安全確保（警戒レベル５）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の村民等に命を守るための最善の行動をとるよう促す。〈村長発令〉

ヘ　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

（２）避難指示等の発令判断基準例

イ　土砂災害の場合

避難指示等の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判　断　基　準　例
【対象地域の考え方】 ○防災ハザードマップの土砂災害警戒区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。 ○避難情報等は土砂災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）	
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」が「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３：警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大２～３時間先までの予測である。このため、上記の１において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）の発表に基づき警戒レベル３「高齢者等避難」の発令を検討する。
【警戒レベル４】 避難指示	１：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で「危険（紫）［警戒レベル４相当］」となった場合 ３：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

区分	判　断　基　準　例
	４：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４「避難指示」を発令する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の１～３のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても村民等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 **（災害が切迫）** １：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）［警戒レベル５相当］」となった場合 **（災害発生を確認）** ３：土砂災害の発生が確認された場合 ※１又は２を理由に警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みの場合、３の災害発生を確認しても、同一の村民等に対し警戒レベル５「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り村民等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、村内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

ロ　高潮の場合

避難指示等の発令にあたっては、以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判　断　基　準　例
【対象地域の考え方】 ○避難情報等は高潮災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 高潮発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。 （「立退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）	

区分	判　断　基　準　例
○高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の村民等の避難が必要となることに留意する。 ○同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル４避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。 ○立退き避難が必要な区域 ・高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 0.5ｍを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね３ｍを超える区域の２階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする。） ・高潮の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ２：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が村にかかると予想されている、又は台風が村に接近することが見込まれる場合 ３：警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル４】 避難指示	１：高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表された場合 ２：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令） ※高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約３～６時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル４「避難指示」に先立ち警戒レベル３「高齢者等避難」を早めに発令することが考えられる。 ※高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域のすべての村民等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル４「避難指示」の発令を検討する。 ※高潮特別警報の場合は、広範囲の村民等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル４「避難指示」をより早めに

区分	判　断　基　準　例
	判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。 ※潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル４「避難指示」の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても村民等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 **（災害が切迫）** １：水門、陸閘等の異常が確認された場合 ２：浸水が発生したと推測される場合 ３：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 **（災害発生を確認）** ４：海岸堤防等が倒壊した場合 ５：異常な越波・越流が発生した場合 ６：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合 ※１～３を理由に警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みの場合、４～６の災害発生を確認しても、同一の村民等に対し警戒レベル５「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り村民等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の村民等の避難が必要となることに留意する。 ●同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合があるため、到達時間に応じて警戒レベル４「避難指示」の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。
避難指示等の解除	●避難指示等の解除については、当該地域の高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が解除された段階を基本として、解除するものとする。 ●浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

ハ　洪水等の場合

避難指示等の発令にあたっては、以下の例を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区分	判　断　基　準　例
【対象地域の考え方】 ○防災ハザードマップの浸水想定区域を基本とするが、状況に応じて区域を限定したり、拡大する場合がある。	

区分	判　断　基　準　例
○避難情報等は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5ｍを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5ｍ～３ｍを超える区域の２階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立退き避難をする。） ・ため池の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、村内河川に「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が出現した場合 ２：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、村域内に「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が出現した場合 ３：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４：警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル４】 避難指示	１：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、村内河川に「危険（紫）［警戒レベル４相当］」が出現した場合 ２：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、村域内に「危険（紫）［警戒レベル４相当］」が出現した場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ４：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ５：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、１～５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４「避難指示」を発令する。 ※４については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても村民等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 **（災害が切迫）** １：「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で、村内河川に「災害切迫（黒）［警戒レベル５相当］」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ２：「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で、村域内に「災害切迫（黒）［警戒レベル５相当］」が出現した場合

区分	判　断　基　準　例
	３：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ４：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） ５：姫島村に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） **（災害発生を確認）** ６：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合） ※１～５を理由に警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みの場合、６の災害発生を確認しても、同一の村民等に対し警戒レベル５「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り村民等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、村内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

（３）避難指示等の情報伝達

イ　避難指示等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるよう伝達するとともに、従来のアナウンスに加え、水防信号規定に定める第４信号により、村民に周知する。

ロ　災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

（４）避難経路及び誘導方法

イ　突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、村民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

ロ　避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ハ　避難者が自力によって立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

ニ　避難が遅れた者を救出する場合、村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

ホ　避難者の誘導の経路はでき得る限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

ヘ　危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあっては誘導員（消

防団員）を配置し、浸水地にあっては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

ト　避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会単位で行う。

チ　避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭き、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身の回り品とする。

なお、服装はでき得る限り軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ雨合羽又は外とう等防雨寒衣を携行する。

（５）避難場所の指定

第３部第４章第１節２「避難所の開設」に定める。

（６）避難者に周知すべき事項

避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の事項が避難者に徹底されるように努める。

イ　避難すべき理由（危険の状況）

ロ　避難の経路及び避難先

ハ　避難先の給食及び救助措置

ニ　避難後における財産保護の措置

ホ　その他

（７）自主避難体制の整備

村は、土砂崩れなど前兆現象が出現した場合等における村民の自主避難について、村民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。

また、村民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見し、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあって自主的に避難するよう心がけるものとする。

（８）要配慮者への配慮

村は、発災時には、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

（９）学校、社会福祉施設等における避難

イ　児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう文教対策部は常に検討し、安全な方法を考慮しておく。

ロ　小、中学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

（イ）避難実施責任者

（ロ）避難の順位

（ハ）避難誘導責任者及び補助者

（ニ）避難誘導の要領及び措置

（10）車両等の乗客の避難措置

イ　車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。

ロ　天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

３　避難措置の実施

村内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者、その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を指示することができる。

（１）村は、国東警察署姫島駐在官、国東市消防署姫島出張所長、その他に対し必要な事項を通報するとともに避難指示等の実施に関し協力を依頼するものとする。

（２）避難措置を実施した場合の責任者

イ　各地区ごとに避難する場合の実施責任者は区長とする。また、村長はその補助員として各対策部長の中から１名派遣を行う。

ロ　全域における避難措置を行う場合の実施責任者は総務対策部長とし、補助員として各対策部長があたる。

（３）避難の伝達方法

イ　村は、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、広報車、屋外拡声放送設備、広報車、県民安全・安心メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）、サイレン等、その他の可能な方法により避難指示等の伝達を行うものとする。

ロ　消防団等は、各家庭への戸別訪問等により避難指示等の徹底を図るものとする。

（４）伝達内容

村は、避難措置の実施に関し、以下の事項を周知徹底する。

イ　地域ごとの避難所及び避難方法

ロ　その他の避難措置上必要な要項

（５）報告、公示

イ　村長は、避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。

ロ　村長は避難指示等の発令をしたとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を県総合調整室情

報収集班又は県地区災害対策本部庶務班（東部振興局）報告するものとする。

ハ　村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公表しなければならない。

４　警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

（１）警察官又は海上保安官は、村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

（２）警察官は、前記（１）の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第４条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

（３）警察官又は海上保安官は、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第63条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

（４）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を村長に通知しなければばらない。

５　県の実施する避難措置

（１）知事による避難の指示等の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第60条）。

（２）避難のための立退きの指示

高潮又は地すべり等により、著しく危険が切迫していると認められるときにおいて当該区域の居住者に対する避難のための立退きの指示は、第一次的には村長がこれを実施するものとし、知事は、特に重要な地すべり区域に、必要な職員を派遣し、村長若しくはその委任を受けた村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする（地

すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）。この場合、避難のための立退きを指示した村長は、その内容を速やかに国東警察署長並びに東部振興局を通じて知事に報告するものとする。

６　避難指示等の解除

避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第５節　救出救助

山・がけ崩れ等により生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

１　救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、村長、警察官及び海上保安官が、関係機関の応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び村民は、自ら可能な限り救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。村及び関係機関のみで迅速・的確な処理が不可能と判断された場合、速やかに県及び近隣市町に応援を要請する。

２　救出の対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

３　避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

■　サインの内容

規格　布（概ね２ｍ×２ｍ）

① 黄色 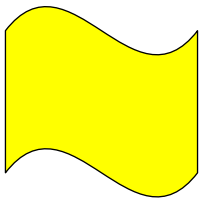	避難者がいることを示す	② 赤色 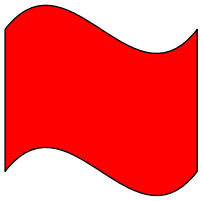	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す

４　村の救出救助

（１）被災者の救出救助及び搬送は、各対策部において班編成を行い、消防団、警察官、海上保安官及び関係機関と協力し、救出に必要な車両、船艇、その他の資機材を使用してそれぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

（２）村は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況によりさらに応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊の応援の要請を行う。

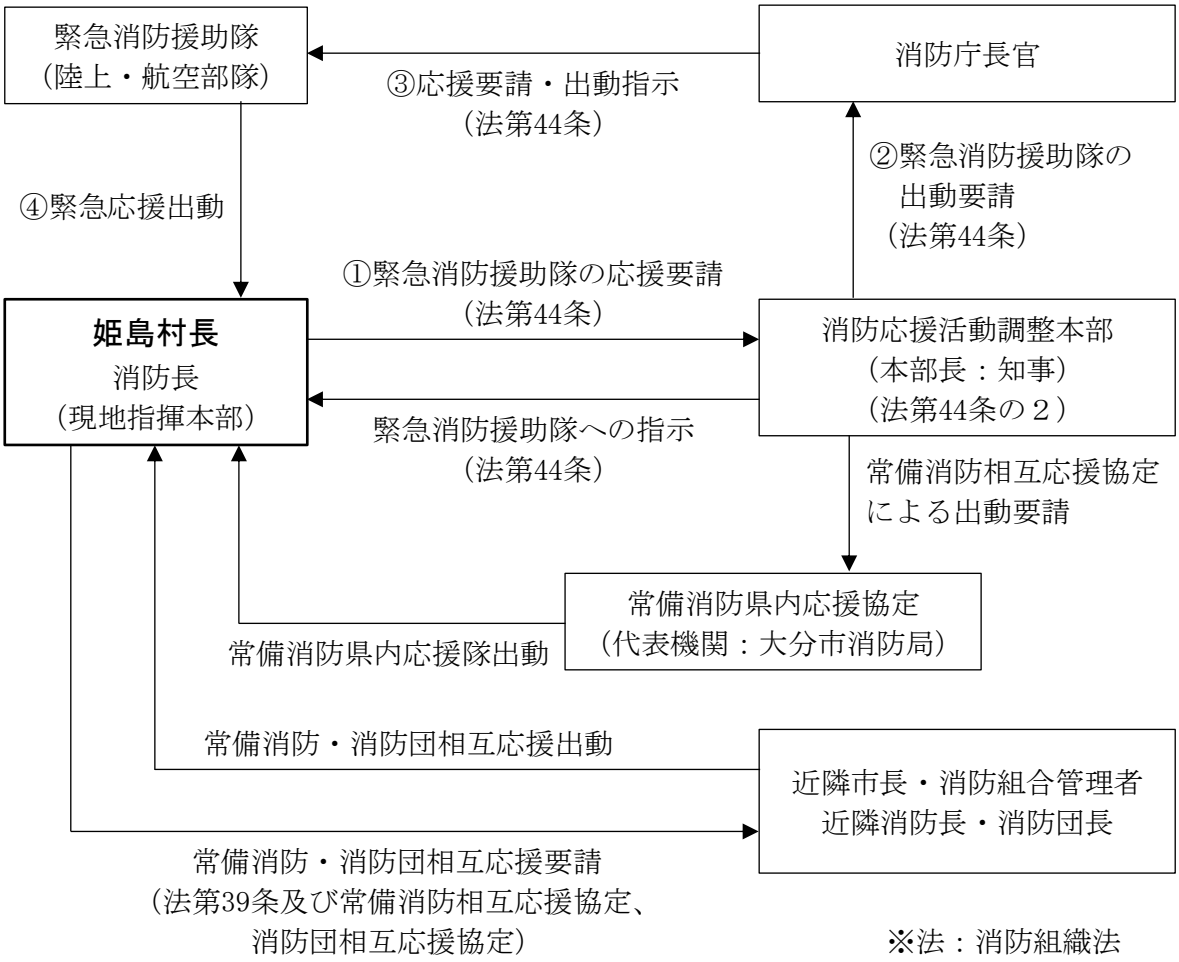

５　災害救助法の適用

被害の規模が大きく災害救助法が適用された場合、村長は、知事の委任に基づき、災害救助法の規定による被災者の救出について必要な措置を行うものとする。

（１）救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんに関わらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者

（２）救出のための費用の負担

以下に係る費用は県が負担する。

イ　船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）

ロ　救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ハ　機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

（３）救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

（４）救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から３日以内とする。

（５）帳簿等の備え付け等

村長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ　救助実施記録日計票

ロ　被災者救出用器具燃料受払簿

ハ　被災者救出状況記録簿

ニ　被災者救出関係支払証拠書類

第６節　救急医療活動

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところにより実施する（本節では、災害発生から概ね72時間を目途とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第３部第４章第６節「医療活動」に定める。）。

１　救急医療活動の実施体制

風水害等により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、１人でも多くの命を救うため、村、県、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会・国東市医師会、国東市歯科医師会、大分ＤＭＡＴ指定病院、大分県薬剤師会、大分県看護協会等が密接な連携を図りながら、医療対策部において医療救護班を編成し、被災者の保護・救援等については、主として衛生対策部が各対策部の応援を求めて活動を行う。

また、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する医療及び助産措置について協力する。

２　村の救急医療活動

村が行う救急医療活動は次のとおりとする。また、厚生対策部は総務対策部と連携し、負傷者の情報、医療機関の状況、必要な医師・医薬品等の情報を収集するとともに、県福祉保健部、日赤大分県支部、医師会、村民等に情報を提供する。

（１）医療救護所の設置

村は、姫島村国保診療所では負傷者を受入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

（２）地域の医療提供体制の確保

医療対策部は、医療及び助産の業務を行うため医療救護班を編成し、救急医療活動を行う。

村は、国東市医師会、国東市歯科医師会、大分県薬剤師会等に協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

（３）県及び日本赤十字社大分県支部との協力体制

風水害等により大規模な被害が発生し、村において迅速・的確な処理ができないと判断した場合、速やかに県（保健医療福祉調整本部）及び日本赤十字社大分県支部に対して、保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（大分ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）、医療支援チーム、保健師等チーム等）の派遣要請を行うものとする。

（４）保健医療福祉活動チームの受入れ・調整

村は、保健医療福祉活動チームの受入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

（５）医薬品・医療資器材等の確保

村は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資機材等を、最寄りの販売業者等から調達する。

３　災害救助法の規定による医療又は助産

（１）医療の実施基準

イ　医療の実施範囲

（イ）診察（疾病の状態を判断するもの）

（ロ）薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）

（ハ）処置、手術、その他の治療及び施術

（ニ）病院・診療所への収容（病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである。）

（ホ）看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をするもの）

ロ　医療救護の対象者

（イ）災害のため医療の途を失った者（り災者の有無を問わない）

（ロ）応急的な医療をほどこす必要のある者

ハ　医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り、災害発生の日から14日以内の期間とする。

ニ　医療のため負担する費用の範囲

（イ）医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費

（ロ）病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

（ハ）施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内

（ニ）従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

（２）助産実施の基準

イ　助産の範囲

（イ）分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）

（ロ）分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）

（ハ）脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

ロ　助産の対象者

（イ）災害のため助産の途を失った者

（ロ）災害発生の日の前後７日以内に分べんした者

ハ　助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から７日以内の期間とする。ただし、災害発生の日前に分娩した者は、分べんの日から７日以内の期間が災害発生の日から７日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

ニ　助産のための費用の負担の範囲

（イ）医療救護班による場合は、使用した材料の実費

（ロ）その他医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の８割以内の額

第７節　消防活動

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための応急活動については、この節の定めるところによって実施する。

なお、国東市消防署姫島出張所の消防活動は、国東市警防計画等各種計画の定めるところに実施するものとし、計画策定等に際しては、津波時の浸水想定を考慮するよう努めるものとする。

１　消防活動の実施体制

村、国東市消防署姫島出張所、姫島村消防団（以下、「村消防機関」という。）は、消防活動の第一次責任者として、迅速・的確な消防活動を展開する。自主防災組織、事業所及びその他の村民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、村消防機関の行う活動に積極的に協力する。

（１）国東市消防署姫島出張所

災害時における体制については、国東市警防計画等各種計画の定めるところによる。

（２）姫島村消防団

イ　緊急配備体制の確立

火災等が発生し、村長が「特別配備体制」を発令した場合、消防団長は各分団長に緊急連絡を行うとともに消防団対策本部を設置し、速やかに管内の消防活動を展開する。

ロ　消防団対策本部及び分団対策本部の組織

■　消防団対策本部及び分団対策本部の組織

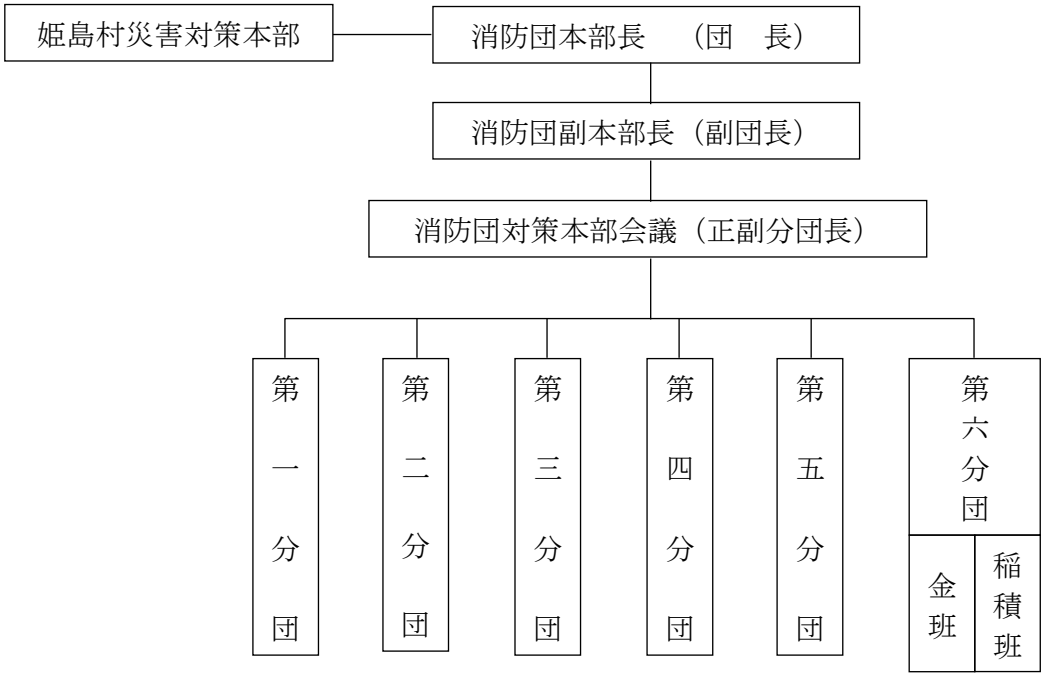

（３）本部の設置及び構成

消防団災害対策本部は、役場庁舎内に設置し、構成は消防団長他本部員及び各分団の正・副分団長で構成する。

２　災害応急活動

火災等が発生し、村（消防機関）が緊急出動する場合、地区内に設置している消火栓等を使用し、迅速かつ的確な消火作業に努めるものとする。

また、災害応急活動は次のとおりとする。

（１）国東市消防署姫島出張所

災害時における活動については、国東市警防計画等各種計画の定めるところによる。

（２）姫島村消防団

イ　活動範囲

消防団員に与えられた任務を的確に果たすため、活動の範囲は自分団の管内を優先させる。

ロ　分団の任務

（イ）災害発生時には、速やかに受け持ち区域に出動し、村民に対し、出火防止の呼びかけ及び初期消火、火災防御、人命救出活動等を行う。

（ロ）各分団は消防団対策本部との連絡を緊密にし、的確な情報の収集と報告に努める。

（ハ）災害の進展状況に応じて、村民への避難の指示及び避難の誘導にあたる。

（ニ）救出、救助活動にあたっては、有効な資機材の確保に努め、関係機関及び村民と一体となって活動にあたる。

（ホ）受け持ち区域内に消火能力を超える火災が発生した場合、分団長は直ちに消防団対策本部に連絡し、他分団の応援を求める。

３　応援要請

村（消防機関）は、大規模な火災等の発生により外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、県総合調整室情報収集班若しくは県地区災害対策本部庶務班（東部振興局）を経由して県消防保安室に対して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。また要請体系図については、第３部第３章第５節４「村の救出救助」（２）を参照する。

第８節　二次災害の防止活動

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

１　二次災害防止活動の実施体制

村、県及びその他の防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置・危険区域のパトロール等を行い、二次災害の発生を防止することとする。

また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。

２　村における二次災害防止活動

村においては、次のような二次災害防止活動を行う。

（１）土砂災害等の防止活動

土木対策部は、土砂災害等の危険箇所等として指定している箇所等の点検及びパトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

イ　砂防指定地
ロ　急傾斜地崩壊危険区域
ハ　地すべり防止区域
ニ　土砂災害警戒区域等
ホ　保安林及び保安施設地区
ヘ　山地災害危険地区
ト　海岸危険地域
チ　落石等危険箇所
リ　その他二次災害の危険性があると判断される箇所

（２）建築物・構造物の二次災害防止

土木対策部は、二次災害防止のため次の活動を行い、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

イ　村有施設の点検及び避難対策・応急対策

村有施設の点検を行い、危険性が認められる場合は、避難及び立ち入り禁止の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ロ　道路、漁港及び漁港施設等構造物の点検及び応急対策

道路、護岸、堤防等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ハ　斜面の応急危険度判定

災害による危険箇所の判定は専門的知識を必要とすることから、県へ斜面判定士の派遣依頼を行うとともに、相互に情報共有、連携を図る。

ニ　危険な一般建築物の応急措置等

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

（３）二次的な水害の防止活動

土木対策部は、ため池等の点検・パトロールを消防団と協力して行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

（４）風倒木による被害の防止活動

土木対策部は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じるとともに、総務対策部に報告する。

（５）高潮、波浪等による被害の防止活動

土木対策部は、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、総務対策部に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

イ　港湾施設
ロ　海岸保全施設
ハ　漁港施設
ニ　農地海岸保全施設

（６）爆発物、有害物質等による二次災害防止活動

爆発物、有害物質等による二次災害を防止するため、村（消防機関）は、県及び防災関係機関と協力して、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行うものとする。

イ　危険物施設
ロ　ガス施設
ハ　給油施設
ニ　毒劇物施設
ホ　造船所
ヘ　その他二次災害の危険性があると判断される箇所

（７）二次災害防止のための村民への呼びかけ

村は、降雨等による二次災害の危険性について、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、広報車、屋外拡声放送設備、県民安全・安心メール、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）、消防団等を通じて村民に注意を呼びかける。

（８）被災建築物の石綿飛散防止活動

村は、県及び県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）と連携し、被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水･大気環境局大気環境課）を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第４章　被災者の保護・救護のための活動

第１節　避難所運営活動

第２節　避難所外被災者の支援

第３節　食料供給

第４節　給水

第５節　被服寝具その他生活必需品給与

第６節　医療活動

第７節　保健衛生活動

第８節　廃棄物処理

第９節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬

第10節　住宅の供給確保等

第11節　文教対策

第12節　社会秩序の維持・物価の安定等

第13節　義援物資の取扱い

第14節　高齢者・障がい者・要保護児童等に対する災害時福祉

第15節　被災動物対策

第16節　地域の孤立化対策

第１節　避難所運営活動

避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行う活動は、この節に定めるところにより実施する（避難指示等及び避難誘導については、第３部第３章第４節「避難の指示等及び誘導」に、また、避難所情報に関するサインについては、第３部第３章第５節「救出救助」に定める。）。

１　避難所運営の責任体制

（１）避難所の運営は、第一順位としては村が行う（災害救助法適用の場合は、知事からの委任に基づく。）。また、避難所の適切な運営管理のため、消防団等に協力を要請する。

（２）村は、避難所等に避難してきた者は、住民票の有無等に関わらず適切に受入れを行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、村から要請があった場合には、積極的に協力する。

（３）村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告する。

２　避難所の開設

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ村有施設の内から選定しておく。

（１）避難所の選定・開設

イ　避難所の選定は本部において行い、運営管理は厚生対策部が中心となって行うものとする。

ロ　避難所は離島センター「やはず」、中央公民館及び地区公民館等村有施設（大多数の場合は、学校の体育館）を避難所として開設する。必要によっては神社・寺院・旅館等の既存建物から選定し、応急的に整備して避難所として使用する。また、これらの施設で対応できない場合は、プレハブ等の仮設による避難所を設置する。

ハ　必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ニ　被害が激甚であるため、村内で避難所を設置することができない場合は、県あるいは近隣市町と協議の上、近隣市町に収容を要請し、あるいは近隣市町の建物、土地を借上げて避難所を設置する。

（２）避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって被害を受けるおそれがある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災

者の運送を要請するものとする。

（３）避難所の開設手続き及び収容状況報告

村において避難所を開設した場合は、概ね次の措置をとる。

イ　避難所の開設の周知

村は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて県地区災害対策本部（東部振興局）の応援を求める。

ロ　避難者名簿の作成

村は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて県地区災害対策本部（東部振興局）や村民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ハ　避難所開設に関する県への報告

村は、避難所の開設に関する情報（日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを避難所開設後直ちに県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班（東部振興局）に報告する。

また、上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班（東部振興局）に報告する。

（イ）避難所開設の日時及び場所

（ロ）設置箇所数及び収容人員（避難所別に）

（ハ）避難者名簿

（ニ）開設見込期間

ニ　避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、概ね次のとおりとする。

（イ）賃金職員等雇上費

（ロ）消耗器材費

（ハ）建物の使用謝金

（ニ）器物の使用謝金

（ホ）借上費又は購入費

（ヘ）光熱水費

（ト）仮設便所等の設置費

ホ　避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から７日以内の期間に限るものとし、該当期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、村はあらかじめその理由を県福祉保健部福祉保健企画課に申し出て承

認を受ける。

ヘ　帳簿等の備え付け等

災害救助法が適用された場合、村は概ね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

（イ）避難者名簿
（ロ）救助実施記録日計表
（ハ）避難所用物資受払簿
（ニ）避難所設置及び収容状況
（ホ）避難所設置に要した支払証拠書類
（ヘ）避難所設置に要した物品受払証拠書類

３　避難所における感染症対策

村は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

（１）村民への周知

村は、村民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭に置いた物資を追加するよう周知する。

（２）避難先の検討・確保

村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。特に、避難所が学校の場合は、学校医に助言を求める。

併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

感染症にり患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、旅館等の活用を検討・確保する。

（３）感染症対策に必要な備蓄品の確保

村は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

（４）避難者の受入体制の確立

村は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた村職員の協力体制を構築するなど避難者の受入体制を強化する。

（５）避難所内での感染予防

村は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

イ　避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

ロ　避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ハ　検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

ニ　避難所内の居住スペースでは１人あたり４㎡を確保するよう努める。

ホ　避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易仕切りなどを用いて区分する。

ヘ　アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。

ト　ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

チ　定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

リ　避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

（６）感染症対策に考慮した避難所運営訓練の実施

村や自主防災組織は、感染症対策に考慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう県との共同により、村職員や自主防災組織を対象にした避難所運営訓練等を必要に応じて実施する。

（７）感染症患者に関する情報共有等

行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や保健福祉担当部局、東部保健所、県と連携のもと、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、東部保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

４　要配慮者の避難等の措置

村は、避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について村のみでは対応できない場合、県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部庶務班（東部振興局）及び関係機関へ要配慮者の受入先の確保について協力を要請し、村外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下、「広域避難施設」という。）へ避難させる。

（１）広域避難を必要とする要配慮者等の把握

村は、救助にあたり、特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保険福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について、県総合調整室情報収集班又は県地区災害対策本部情報庶務班（東部振興局）へ報告する。

（２）広域避難施設の選定

（１）の報告内容を踏まえ、県福祉保健医療部保健衛生班は、必要に応じて県総合調整室広域応援対策班、県被災者救援部避難所対策班及び厚生労働省とも協議しながら、県内外の社会福祉施設等の中から適切な広域避難施設を選定する。

（３）広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、県総合調整室広域応援対策班は必要に応じて、自衛隊（総合調整室総務班）、輸送関係指定地方公共機関等（通信・輸送部）に応援を要請する。

（４）広域避難施設への応援措置

県総合調整室広域応援対策班は、要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、村及び県総合調整室広域応援対策班、県地区災害対策本部・被災者支援班（東部振興局）・保健所班（東部保健所）と連携して受入可能な広域避難施設を把握し、移送する。

５　避難所の運営管理

避難所の運営管理は、村長の責任のもとで行う（災害救助法適用の場合は、知事からの委任に基づく。）が、村民や民間の力を活かすことが望ましいため、村は「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう村に協力する。

また、避難者の健康対策を含めた災害時の保健活動については、「姫島村災害時保健活動マニュアル（令和６年３月策定）」に基づき、村（保健師含む。）及び保健所等関係機関と連携の上実施する。

（１）避難所の運営管理体制の確立

村は、避難所を開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難した村民の代表者（行政区長等）と協議して避難所運営管理チームを設け、運営管理の協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合って「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

（２）避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明の他、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がい者や視覚障がい者等のため情

報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置することを検討する。

（３）避難所での食料・水・生活必需品の配布

村は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。

また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、県と連携を図りながら新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用して、備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図るものとする。

村は、避難所での食料・水・生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者ニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

（４）避難所のニーズの把握

村は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

（５）避難した村民の健康への配慮

村は、避難者の健康管理のため、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ等）の派遣要請を行い、常に避難した村民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

（６）避難所の生活環境への配慮

イ　あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄やマンホールトイレの導入、トイレカーの導入検討など、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

ロ　村は、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

ハ　村は、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握し、必要に応じ県へ保健師等で構成する保健師等チームや保健医療福祉活動チームの派遣を要請する。

ニ　村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、避難所の生活環境に配慮するため、必要に応じ県へキッチンカーやトイレカーの派遣

を要請する。

（７）女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ　避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ　一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ　乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

ニ　男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

ホ　仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性やこどもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

ヘ　女性やこどもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

ト　家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

（８）避難所運営訓練の実施

村や自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、村職員や自主防災組織等と共同で、避難所運営訓練等を実施する。

（９）避難所での外国人への配慮

村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

６　避難生活者の保護・救援

（１）医療救護班等の派遣要請

村は、避難所における医療ニーズの有無を把握し、必要に応じ県へ医療救護班の派遣要請を行う。

（２）保健医療福祉活動チームの派遣要請

村は、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握し、必要に応じ県へ保健師等チームや保健医療福祉活動チームの派遣要請を行う。

（３）災害派遣福祉チームの派遣要請

村は、避難所や在宅、車中泊等避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行うため、必要に応じ県へ災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣要請を行う。

（４）福祉避難所サポーターの派遣要請

村は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、必要に応

じ福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

７　広域避難

（１）村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、村外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

イ　県内の他の市町への避難については、受入先の市町に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。

ロ　他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

（２）県は、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

（３）村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（４）村、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

（５）村、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

８　広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

（１）県内の他の市町への避難については、受入先の市町に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。

（２）他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

（３）村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた避難者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第２節　避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。なお、大規模な災害の発生等により、支援が困難な場合には、県地区災害対策本部（東部振興局）に支援の要請を行う。

１　避難所外被災者の状況把握

村は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

２　避難所外の要配慮者

村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

また、村及び県被災者救護部外国人救援班は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

３　避難所外被災者への情報伝達活動

村及び県は、被災者にニーズを十分把握し、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

４　車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

また、村は要配慮者の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて県へ災害派遣

福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣を要請する。

５　食料・物資の供給

村及び県は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、関係機関との連携により、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

６　巡回健康相談の実施

村及び県は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健師等チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第３節　食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項を定めるものである。

１　食料供給の責任体制

食料供給は、第一順位としては村が行う（災害救助法適用の場合は、知事からの委任に基づく。）。村による食料供給が困難な場合は、速やかに県地区災害対策本部（東部振興局）に、物資の確保及び配送を要請する。

また、その他の防災関係機関は、村及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

２　食料供給活動の流れ

（１）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

村は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

イ　避難者の状況

ロ　医療機関、社会福祉施設等の状況

ハ　応急対策等への従事者の状況

ニ　電気、ガス、水道の状況

（２）村による食料供給の実施

村は、食料供給が必要と判断された場合、厚生対策部が中心になって食料の供給を行う。その際、要配慮者及び姫島村国保診療所の入院患者、姫寿苑の入居者に配慮する。

また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

イ　実施体制

情報収集等は総務対策部が行い、食料の供給及び炊出しについては厚生対策部が中心となって行うものとする。

ロ　供給あっせんの対象者

食料の供給及び炊出しの対象者は、災害により被害を受けた者で必要と認められる者及び災害応急対策に従事する者

ハ　食料の確保

食料の確保は、村内関係団体及び業者等の協力を得て行うものとする。

また、村内で確保できない場合は県及び近隣市町に応援を求め確保する。

ニ　食料の供給及び炊出しの実施

食料の供給、炊出し及び輸送は村職員及び消防団員をもって行うが災害の状況により特に必要があると認めるときは、婦人会等村内各団体に協力を要請する。

３　政府所有米穀の緊急引渡し

（１）村の手続き

村長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡の要請を行う。

イ　通常の手続きによる緊急引渡し等

村長は、県地区災害対策本部（東部振興局）を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ　災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

村長は、交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下、「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。村長が農産局長に直接要請を行った場合、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとする。

（２）応急供給系統図

■　村長と県が連絡を取れない場合の現物引渡し

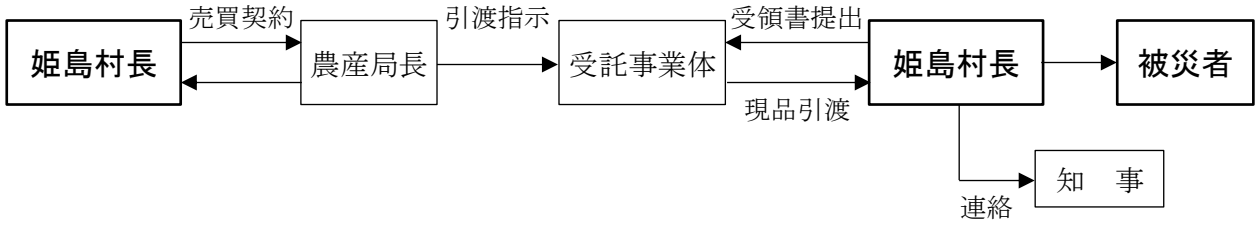

４　災害救助法の規定による炊出しその他による食品の供与

災害救助法が適用された場合は、知事の委任に基づき、村長は以下の業務について必要な措置を行うものとする。

（１）炊出し、その他による食品の給与基準

イ　給与を受ける被害者の範囲

（イ）避難所に収容された者

（ロ）住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

（ハ）村内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で（イ）又は（ロ）と同一の状態にある者

（ニ）被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

（ホ）流通の途絶により食品が確保できない者

ロ　炊出しその他による食品給与の方法

（イ）炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

（ロ）食品の給与にあたっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。

（ハ）食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

（ニ）乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

（ホ）炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として１人１日あたり、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ハ　炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から７日以内の間とする。

ニ　費用の負担

県は、村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、概ね次の範囲内の費用を負担するものとする。

（イ）主食費

ａ．知事が一括売却を受け配分した場合の主食

ｂ．供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等

（ロ）副食費及び調味料費

（ハ）炊出し用の燃料費

（ニ）雑費

器物の使用謝金、又は借上料等

（２）県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出し、その他食品の給与に着手した場合は、村長は速やかにその概要を県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供し必要な指示を受けるものとする。

なお、集約した情報は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用して関係機関で共有する。

（３）帳簿等の備え付け等

村長が、知事の委任に基づき炊出しその他の食品を供与する場合は、その責任者を指名するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ　救助実施記録日計表

ロ　炊出しその他による食品給与物品受払簿

ハ　炊出し給与状況

ニ　炊出しその他食品給与に関する証拠書類

５　その他の機関が実施する食料の供給措置

（１）自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

（２）日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

（３）九州農政局（大分県拠点）

知事等又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）等）の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

第４節　給水

本節は、災害による断水等のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

１　給水の責任体制

給水は、第一順位としては村が行う（災害救助法適用の場合は、知事からの委任に基づく。）。村による給水が困難な場合は、速やかに県地区災害対策本部（東部振興局）に、水の確保及び配送を要請する。

また、その他の防災関係機関は、村から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

２　給水の実施体制

総務対策部は、第３部第２章第５節「災害情報・被害情報の収集・伝達」により得た情報及び断水地域の調査等により必要な給水量を把握し、土木対策部と協力し飲料水を確保する。なお、供給の実施は衛生対策部を中心として行政区、自主防災組織等の協力を得て行う。

３　給水活動の流れ

（１）被災者に対する給水の必要性の判断

村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の汚染状況の把握は、県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）に協力を求める。

イ　被災者の状況

ロ　医療機関、社会福祉施設等の状況

ハ　通水状況

ニ　飲料水の汚染状況

（２）村による給水の実施

情報及び断水地域の確認後、給水が必要と判断された場合、以下の点に留意して給水活動を行う。

イ　給水場所、給水方法、給水時間等については、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、広報車、屋外拡声放送設備、県民安全・安心メール、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）、区長等を通じて周知する。

ロ　医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

ハ　自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

ニ　給水の実施にあたっては、衛生管理に留意し、供給するものとする。

４　給水の方法

（１）飲料水

イ　給水車による給水

ロ　ろ水器による給水又は浄水剤の支給による給水

ハ　その他水入り容器を運搬して行う給水

（２）生活用水

イ　給水車による給水

ロ　学校プールその他適当な場所への貯水

ハ　災害時協力井戸による給水

ニ　浄水剤の支給による給水

５　災害救助法の規定に基づく措置

災害救助法が適用された場合は、知事の委任に基づき、村長は以下の業務について必要な措置を行うものとする。

（１）給水の基準

イ　飲料水を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

ロ　飲料水の供給方法

（イ）水道法による水道用水の緊急応援

（ロ）ろ水器等による浄水の供給

（ハ）ペットボトル水等水入り容器の支給

ハ　飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から７日以内の期間とする。

ニ　飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

（２）給水のための費用

イ　水の購入費（ただし、真にやむを得ない場合に限る。）

ロ　ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費

ハ　浄水用の薬品及び資材費

ニ　ボトル水の購入費等特に必要と認める費用

（３）帳簿等の備え付け等

村長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ　救助実施記録日計表

ロ　飲料水の供給簿

ハ　給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿

ニ　飲料水供給のための支払証拠書類

第５節　被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

１　被服寝具その他生活必需品等の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては村が行う（災害救助法適用の場合は、知事からの委任に基づく。）。村による実施が困難な時は、県地区災害対策本部（東部振興局）に支援を要請する。

また、その他の防災関係機関は、村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

２　実施体制

被服、寝具、その他生活必需品等の必要品目及び必要量の把握、配分計画については総務対策部で行い、給与及び貸与の実施は厚生対策部が中心となって行う。

３　被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

（１）被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

イ　被災者の状況

ロ　医療機関、社会福祉施設の状況

（２）被災者に対する給与又は貸与の実施

村は、（１）で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、下記により調達確保し給与又は貸与を実施する。

イ　被服寝具その他生活必需品等の確保

被服寝具その他生活必需品等の確保は、村内関係団体及び業者等の協力を得て行うものとする。

村内で確保できない場合は、県及び近隣市町等に応援を求め確保するほか、日本赤十字社大分県支部に備蓄する物資の交付を申請するものとする。

ロ　救助物資の給与又は貸与

給与又は貸与の実施は村職員で行うが、村職員で対応できない場合は消防団、自主防災組織等に協力の要請を行うものとする。

４　災害救助法が適用された場合の措置

（１）実施体制

イ　災害救助法が適用された場合、県地区災害対策本部（東部振興局）は村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、県福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

ロ　県福祉保健部福祉保健企画課は、３（１）で必要とされた被服寝具その他の

生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し、給与又は貸与を実施する。

（２）給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、概ね次のとおりとする。

イ　給与又は貸与の対象者

（イ）災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

（ロ）被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

（ハ）被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ロ　給与又は貸与品目

（イ）被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

（ロ）日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

（ハ）炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

（ニ）光熱材料

マッチ、プロパンガス等

ハ　給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

ニ　給与又は貸与の限度額

１世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ホ　給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。

５　その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、概ね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

（１）給与の対象者

災害により住家に全壊、全焼、流出、及び半壊、半焼の被害を受けた者

（２）給与実施基準

被害を受けた世帯が10世帯に達した場合とする。

（３）給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年度内閣府告示第228号）第１章第４条３のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

（４）その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

６　帳簿等の備え付け等

村長は知事の委任に基づき、被災者に対し救助物資の給与又は貸与を行った場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

（１）物資購入（配分）計画表
（２）物資受払簿
（３）物資購入及び支払証拠種類

７　その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

（１）日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配布する。

イ　保管場所
　大分市千代町２丁目３番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫

ロ　対象者
（イ）災害により住家が全壊・全焼・流失及び半壊・半焼・床上浸水等の被害を受けた被災者
（ロ）避難所に避難した被災者

ハ　保管品名
　毛布、タオル、タオルケット（夏期）、バスタオル、緊急セット、ブルーシート

（２）陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。
　寝具（毛布）、外衣（作業服上下）

（３）その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して村又は県が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第６節　医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、村をはじめとする防災関係機関は被災地の村民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、第３部第３章第６節「救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（概ね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

１　被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

衛生対策部及び医療対策部は、県保健医療福祉調整本部、県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）と連携して次の情報を収集し、総務対策部に報告するとともに、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

（１）避難所及び被災地域における医療ニーズ
（２）医療機関、薬局の状況
（３）電気、水道の被害状況、復旧状況（第２章第５節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照）
（４）交通確保の状況（第３部第２章第５節「災害情報・被害情報の収集・伝達」、第３部第２章第15節「交通確保・輸送対策」参照）

２　医療救護活動の実施

衛生対策部及び医療対策部は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させるとともに、それ以降の急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。また、村だけでは、十分な医療活動が実施できないと判断したときは、県へ医療救護班等の派遣を要請する。

３　医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

衛生対策部及び医療対策部は、以下の情報を集約し、総務対策部を通じて県に報告し、姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、広報車、屋外拡声放送設備、県民安全・安心メール、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）等を通じて一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、村民からの問い合わせに応じる。

（１）医療機関の被災状況、稼働状況
（２）医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
（３）現地での医薬品、人員等の確保状況
（４）医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
（５）負傷者の発生状況
（６）移送が必要な入院患者の発生状況
（７）透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第７節　保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

１　保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、村が実施するものとする。

また、災害時の保健活動については、本節の内容のほか、「姫島村災害時保健活動マニュアル（令和６年３月策定）」において保健師や管理栄養士、保健所等の関係機関の役割を明確化しており、村及び関係機関等との連携の上、村災害時保健活動マニュアルに基づいて実施する。感染症予防に関する防疫措置は県の指示に基づき実施するものとし、村のみで対応が困難な場合は、県に代行又は支援を要請する。

２　保健衛生活動の実施体制

衛生対策部は、県保健医療福祉調整本部、県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）と連携して、以下の公衆衛生ニーズを的確に把握し、必要な措置を実施するとともに衛生環境改善の指導を行う。

【把握する公衆衛生ニーズ】

（１）被災者の身体的（栄養状態含む。）・精神的健康状態
（２）避難所における医療ニーズ
（３）避難所にいる要配慮者の数
（４）食料や飲料水の供給状態
（５）医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
（６）避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
（７）飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
（８）有害昆虫（ハエ等）の発生状況
（９）トイレ等の衛生状態

３　保健衛生活動の実施

村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施する。なお、村のみでは対応が困難と判断された場合は、県地区災害対策本部（東部振興局）に支援を要請する。

イ　派遣された保健医療福祉活動チーム等の受入調整及び活動調整

ロ　要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

ハ　健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む。）における健康相談を行う。

ニ　栄養指導対策

避難所等を巡回し、村等の栄養士とともに、食品取扱者や被災した村民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への応対を行う。

ホ　健康教育（普及・啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

ヘ　家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む。）における家庭訪問を行う。

４　防疫活動の実施

（１）防疫の責任体制

被災地の防疫に関する計画の立案及び実施は村長が行う。ただし、重大な災害発生のため、村のみで実施することが困難な場合は県に協力を求める。

（２）防疫体制の確立

村は県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）、国東市医師会等と緊密な連携をとり、感染症についての広報、防疫機器及び薬剤の点検確保並びに防疫組織の整備等に留意し、防疫活動の円滑化を図るよう努める。

（３）防疫班の編成

この節に定める防疫の業務を行うため、衛生対策部及び医療対策部は防疫班を編成し、県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）、国東市医師会等と連絡を密にし、村民の協力を求めて効果的な防疫活動を行う。

（４）防疫対象

イ　調査及び健康診断

災害発生地域に感染症患者が発生し、又は発生するおそれがあるときは被災地全般にわたり検病調査並びに健康診断を行うものとする。

ロ　清潔方法

家屋内外の掃除、溝の清掃、汚物やゴミの処理を行うものとする。

ハ　消毒方法

災害発生により感染症の病原体に汚染されたと思われる室内各部、便所、溝、井戸、水槽等に対して薬物散布、その他の方法により消毒を行う。

ニ　臨時予防接種の実施

村は、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受けるものの範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施する。

ホ　防疫知識の普及・啓発

調査、健康診断又は消毒方法等を実施する際には、災害発生地域の村民に対して防疫について、各家庭における個人衛生等の正しい衛生思想普及を図り、防疫活動が円滑にできるよう努める。

５　保健衛生活動の広報

保健衛生活動の広報は、総務対策部を通じ一般に広報する。

第８節　廃棄物処理

本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

１　災害廃棄物処理の基本方針

早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

（１）国、県、村、関係事業者及び村民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
（２）姫島村災害廃棄物等処理計画に基づき、迅速な処理を行う。
（３）ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
（４）災害廃棄物の処理は、発災から概ね３年間で終了することを目標とする。
（５）災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
（６）災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
（７）処理のために使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

２　災害廃棄物処理の実施

（１）災害廃棄物処理の実施

村は、「姫島村災害廃棄物等処理計画」を作成し、排出量に対応した仮置場の確保、収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

イ　姫島村災害廃棄物等処理計画の骨子

災害に伴い大量発生が予想される災害廃棄物等処理について、排出量に対応した仮置場の確保、交通途絶となった場合の収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

ロ　災害廃棄物等の種類

木くず（流木を含む。）、コンクリート塊、金属くず、し尿、生活ごみ、粗大ごみ、廃油（海上流出油、アスファルト等を含む。）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等。ただし、放射性物質等を除く。）

ハ　処理計画の内容

（イ）災害廃棄物の収集運搬（陸上・海上）体制の整備
（ロ）震災発生時におけるがれきの発生量の推計
（ハ）がれきの仮置場の確保と配置計画
（ニ）がれきの処理・処分計画の作成
（ホ）有害廃棄物対策等
（ヘ）仮置場における環境汚染防止対策・事故防止対策

（２）広域処理体制の構築

県が構築する相互支援体制に基づき、姫島村清掃センターにおいて廃棄物処理が長期にわたって困難となった場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理協力支援の要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。

第９節　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

１　行方不明者の捜索及び遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の捜索及び遺体の取扱い、埋葬については、村、警察機関、県及びその他防災関係機関等が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

２　行方不明者の捜索

（１）行方不明者の届出の受理及び村への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、村及び関係機関への通報連絡にあたる。

（２）行方不明者の捜索

村、消防機関、警察機関、海上保安部、自衛隊その他関係団体等は、相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。

３　遺体の取扱い

（１）遺体の安置（検視前）

イ　発見された遺体は、村が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。

ロ　身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

（２）遺体の検視及び検案

イ　遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。

ロ　医療対策部又は医師は、遺体の検案を行うとともに必要な処理を行う。

ハ　村は、遺体検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し、協力を求める。

（３）遺体の安置（検視後）

イ　村は、遺体の安置所を設置する。

ロ　村は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ハ　村は、安置所に収容した遺体については死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

ニ　村は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引渡すとともに、埋・火葬許可証を発行する。

４　遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は村が実施する。また、村のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年１月策定）に基づき、広域火葬を実施する。この場合、県

は村から広域火葬に係る協力を求められたときは、県福祉保健医療部福祉保健衛生班は県内他市町、近隣県等での受入可能地を選定し協力を求める。

５　行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

村は、県や防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和５年８月29日伺定）（公表主体大分県）」に基づいて行うものとする。

６　災害救助法適用に関する事項

災害救助法が適用された場合は、知事の委任に基づき、村長は以下の業務について必要な措置を行うものとする。

（１）遺体の捜索

イ　捜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

ロ　支出する費用

（イ）船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接捜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる。）

（ロ）捜索のため使用した機械器具の修繕費

（ハ）捜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

（ニ）捜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

ハ　支出費用の限度額

当該捜索地における実費

ニ　捜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

（２）遺体の取扱い

イ　処理する遺体の範囲

災害に際し死亡した者

ロ　遺体の処理内容

（イ）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（ロ）遺体の一時保存

（ハ）遺体の検案

ハ　支出する費用の限度

（イ）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（ロ）遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理

大臣が定める基準の範囲内とする。

（ハ）検案のための費用は、県医療救護班以外によって実施した場合について、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

ニ　遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（３）遺体の埋葬

イ　埋葬を行う範囲

（イ）災害時の混乱の際に死亡した者

（ロ）災害のため埋葬を行うことが困難な場合

ロ　埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

ハ　埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ニ　埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（４）帳簿等の備え付け等

村長が知事の委任に基づき遺体の捜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ　救助実施記録日計票

ロ　遺体の捜索状況記録簿

ハ　捜索機械器具燃料受払簿

ニ　埋葬台帳

ホ　死体処理台帳

ヘ　死体捜索用関係、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第10節　住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

１　住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、総務対策部が行い、応急仮設住宅の措置、住宅の応急修理及び障害物の除去などについては、土木対策部が中心となって実施する。

ただし、次の場合は主として知事が村長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

（１）災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急処理及び障害物の応急的な除去

（２）次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設

イ　被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、若しくは200戸以上が焼失した場合

ロ　本村区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の１割以上が滅失した場合

２　住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、概ね次の方法により実施する。

（１）村営住宅内に空室のある場合は、優先的に貸与するとともに村内の空家住宅を確保する。また、被災住宅が多数の場合は、住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅（以下、「災害公営住宅」という。）の設置で対応する。

（２）住宅が半壊又は、半焼の被害を受け、居住のできない世帯に対しては、破損箇所の応急修理により基本的に対応する。

（３）住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流れ込んだため、居住できない世帯に対しては、応急的な除去作業により基本的に対応する。

３　住宅の供給及び居住の確保措置

住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

（１）住宅の供給方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

（２）住宅ニーズの把握

土木対策部は、県と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。

（３）災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

イ　応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置

（イ）設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

ａ．１戸あたり、建面積29.7㎡（９坪）を基準とする。

ｂ．あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。

ｃ．１戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ｄ．設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、村が選択した場所とする。なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

ｅ．設置方法

請負工事又はリース・買い取りにより実施する。

ｆ．着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

（ロ）入居世帯の決定

次の各号のいずれも該当する世帯のうちから村長が民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

ａ．住家が全壊、全焼又は流失した世帯

ｂ．居住する住家がない世帯

ｃ．自らの資力で住宅を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

（ハ）福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

ａ．段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。

ｂ．老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図

られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。

ｃ．被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

（ニ）応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から２か年以内とする。

ロ　住宅の応急修理

（イ）応急修理の基準

ａ．応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。

ｂ．応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。

ｃ．応急修理は、災害発生の日から１か月以内に完了するものとする。

ｄ．応急修理に要する１戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

（ロ）応急修理を受ける世帯の決定

入居世帯は、次の各号のいずれも該当する世帯のうちから村長が民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

ａ．災害のため住家が半焼又は半壊した世帯

ｂ．当面の日常生活が営み得ない世帯

ｃ．自ら資力で応急修理ができない世帯

ハ　住居又はその周辺の障害物の除去

災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき、村が実施する住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去については、以下のように実施する。

（イ）障害物の除去の基準

ａ．日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。

ｂ．１戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ｃ．除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。

ｄ．除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

（ロ）障害物の除去を受ける世帯の決定

障害物の除去を受ける世帯を、次の各号に該当する世帯のうちから村長が民生委員・児童委員等の意見を聞いて、決定する。

ａ．災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯

ｂ．当面の日常生活が営み得ない世帯

ｃ．自らの資力で障害物の除去ができない世帯

（ハ）帳簿等の備え付け等

村長は知事の委任に基づく住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常

生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ａ．救助実施記録日計表

ｂ．障害物除去の状況

ｃ．障害物除去費支出関係証拠書類

ニ　技能者、技術者の供給

村内の技能者、技術者に適宜協力を求め、県の要請に協力するものとする。

４　村が実施する住宅の供給及び確保措置（災害救助法の適用がない場合）

（１）県の基準の準用

災害救助法の適用のない応急住宅の仮設、住宅の応急修理及び住居の障害物の応急的な除去を実施する必要がある場合、村は県の実施する基準に準じて行うものとする。

（２）県への要請

村は、被災者に対する住宅の供給及び確保等を実施する上で必要な事項について、県に協力を求める。

イ　住宅の建設又は仮設上、不足する資器材の供給あっせん

ロ　建設技術者及び建設技能者の派遣又はあっせん

ハ　県有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ

ニ　その他特に必要と認める事項

５　被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、村が被災した場合は、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、他の市町村の被災に備え、応援を行うための体制を整えておく必要がある。

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第11節　文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

１　応急措置の実施責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児・児童・生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は、第一順位としては学校長等が保護者をはじめとするＰＴＡなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位としては村教育委員会がこれにあたるものとする。村長は、村教育委員会が実施する応急措置を援助・調整し、その他必要と認める措置を講じるものとする。応急措置の実施は、文教対策部が中心となって行うものとし、必要に応じて県児童・生徒対策部児童・生徒対策班に援助・協力要請を行うものとする。

また、学校等の教育施設を避難場所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、村教育委員会と県児童・生徒対策部児童・生徒対策班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

２　応急措置の実施基準

（１）被災状況等の把握

文教対策部は、学校を通じ、又は独自に村内の教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況を把握する。

■　被災状況等の連絡経路図

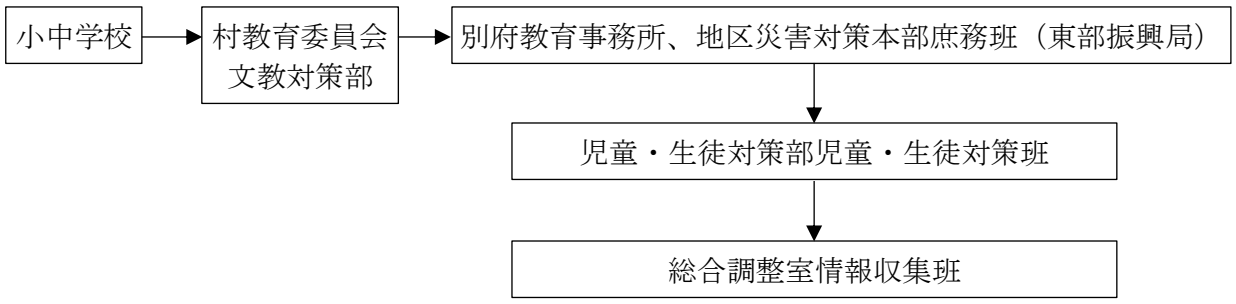

（２）教室の確保

各学校等は必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

イ　簡単な修理で、使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ　災害のため使用できない教室にかえて、体育館、特別教室等の利用を考慮する。

ハ　必要に応じて２部授業を実施する。

ニ　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館等公共施設を利用又は隣

接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

ホ　広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮設校舎を建設する。

（３）応急授業等の実施

イ　各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、とりあえず臨時休業の措置を取るとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

ロ　災害に伴い教職員に欠員を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援、協力する。

ハ　村教育委員会は、応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

（４）教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方向で供給措置を講じるものとする。

災害救助法が適用された場合、村長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

イ　給与の基準

（イ）給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対して行う。

（ロ）給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、概ね次のとおりとする。

ａ．教科書及び教材（小学校児童及び中学校生徒）

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で村教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

ｂ．文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

ｃ．通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

（ハ）給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区分	小学校	中学校
教科書及び教材	実費	実費
文房具・通学用品	生徒又は児童１人あたりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。	

（ニ）給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のない限り次のとおりとす

る。

ａ．教科書及び教材

災害発生の日から１か月以内に現物を支給するものとする。

ｂ．学用品・通学用品

災害発生の日から 15 日以内に現物を給与するものとする。

ロ　帳簿等の備え付け等

村長が知事からの委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

（イ）救助実施記録日計表

（ロ）学用品の給与状況

（ハ）学用品購入関係支払証拠書類

（ニ）備蓄物資払出証拠書類

（５）転校・転園措置及び進路指導

イ　各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講じる。

ロ　各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して、速やかな措置を講じる。

（６）幼児・児童、生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策については村、学校、警察、消防機関、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携の上、次の措置をとる。

イ　避難を行い安全を確保し、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

ロ　負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し安全を図る。

ハ　通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

ニ　災害発生時に在校していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校等からの情報を保護者へ伝達する。

（７）学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。

各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。

イ　幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を、関係法令に基づき十分に実施する。

ロ　給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。

ハ　校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。

ニ　飲料水の取扱いについて必要な監視を行う。

また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

３　その他の応急措置

（１）村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

イ　幼児・児童・生徒の集団的な移動教育

ロ　応急仮設校舎の設置

（２）その他応急教育上必要な措置

村教育委員会は、教育職員が確保できない場合に県教育委員会に支援を要請する。

４　学校等が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

（１）在校・在園中に災害が発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について村・村教育委員会と協議する。

（２）避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう村・村教育委員会、県教育委員会、県被災者救援部避難所対策班、県児童・生徒対策部児童・生徒対策班等との間で必要な協議を行う。

５　文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

（１）文化財の被害状況の調査

村教育委員会は、速やかに文化財の被災状況の調査を行い、き損届の提出の指導等必要な措置を講じるものとする。

（２）文化財の被災状況の調査、連絡体制

文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇔ 村教育委員会 ⇔ 県教育委員会 ⇔ 文化庁

国指定文化財等

（３）文化財保護のための指導等

イ　県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ　県教育委員会は、県指定等の文化財について、村教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

（４）被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

村、教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第12節　社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の村民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

１　社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、県治安対策部警備班が行うこととなるが、村及びその他関係機関はその活動に協力する。

物価の安定等に関する活動は、県支援物資部及び県地区災害対策本部各班が行うこととなるが、村及びその他の関係機関はその活動に協力する。

２　社会秩序維持のための活動

県治安対策部警備班が行う以下の活動について、社会秩序を維持するため、村民への広報、活動への協力依頼を行うものとする。また、必要により消防団等の協力を得て被災地域の見回りなど警備活動を行う。

（１）困りごと相談所の開設
（２）臨時交番等の設置
（３）防犯パトロールの実施
（４）犯罪の取り締り
（５）地域安全情報等の広報

３　物価の安定等に関する活動

県支援物資部及び県地区災害対策本部各班が行う以下の活動について、物価の高騰、悪徳商法等を抑え、被災者が安心して生活できるよう村民への周知、活動への協力依頼を行うものとする。また、商工会、漁協、農協、建設・建築業関係者、村内各商店に対し物価の安定と商品の確保について協力を要請する。

（１）生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施
（２）消費生活相談所の開設
（３）小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
（４）物価の安定等に関する情報の提供

第13節　義援物資の取扱い

本節は、災害後に村に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

１　義援物資の取扱いに関する基本方針

村は、県と同一対応を図るものとし、次の方針により義援物資を取扱う。

（１）村は企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定の上、周知する。

（２）村は、義援物資の受入れ、仕分け等に関して、必要に応じて村社会福祉協議会、県被災者救援部ボランティア調整班を通じてボランティアの協力を得る。

２　村に送付される義援物資の取扱い

（１）義援物資の取扱いに関する広報

厚生対策部は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入品目、目標量、受入場所を決定する。

総務対策部は、決定した事項について県あるいは報道機関を通じて広報する。

（２）義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、第３部第４章第５節「被服寝具その他生活必需品給与」での取扱いと同様に実施する。

３　県より村に送付される義援物資の取扱い

県支援物資部より義援物資を受入れる場合、総務対策部はあらかじめ物資の過不足の状況を把握し、受入品目、受入場所を決定しておく。

第14節　高齢者・障がい者・要保護児童等に対する災害時福祉

災害後の配慮を要する高齢者・障がい者及び要保護児童（以下、「要配慮者」という。）に対する福祉サービスの的確な遂行のための活動については、この節の定めるところにより実施する。

１　要配慮者に係る対策

災害の発生に際しては、平時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対してもニーズにあったサービスの提供等を行っていくことが重要であるため、速やかに要配慮者の把握調査を開始する。また、必要に応じて以下の措置を取る。

（１）要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、避難所へ移動させる。又は、社会福祉施設等へ緊急入所を行う。

（２）居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

２　社会福祉施設等に係る対策

社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

（１）村は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

（２）社会福祉施設等は、日常生活用品及び人力の不足数について、村及び他の施設からの応援を要請する。

（３）村は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請するとともに、復旧までの間、飲料水・食料等の必須日常生活用品の確保のための措置を講じる。

３　高齢者及び障がい者に係る対策

避難所や在宅における一般要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

（１）被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努めること。

（２）掲示板、村報、チラシ等により、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。

（３）被災した高齢者及び障がい者の車椅子等の生活必需品、介護者等の必要性を把握するための相談体制を整備すること。

（４）避難所や在宅における高齢者及び障がい者に対し、施設への緊急入所やホームヘルパー等の派遣等必要な措置を講じること。

（５）関係団体、関係業界、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。

４　児童に対する対策

被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

（１）要保護児童の把握等

イ　住民基本台帳等による犠牲者の確認、災害弔意金の支給名簿及び村民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに実態把握を行う。

ロ　避難児童及び孤児・遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

第15節　被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、村は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

１　被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）、獣医師会等関係機関・団体等を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

２　危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、国東警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

３　避難所における動物の保護

村は県被災者救援部避難所対策班及び県地区災害対策本部保健所班（東部保健所）、関係機関・団体等と協力して、飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

（１）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣
（２）避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
（３）他自治体との連絡調整及び要請

４　被災動物救護対策指針

村は「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県が行う被災動物の救護に協力をするものとする。

５　応急仮設住宅等での対応

村及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第16節　地域の孤立化対策

大規模災害により道路や通信が途絶し孤立した地域に対して、村、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、村民の安全確保を図るものとする。

１　村による対策

（１）孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
（２）避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
（３）居住地や避難所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線等の通信手段により村民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。
（４）医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。
（５）その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

２　県による対策

（１）村からの孤立情報を受けて、防災ヘリコプターの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
（２）被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
（３）放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

３　電気通信事業者による対策

（１）通信の疎通に対する応急措置
（２）災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
（３）通信の利用制限
（４）災害用伝言ダイヤル（ＮＴＴの「１７１」・「災害用伝言板ｗｅｂ１７１」など）の利用

４　道路管理者による対策

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

５　国東警察署による対策

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

第５章　社会基盤の応急対策

第１節　電気、ガス、簡易水道、下水道、通信の応急対策

第２節　道路、港湾、漁港等の応急対策

第３節　農林水産業に関する応急対策

第１節　電気、ガス、簡易水道、下水道、通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、簡易水道、下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

１　応急対策の基本方針

電気、ガス、簡易水道、下水道、通信に係る各事業者は、各々のＢＣＰなど災害時対応計画に基づき、災害による被害を被ったときには、二次災害の防止及び早期復旧に努める。また、簡易水道・下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、簡易水道・下水道一体となった対応に努める。村は事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

２　災害発生時の連絡体制の確立

（１）電気、ガス、簡易水道、下水道、通信に係る各事業者は、村が災害対策本部を設置した場合には、村に対して逐次連絡が確保できる体制をとる。
（２）人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、村のほか、県、消防機関、警察署、海上保安部へ迅速に通報する。

３　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて村民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

４　応急対策にあたっての支援

村及び県は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合や、村民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん等を行い、迅速な応急対策を支援する。また、以下の事項について各事業者から要請を受けた場合、村及び関係機関は可能な範囲で協力を行うものとする。

（１）道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
（２）道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
（３）復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての村有施設の貸与
（４）姫島村情報センターによるケーブルテレビ網・各家庭の音声告知放送設備、広報車、屋外拡声放送設備、県民安全・安心メール、インターネット（村ホームページやＳＮＳ等）による停電、復旧状況の広報

第２節　道路、港湾、漁港等の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、港湾、漁港等の応急対策について定めるものである。

１　応急対策の基本方針

道路、港湾、漁港等の管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。また、村、県及びその他の防災関係機関は、施設管理者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。

２　災害発生時の連絡系統

第３部第２章第５節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

３　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて村民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

４　応急対策にあたっての支援

村及び県は、各施設管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合や、村民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第３節　農林水産業に関する応急対策

災害による農林水産物等の防護と被害の軽減は、この節の定めるところによって実施する。

１　農作物・農地応急対策

本村の農作物は、そのほとんどが自家消費されており、ここでは、農作物についての応急対策計画は定めないが、農地災害防止については、以下の対策を講じる。

（１）大雨時に農地が冠水するおそれがある場合、ポンプによる排水を行う。
（２）樋門の適切な管理による塩害防止
（３）土木対策部による見回り

２　林産物応急対策

自家消費用に椎茸を栽培している農家が数戸ある程度のため、林産物についての応急対策計画は定めないが、森林の保護については、以下の対策を講じる。

（１）災害による被害木の伐採及び植林
（２）災害木から発生しやすいマツクイムシの駆除（伐倒、焼却）

３　水産物応急対策

村内には、海苔養殖や係留いけすによる養殖等は行われていないので、応急対策は別段定めないが、護岸、堤防に囲まれた車えび養殖池については、高潮等による被害防止のため、充分な監視体制をとり、被害の軽減に努める。

第４部　災害復旧・復興

第１章　災害復旧・復興の基本方針

第２章　公共土木施設等の災害復旧

第３章　被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

第４章　被災者支援に関する各種制度の概要

第５章　激甚災害の指定

第１章　災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第２部　災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに災害を糧にして、より災害に強い村土を後世に残すことを目的とした復興が行われる必要がある。

こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

〇村民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと

〇現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと

〇復興後の村土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと

〇被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、村では村民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の村土の姿を明確にして、計画的な災害につよい村土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取組んでいく。

加えて、職員の不足等により、村単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じる。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第２章　公共土木施設等の災害復旧

本章は被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びに、これらの施設等の再度災害発生の防止について定める。

１　災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は、改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

２　公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上、災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

３　国土交通省等の権限代行制度

県は、村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、村から要請があり、かつ村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。

４　農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む３か年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業の促進を図る。

５　その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ、前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案の上、短期間完全復旧の実施を図る。

第３章　被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

１　住民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、村では、必要に応じて「住民サポートセンター（仮称）」を設置する。

住民サポートセンター（仮称）では、概ね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

（１）各種手続・各専門分野での相談窓口の開設

○見舞金交付、資金貸付、税の減免等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

○中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

○医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（２）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（３）情報の提供

自立を図る上での様々な情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報紙等を通じた広報により提供する。

２　被災者台帳の整備及び情報提供

村及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（１）被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（２）被災者の生活再建等のための情報提供

村は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を、県に要請するものとする。

３　災害義援金の配分等（住民福祉課、出納室）

（１）配分組織の確立

災害義援金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて村に義援金配分委員会を設立する。

イ　配分委員会の構成機関

配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

（イ）村

（ロ）村議会

（ハ）社会福祉法人姫島村社会福祉協議会

（ニ）その他の関係機関

ロ　配分委員会の組織

（イ）委員の任命

村長は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。

（ロ）役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ１人置く。

（ハ）役員の職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

（ニ）委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招集を請求することができる。

（ホ）配分資料の整備、保管

会長は義援金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

（２）配分の方法等

災害救助法適用のいかんに関わらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

※なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明書の発行や義援金の配布等を求め人々が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間がかかった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの運用を図る。

第４章　被災者支援に関する各種制度の概要

第１節　経済・生活面の支援

第２節　住まいの確保・再建のための支援

第３節　農漁業・中小企業・自営業への支援

第１節　経済・生活面の支援

被災者に対する経済・生活面の支援に関する各種制度は以下のとおり。各種制度の具体的内容は資料編による。

１　災害弔慰金

２　災害障害見舞金

３　災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

４　生活福祉資金制度による貸付

５　母子寡婦福祉貸付金

６　厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

７　恩給担保貸付

８　教科書等の無償給与（災害救助法）

９　小・中学生の就学援助措置

10　幼稚園への就園奨励事業

11　特別支援学校等への修学奨励事業

12　緊急採用奨学金

13　国の教育ローン（災害特別措置）

14　児童扶養手当等の特別措置

15　地方税の特別措置

16　国税の特別措置

17　葬祭の実施（災害救助法）

18　医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

19　公共料金・使用料等の特別措置

20　放送受信料の免除

21　生活保護

22　未払賃金立替払制度

23　雇用保険の失業等給付

24　職業訓練

第２節　住まいの確保・再建のための支援

被災者に対する住まいの確保・再建のための支援に関する各種制度は以下のとおり。各種制度の具体的内容は資料編による。

１　被災者生活再建支援制度

２　大分県災害被災者住宅再建支援制度

３　災害復興住宅融資（建設）

４　災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

５　災害復興住宅融資（補修）

６　住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

７　生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

８　母子寡婦福祉資金の住宅資金

９　公営住宅への入居

10　特定優良賃貸住宅等への入居

11　住宅の応急修理（災害救助法）

12　応急仮設住宅の供与（災害救助法）

13　障害物の除去（災害救助法）

14　宅地防災工事資金融資

15　地すべり等関連住宅融資

第３節　農漁業・中小企業・自営業への支援

被災者に対する農漁業・中小企業・自営業への支援に関する各種制度は以下のとおり。各種制度の具体的内容は資料編による。

１　天災融資制度

２　農漁業者に対する資金貸付

３　災害復旧貸付

４　災害復旧高度化資金

５　経営安定関連保証

６　小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

７　災害関係保証

８　復旧・復興のための経営相談

９　職場適応訓練費の支給

第５章　激甚災害の指定

第１節　激甚災害指定の手続き

第２節　特別財政援助

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努める。

１　関係法令

（１）災害対策基本法第97条～第98条
（２）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

２　対策体系

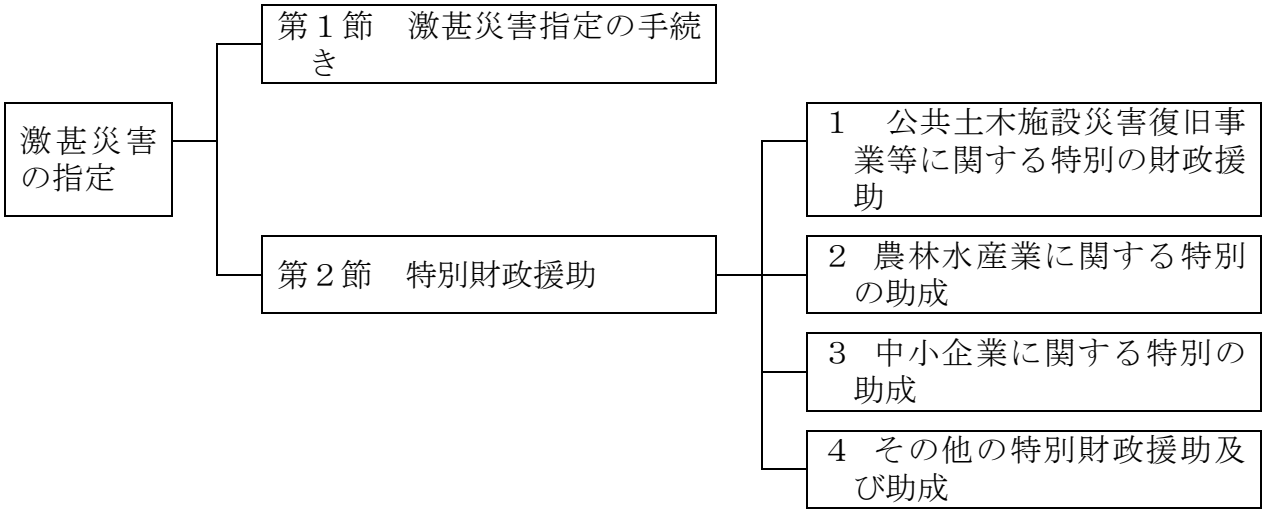

第１節　激甚災害指定の手続き

県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。

県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

第２節　特別財政援助

村長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第２章：第３条、第４条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年５月４日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年８月27日法律247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第３条及び第４条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

※過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば６～８割程度であるが、激甚災害の場合には、７～９割程度まで引き上げられることとなる。

２　農林水産業に関する特別の助成

（１）農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第５条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年５月10日法律169号）（以下、「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第５条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

※過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば概ね８割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね９割程度まで引き上げられることとなる。

（２）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第６条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第６条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

※過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば２割であるが、激甚災

害の場合には、概ね９割又は５割程度まで引き上げられることとなる。

（３）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第８条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年８月５日法律136号）（以下、「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等500万円→600万円）及び償還期限延長（３～６年→４～７年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

※なお、利率については、天災融資法の発動により、特別被災者に対して３％以内の低利で貸すなどの措置がとられている。

（４）共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その２分の１を特別に補助するものである。

（５）森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第11条の２）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の２分の１を特別に補助するものである。

３　中小企業に関する特別の助成

（１）中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定（普通保険の場合、２億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70％→80％）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

４　その他の特別財政援助及び助成

（１）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の３分の２を特例的に補助するもの。

（２）私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の２分の１を特例的に補助するもの。

（３）水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の３分の２を特例的に補助するもの（一般災害の場合、費用の３分の１を補助する予算制度がある。）。

（４）罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の４分の３を特例的に補助するものである（一般災害の場合、国庫補助率３分の２）。

（５）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない１箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法 昭和25年５月30日法律第211号）の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100％）。

姫 島 村 地 域 防 災 計 画

（風水害等対策編）

令和８年３月
姫島村防災会議

〒872-1501　大分県東国東郡姫島村1630-1
TEL：0978－87－2281
FAX：0978－87－3629
URL　https://www.himeshima.jp
企画・編集：姫島村　総務課